



ママを殴らないで。

子どもは見ています。ママに暴力をふるう、こわいパパを見ています。ひとりでの悩み、悲しみ、苦しむママを見ています。そのつらい体験が、未来におよぼす影響を考えて見て下さい。妻やパートナーへの暴力、ドメスティック・バイオレンスは犯罪です。子どもを巻き込む犯罪です。

ドメスティック・バイオレンス 公開セミナー報告書 ～家庭内における女性と子どもへの影響～

2000年11月1日(水) 13:30 - 16:00

千葉市民会館・小ホール

【主催】 財団法人 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金) 【後援】 総理府

プログラム

13時30分～13時35分 開会のあいさつ

13時35分～13時50分 DV啓発ビデオ上映

13時50分～14時50分 報告

【報告者】

吉廣 紀代子（ノンフィクションライター）

山口 恵美子（家庭問題情報センター理事兼事務局長）

佐々木 祐生（まこと保育園園長）

14時50分～15時30分 パネルディスカッション

【パネリスト】

吉廣 紀代子（ノンフィクションライター）

山口 恵美子（家庭問題情報センター理事兼事務局長）

佐々木 祐生（まこと保育園園長）

【コーディネーター】 松田 瑞穂（アジア女性基金業務部長）

15時30分～16時00分 質疑応答（会場からの意見・質問）

プロフィール

吉廣 紀代子（よしひろ きよこ） ノンフィクションライター

報知新聞記者を経て、1972年よりライター。「非婚時代」（三省堂、朝日文庫）をはじめ、女性や夫婦、家族や子どもに関する著書多数。1997年に「殴る夫 逃げられない妻」（青木書店）で、DVの実態を明らかにして以降、DVのさまざまなケースを追い、現在DVが子どもに及ぼす影響について取材執筆活動中。

山口 恵美子（やまぐち えみこ） 社団法人家庭問題情報センター理事兼事務局長

家庭裁判所調査官歴7年。その後保育所の開設など地域の子どもの問題に取り組むかたわら、東京都女性情報センター（現東京ウイメンズプラザ）主任専門員として女性問題解決の援助に関わる。1993年（社）家庭問題情報センターの設立に参加し、以来臨床心理士として相談などに従事。

佐々木 祐生（ささき ゆうせい） 社会福祉法人 聖救主福祉会理事、まこと保育園園長

長年外国人問題、特にフィリピンの女性や子どもに関わる問題に取り組む。

松田 瑞穂（まつだ みずほ） アジア女性基金業務部長

報告 1

吉廣紀代子

(ノンフィクションライター)

こんにちは。私は最初の報告者で、次のお二人の報告者が個別のケースについてお話しになるということなので、被害を受ける女性と子どもにまずどのような複合的な影響が及ぼされているかということ、日本だけではなく、私が調べられた範囲でお話しさせていただきたいと思えます。

まず東京都の調査が、子どもへの影響を報告しています。それは1997年11月に行われた面接調査から、被害者の母親が、子どもにどのような影響を及ぼしているかを調査員に話したことをまとめたものです。

その面接調査は、全部で52の方が受けられたのですが、子どもがいるという人が45件で、自分も被害を受けていながら、子どもにも暴力が及んでいるのが29件、割合にすると64%影響しているということです。

子どもが複数いる人の場合、全部の子どもに暴力が及んでいるかどうかというのはそれぞれでして、子ども全員に及んでいるという人が24人、全員ではないという人が5人です。ですから29件のうち、子どもが複数いる場合に全員が殴られている割合が8割を超えています。精神的な暴力も含めてですが、そういう結果が出ています。

それからもう1つ、日本で子どもとの影響を調べたもので、日本弁護士連合会（日弁連）が、80年代の終わりくらいから「女性の権利110番」という電話相談を年間、日時を定めてやっているんですが、ドメスティック・バイオレンス（以下DVと略す）の相談ケースが多くなったので、94年から特別にDVの電話相談を受けるということを続けておりまして、その電話相談の中で、その子どもの影響にまで及んだ話が大体半数以上、過半数を超えていたということです。

お隣の韓国では、東アジアでは最初に暴力防止法案、家庭内の暴力が犯罪であるという法律ができた国なんですが、皆さんご存知のように、韓国というのは長い間封建制が続きまして、私は韓国の女性から直接聞いたんですが、「女とメンタイはたたくほうが味が出る」と言ういわれがあるそうです。そのメンタイというのは明太子じゃなくて干して干物にする、日本ではタラと言われている魚です。これをたたけば味が出てくるというのを、女とタラを一緒にしたような言い方をしていたような国なんですが、韓国



は大統領を直接選ぶので、大統領を代えるために女性運動の活動家たちが、かなりいろいろなサポートをして、法案を通したという歴史があります。韓国で、日本の厚生省にあたるところが、子どもと被害者への影響がどのように及んでいるかということ調査した結果がありまして、大体暴力をふるう夫は過半数が子どもにも暴力をふるっているということが出ています。

それから、ある大学が行った調査によると、殴られている母親の37%が、子どもを殴っているという報告もされています。それは被害者である妻がストレスから子どもを殴って、子どもに対しては加害者になりうるということでもあります。

今まで日本では児童虐待とDVは切り離されて考えられていたわけですがけれども、DVから子どもへの虐待ということを考察してみると、児童虐待がDVの中で、半数以上行われているというのはアメリカでもイギリスでも公にされているデータですので、家庭の中でDVが原因で児童虐待につながる、つまりDVの家庭が児童虐待の温床になっていると言えるのではないかと思います。

どのような影響が及ぼされているのかと言いますと、東京都の調査の中で、母親が子どもにあらわれた問題や症状として回答した中で、一番多いのが父への憎悪、恐れです。これは父親になつかないとか、父親と思いたくないとか、父親がいるとリラックスできない、緊張してしまうといったことです。

2番目に多く挙げられたのが性格や情緒の歪みです。例えば口をきかないとか、情緒不安定とか、ほかの子どもにいざるとか、そういう問題点があらわれています。

3 番目は不登校、学校に行かなくなる。4 番目が吐く、おもらし、泣く、チックなどです。

それからノイローゼになったり、自殺を図る。本人が兄弟、友人などに暴力を振るうようになる。あとは無気力とか無感動とか、いろいろと挙げられていますが、こういう問題が起こっているわけです。

アメリカでは、DV への取り組みも日本より 20 年くらい先に進んでいて、児童虐待についても、60 年代の前半から小児科の医師やカウンセラーが、児童虐待の実態を明らかにしています。90 年代になって、DV が連邦の法律として施行されてからはどういう点が問題視されているかという、まず子どもが父親から殴られる、暴言を吐かれる、存在を否定されるというより以前に、子どもが、自分の母親が父親にひどく殴られていたり、おどされていたり、けがを負わされたり、血を出させられたりしているのを目撃すること自体が、被害者と同じような被害を受ける結果になるということがいろいろなところで報告されています。

例えば、マサチューセッツ州の最高裁判所では判例として、DV を目撃する子どもは、その被害者と同様に深刻な影響を受けるということが出ています。

東京都の調査は0歳以降のケースが対象の調査だったわけですが、アメリカでは生まれてくる前、つまり母親が妊娠中に暴力を受けたことによって、生まれてくる子どもに既に影響があらわれるという点も報告されています。

例えば、予定日より早く生まれる早産である、標準的な体重まで育っていない、生まれたあと成長が遅いといった妊娠中の胎児の影響まで報告されています。

アメリカの場合には暴力の件数がたいへん多いので、とにかく世代連鎖をやめさせなければいけないということで、子どもへの対策もいろいろと行われていますが、小さいときから父親の暴力を目撃して育った子どもは、それを深くインプットして、大人になった後、暴力をふるう側になるか、あるいは暴力を受ける側になるという可能性が非常に大きいということが報告されています。

イギリスでは、歴史的に親指の法則というのがありまして、夫たるもの親指の太さ以下のむちで妻をたたいてもいいという法律があった国なんです。家庭内の暴力には、警察は立ち入らないという取り決めが行われていたような国だったんですが、ここにきて急激に警察が取り組みを改めまして、今は、イギリスの警察は民間の NGO と協力して非常に積極的な取り組みをしています。イギリスの調査報告によれば、DV を目撃することによって、子どもにも

たらされる精神的影響は過少評価されるべきではないと認識されています。どういう問題が起こるかという、抑うつです。うつ病ぼくなったり、不安、活動亢進。活動亢進というのは多動行動と言われている、じっとしてられないような行動や、集中困難、睡眠・摂食障害、攻撃性の促進、ストレス障害というようなことが挙げられています。

イギリスの警察が作ったマニュアルには、親は子どもへの影響を隠す傾向にある、と書かれています。例えば通報があって警察官が家庭に行っても「いや子どもは大丈夫です」というようなことを言う場合が多いそうです。しかし、警察官はその親の言葉に惑わされないように、以下のうちいずれかの兆候がないか見極めるべきであるというマニュアルがあります。子どもがかんしゃく持ちであるかどうか、学校で、あるいは兄弟間で恒常的なけんかをやっているかどうか、いじめっ子的気質を示しているかどうか、家の内外で物にあたっているといった現象がないか、ペットを残酷に扱っていないか、人をぶったりけったり首を締めるなどして、何か自分に注意を向けようとしているような傾向がないかどうか、子どもが非常に内気になっていないか、子どもの前で大人が手を振りあげると、それに対して自動的に反応して身をすくめてしまわないか。こういう兆候が子どもにあらわれているかどうかということ警察官がその場でチェックするようにということを取り決めています。

日本でも今まで児童虐待は児童虐待で、DV は DV という対策が立てられてきたわけですが、今年の 11 月から児童虐待防止法が施行されるようになるわけですがけれども、DV と児童虐待は非常に関連しているわけですから、妻を救うことが、子どもを救うことにもつながるという方向で、今後は DV に対応していく必要があるのではないかと考えています。とりあえず今の日本をはじめ対策が進んでいる国も含めて、ご紹介させていただきました。

私どもの家庭問題情報センターは、相談を中心とした仕事、特に女性の離婚問題を多く扱っています。個別の面接相談と、女性を対象にした電話相談、そして面接交渉援助と言って、離婚後、あるいは別居中の親と子どもがうまく会えるようなお手伝いをしています。子どもには直接暴力を振るっていないから、自分は子どもとはうまくいくと言って、強固に自己主張なさる男性を、子が怖がらずに会えるような父親に変えていくというようなお手伝いをすることがあります。

それから相談の他に鑑定といひまして、離婚問題が調停で終わらずに訴訟になったような場合に、親権の帰趨をめぐって両者の対立が治まらないときに、親権の適正判断ということを求められる仕事もしています。鑑定人として、そういったことに関与していく中で、きょうのテーマに直接触れるようなケースを数多く扱っていますので、後ほど鑑定事例の分析の報告をさせていただきます。

またセミナーも開催しています。子どものいる夫婦の離婚というテーマを取り扱って何年も経ちます。千葉でも何回か支部が開催しておりますのでご存知かとも思いますが、これはいわゆる DV に局在しないまでも、離婚後も両親が大人として成長して、親機能を発揮するようにならないとこの福祉が実現いたしませんので、親教育をお手伝いするというようなことです。

ふだんそういうことをやっていることから、離婚問題を抱えた女性たちを対象に、少し探っていこうということで実態調査を行いました。今のようなふだんの活動がそういう動機になっていると同時に、離婚問題ということテーマの中心に据えることが妥当であるということは、たぶんきょうビデオをごらんになってご理解いただけたと思いますが、DV は 3 本の柱になっているというようなお話でした。女性が申し立てを行う調停の離婚理由の 3 つの柱も大体同じなのです。離婚を体験する女性は少なからず DV の洗礼は受けているわけです。

私どもが 3 年間にわたって行った調査の報告を少しさせていただきます。最初は平成 9 年度です。「家庭における女性の尊厳侵害」というテーマで、ずっと蓄積しておりました個別面接の記録の整理分析を行いました。離婚のテーマが DV の問題を分析するのにふさわしいかどうかと



いうことを探ったわけですが、侵害の形態を整理してみてもそれはまさに当たっておりました。先ほど申し上げたとおりです。

この分析作業を通じて、私どもが新たな注目をいたしましたのは、3 つの柱と言われているようなことのほかに、経済的侵害ということ。これは DV というのをどう定義するかによって違ってくると思いますが、トライアングルから脱出できないのは経済的な不安によることがかなりありますが、侵害状況としてもかなり経済的制裁を受けているという実態が注目されました。

それから、離婚をめぐって親族というのがかなり関与しており、商家の妻が土間に土下座をさせられて謝ったというようなことがまだ現実にはあるということでした。

それからもう一つ、次の年度の研究につながることで、被害者である女性には子ども時代に経験した、父とか近親者からの暴力的、性的な被害体験がかなりある。それが夫との親密性の形成の阻害要因になっていて、親密感のある夫婦が形成できない。そして夫の暴力が出てくるというようなときに、女性の対応の仕方が悪いからだとか批判されていて、男と女の関係から原因が出發しているけれど、実は妻自身が子どもとして成長する過程で受けてきた経験が既にそこに素地として存在するのではないかと。私どもの DV の世代を超えての連鎖や再生産に関する最初の注目点は、ここから出發しています。

平成 10 年度になりまして、私どもは 9 年度の結果から、子ども時代に被害を受けた女性としての母親、妻というのに注目して、被害者でありながら同時に加害者になるという役割を DV がしているのではないかと、そういうことを中

心に、女性が担っている負の遺産とは何だろうかということで分析をいたしました。

その結果として、きょうお伝えしておきたいことは2点ありまして、それは子への加害者としての気づきというのは実は非常に難しい。隠すという話が吉廣さんからありましたけれど、自分が被害者であるということに夢中になっておりまして、気づきにくいということが非常に注目されました。特に子どもを抱え込んで、子どもとの過剰な一体化をしている場合には、被害者同盟となっているために、自分が加害者であるということにいかん気づきにくいということです。

それからもう1つは、負の遺産そのものは一体どういうことなんだろうかということ、少し抽象的に整理させていただきました。それを3つほど挙げますと、依存性、現実否認、そして硬直性といったこととなります。物事に対応していく対処能力、問題解決能力としてデメリットになるような負の遺産を女性が生育過程の中から引き継いでしまっている。それが問題解決を困難にしているんじゃないかと。

依存性というのはどちらかといえば支配型の父と、それに対して服従型の母、そういう両親をもつ家庭が目立つような感じでした。

現実否認というのは、判断基準が妻自身にあって、思いどおりにならないことが被害であるということで、こういった現実否認をなさる方はどちらかといえば経済的に恵まれて、父母の生きかたを肯定的に取り込んでいらっしゃる。自分が中心という方です。

硬直性という問題を抱えていらっしゃる方は、過去と自分の心の傷へのとらわれがあまりにも強く、外に目を向けることができない。言ってみれば、PTSD(心的外傷後ストレス障害)状態のようなものを引きずっているということだと思います。これは育った家庭でいえば、著しい機能不全家庭の方が目につくと、分析されております。

最後に平成11年度の報告ですが、ここでは2つのことをお伝えしておきたいと思います。1つは、同じような状況に直面した場合に、それを乗り越えていける女性と、やはりつまずいたまま乗り越えていけない女性、その違いはどこからくるんだろうか。これを子ども、シェルターをもたない相談機関として、やはり見極めていきたい、援助の方法をそこから探していきたいということがあって、1つそういうテーマを追いました。

これにつきましては、妻とその実家の親との関係から、

親子関係模倣型、親子関係克服型、親子関係再生産型、親子関係希薄型、という4グループに分けることができました。前2年間はおっぱら離婚問題を抱えている方々を中心に分析してきました。困難を乗り越えた女性たちに出会いたいということから、離婚問題にかかわっていない一般の主婦の人も加えまして、100人まではいっておりませんが、かなりの数の対象者を分析しました。

第一の親子関係模倣型は、愛情とけじめの両方を兼ね備えた父母が背景に存在しております。その中で育った娘が夫婦として対応しているときに、かなりわからず屋の夫やひどい夫もありますが、けんかしたり落ち込んだりそういうことをしながらも、家庭ってそんなにいつもいいことばかりはないものだ、というような見方ができて、親の有り様をそのまま無自覚に繰り返しながらうまくいっているというタイプです。

2番目の関係克服型というのは、実は先ほどから言っているような親の負の遺産を抱えた人たちですが、そのことに自分が気づいた後の取り組みがきちんとできていて、今の夫婦関係が、実は4つのグループの中では一番いい人たちです。この問題克服のできた女性たちの夫というのは家事手伝いを形だけでなく誠意を込めてしてくださるとか、言葉でもきちんと、妻を支える言葉を発することができる。そういうようなすぐれた男性たちなんです。男性もそういう女性を見る目があるんであろうし、問題を克服できるだけの前向きな姿勢で生きている女性はいいい男性にめぐり合うことができるんじゃないかといえそうです。

3番目の親子関係再生産型は、負の遺産をそのまま再生産しているというグループです。これは私たちが一番臨床で出会っている人たちで、第2のグループに近づけていくということが問題の解決になるかというヒントを得たと思っております。

4番目の親子関係希薄型は、ニューファミリーあたりからの家庭の中で見られる現象ではないかと思うのですが、子どもから見ると両親は必ずしもけんかをしたりしてうまくいってないとは見られていないのです。楽しく遊ぶ、友だち家族、友達親子というような仲で、物事のけじめというのが一切教えられていない。快樂の快だけは伝わっているけれども、規則とかルールとかそういったものの境界のない家族なんです。こういう両親の娘夫婦の場合には、夫婦間も非常に夫婦意識があいまいといいますが、他にも多くの異性関係が発生しております。

私どもの調査アンケートは回答にかなりの記述能力を

要しますので、第4番目はグループとしては存在しておりますが、回答者数としてはそれほど多くありませんでした。ただこれからの世の中の世相を考えていくと、第4番目のグループがだんだんふえていくのではないかと、気がかりでございました。

最後に平成11年度の報告のもう1点でございますが、これは子どもが鑑定に直接携わった事例から15事例ぐらいいを取り出しまして、母親があまり気づいていないけれども、離婚の紛争の中で、子どもは一体どの被害を受けているのであろうかということを鑑定人という第三者の目から見たことを分析したものです。

基本的人権の侵害と、発達心理的な侵害、そして身体生理的な障害の3つに分けました。基本的人権の侵害のところでは、人格の否定と自由の否定。人格の否定というのは、言ってみれば子どもを物扱いにしている。1週間ごとに奪い合ったり、1カ月ごとに取りかえしたり、親族一同が車で追突し合いながら取り戻してくるというようなさまざまの取り合いを展開しています。

自由の否定というところでは、まず行動の制限を受けています。奪いかえしを当事者は非常に恐れておりますから、3階建ての家の屋上でしか遊ばせてもらえないとか、学校に行かせてもらえない、というような行動の自由も奪われているケースがあります。

それから子どもですから、言論というよりは物を言う自由ということになりますが、お父さんにはこう言わなければだめとか、母が会いに来たらこう言ってやりなさいとか、こういうことは言うてはいけないとか、そういう制約を非常に受けております。

2番目は発達心理的な侵害でその中を3つに分けております。最初が心理的な外傷、列挙していきますと、母性の剥奪、忠誠心葛藤、自罰感情、恐怖体験、過熟(育ち過ぎ)、そしてその反対の退行や子どもに対する直接の虐待など。次に発達の障害になっているようなものとして、生活習慣の獲得の遅滞、社会性の発達の遅滞、同時に平行して知育への偏重、大人だけの中に囲われていることで、こういったことが起きています。3つ目が性同一性へのゆがみ、異性への敵視、恐怖などです。

大別した3番目は、身体的生理的障害などで、いろいろな心身症状を呈していることが認められます。その他には、心的外傷の中で、適応障害とか情緒不安定などもあがっています。

まとめとして、子どもが非常に気になったのは、離婚を

DVと非常に近い関係の問題事象としたときに、鑑定を受けるような事例では、離婚の再生産率が7割だということ。そして特に母親と別離した息子が夫になったときに、女性に対する怒り、敵視、そして子どもに対して理想の教育(子育て)を強要する過熱現象が見られるということです。

私は今紹介にございましたように、いわゆる普通の保育園の園長として仕事をしており、さきほどご報告をいただいたお二人のように、相談業務について専門的にやっているわけではありません。保育園で仮に子どもの虐待等があった場合、すぐ児童相談所というところにそのケースを送りまして、児童相談所から然るべき施設、例えば児童擁護施設等に依頼をして、といったケースが主で、いわゆる普通の保育園の中で際立ったケースというものはそれほど多くはないんです。私は今日は、近年少年犯罪等かなりショッキングな報告がありますが、ほとんど彼らは普通の子だった、あるいは普通の子であるというようなことをお話ししたいと思います。このことに関連で、実は私が勤めているような普通の保育園でどんなことが起こっているのかということ、それがどう関連があるのかということについて、少しだけお話ができるのかなというふうに思っています。

私は現在保育園の勤務以外に、ボランティアとして、キリスト教会がやっております外国人の人権擁護のかかわりの中で、ひとつ今請け負っているケースと、保育園に来ている子どものケースの2つについてご報告をさせていただければと思っています。

まず第1番目のケースですが、夫日本人45歳、離婚歴あり。妻フィリピン人24歳、初婚。子ども、男児2歳。家族3人都内のアパートに住み、両親ともスナックで働いていました。就労中の育児は妻の友人に頼んでいた。2人の間には喧嘩が絶えず、時には顔を殴打され仕事を休まなければならないこともあったようです。原因は金銭、夫の浮気とのことです。現在彼女は夫に内緒で子どもと共に某県にいる姉のアパートにとりあえず避難しています。彼女自身、何度も離婚をして子どもと2人でという希望はあったのですが、もし彼女が離婚をすると、外国人であるということでもまず問題になるのはビザ。今の日本人配偶者の妻という資格のビザがなくなってしまう。それはつまり自分が自国へ帰らなければいけないということにもなり、どうしても踏み切れないということです。

もう1つ、離婚をして彼女が日本にとどまるという選択。彼女自身は、フィリピン本国にいる家族への仕送りも担っている関係上、どうしても日本にとどまらなければいけな

い。この場合に、いわゆるビザがないのでオーバーステイという形で、不法滞在という負い目を感じながら毎日を送っていかねばいけないというようなことがあり、なかなか決断ができない状況でした。実はこの夏に、ご主人の先妻の18歳になるお子さんが出産したため、その赤ちゃんもフィリピン人の女性に子育てを一緒にさせるというようなことになりました。彼女は自分の子どもと先妻の娘さんの子どもの2人を育てなければいけないという状況です。仕事を辞め、2人の子どもを育てることが1か月ほど続きましたが、夫からの約束である生活費及びフィリピンの家族への仕送り、これがまったくなされない。毎日1,000円から3,000円くらいの食費を与えられて、2人の赤ん坊を育てるという状況になり、彼女自身はもうこれではだめだということで私のところへ来て、とりあえず別居するということになりました。

このような日本人同士では考えられないような状況で苦しんでいる女性、あるいは子どもたちがかなりいるということもひとつお伝えしたいなというふうに思って、ここへ参ったわけです。実は彼女自身が考えていた離婚をしたらビザがなくなりオーバーステイになるということは間違いでして、今は入管法等々で、日本人の子どもを養育するお母さんは、外国人であっても永住ビザはもらえるというふうになっています。その辺の情報がまだみんなに伝わっていないというところで、非常に大きな不安を抱えながら生活をしているわけであります。

このような状況の中で、2歳になる子どもがどのような状況であるかということですが、今はまだ喃語、アーとかウーとかその喃語しかしゃべれないわけです。そして、多動といいますが、落ち着きがなく、もう常時情緒不安定でありまして、このことについては、私は本当に心を痛めております。

直接子どもに暴力、あるいは乱暴等があるわけではありませんけれども、私が考えるには、やっぱり子どもが子どもとしてきちっと育つ環境、これを整えていないということはまさにバイオレンスです。このバイオレンスという語句について辞書をひもきますと、害というものも含まれているわけですが、つまり子どもが子どもとしてきちっと育てられる環境を害する親たち。しかもそのことの気

づきがない親たちは、本当にお子さんに対するバイオレンスではないかなということで、きょうご報告を1点させていただきます。

それからもう1点ですが、これは私どもの保育園に3歳になってから来た男の子のケースです。仮にY君と呼びますけれども、Y君は私どもの保育園に入ってきたときは3歳で、大変行儀のよい、手のかからない子どもだったわけです。この子どもが1年たったときにどうなったかと言いますと、クラスで一番の要注意人物になりました。彼は3歳のときから、年齢にふさわしくない、子どもらしくない子どもといいますが、読み書きはもちろんのこと、言葉づかいも大人言葉でありますし、私たちに対しては本当に礼儀正しいお子さんでありました。

しかしY君のそういう態度というものは大人にだけ向けられたものなんです。子ども同士になると、たいへんなトラブルメーカーで、好き嫌いが非常にはっきりしています。自分が遊んでいるところへ自分の嫌いな子どもが仲間に入りたいというようなときは、もう入れないという断りだけではなくて、即相手の痛みをほとんど気にせず徹底的に殴るけるというようなことがあります。

ところが、この子どもが殴るけるをするときには、必ず大人の目を見ます。先生あるいは保護者等がいるときは絶対にしません。子ども同士のところ、大人の目の届かないところでそのようなことをするのです。そんな彼が、もうそろそろ年長になるという頃に、夕方、園庭で遊んでいました。そこに発達遅滞の子どもが仲間に入れてほしいということで行かして、一緒に遊んでいたそのY君以外のお子さんが仲間に入れた。ところがY君は気に入らずに、彼を突き飛ばして泣かせてしまった。しかしその子どもはどうしても一緒に遊びたいということで、再び入ってきました。そうなったときに、Y君は部屋に戻って、工作用のはさみを持ってきて、彼の頭の毛をジョキジョキザクザクと切ってしまったというような、私どもとしては大変ショックの大きい事件がありました。

この事件の顛末をご報告する時間はちょっとありませんが、このY君は、入園したときは、お父さんとお父さんのお母さんとY君の3人で生活をしていました。後になっておばあさんから聞いてわかったことですが、おばあさんの話では「だめな嫁だった」という一言でありました。そしてだめな嫁と言われたお母さんは、Y君が2歳半のときに離婚をして、Y君を夫のほうへ残し出ていってしまったわけです。その後、Y君はおばあさんに育てられました。



そして先ほどお話がありました分析の中でも指摘はされておりましたけれども、おばあさんといたしましては、知識先行型といいますが、厳しいしつけと知識を与えるというようなことの結果、先ほど申しましたように3歳児でもう読み書きができ、礼儀正しいふるまいはできるというような子どもになってしまったわけであります。

本来は、子どもにとって子育てというのは順番があります。これについて詳細は今申し上げられませんが、この子どもも赤ん坊から順次育っていく過程の中で、本来の発達順序をスキップしてしまうというような部分的に手順を省いた結果、アンバランスな成長になったと考えられます。このような形で、子どもたちにとっては、自分たちの育つ環境がどうであるかということが一生つきまってくるということの再確認をさせていただければと思った次第です。

パネルディスカッション

コーディネーター
パネリスト

松田 瑞穂（アジア女性基金業務部長）

吉廣紀代子（ノンフィクションライター）

山口恵美子（家庭問題情報センター理事兼事務局長）

佐々木祐生（まこと保育園園長）

【松田】 きょうは雨の日で、その上お昼の時間帯にお集まりいただきましてありがとうございます。アジア女性基金では、女性の尊厳を守るためにどうことができるかという今日の女性が直面する人権侵害や暴力についての事業をこの4年やっております。去年はDVについての啓発活動やさまざまな取り組みをやってまいりました。そしていろいろな調査、研究を通して、やはりDVと子どもに対する暴力、これは切り離して考えられない問題である上、それが子どもの虐待につながっているという結果が見えてきました。そのため、きょうは、皆様に今実態がどういう状況にあるのかということについて、さまざまな角度からお話しいただきました。

これから30分ほどの時間で、今ご報告いただいたことについてもう少し深めていって、地域、家庭、そして子どもに対して今何が必要なのか、あるいは自分の隣にDVで被害を受けている女性がいた場合にどういう対応するのが最善かというようなことについて、皆様と一緒に考えていければと思います。

今皆様のお話を聞いておまして、やはりDVがある家庭では、子どもが暴力を振るわれている、振るわれていないにかかわらず子どもへの影響があるということがいえると思います。それについて、もう1度講師の皆様、例えばお互いの話を聞いた上で、こういうところをもう少し議論したらというようなことを出していただければと思います。吉廣さん、どうですか？

【吉廣】 山口さんにお尋ねしたいんですが、先ほど私がマサチューセッツ州の最高裁で、DVを子どもが目撃することは被害者と同じようなダメージを受けるということが判例として出されたということを述べました。それは日本でいうところの先ほど山口さんがおっしゃった面接交渉権に絡んでの問題なんです。つまり最高裁以前に、アメリカでは面接交渉権と言わないで身上監護権という言い方をしますが、DVが原因で離婚した場合、そ



うでない離婚したカップルと同じように子どもに対して面接交渉権を認めるのではなく、父親が加害者ですから、父親に会わせるかどうかということを経験所はもっと慎重に検討すべきだということで、これは同じような被害をうむ可能性があるということだったんです。

それで、私も今回10人以上のDVの家庭で育った子どもを取材して、先ほど離婚した夫婦の父親にできるだけ子どもを会わせるような方向でいろいろカウンセリングをしたりというようなことだったんですが、そのDVが見られる場合と見られない場合というのは、ある程度DVを考慮した上でそれをやってらっしゃるのかどうか、ちょっとお話を聞きながらどうなのかな思ったんですけれども。その点、お答えいただけますでしょうか。

【山口】 私は民間の相談機関という立場ですので、裁判所の立場というのはちょっと今日は触れてはいけないんじゃないかと思いますが、それでもあえて申しますと、日本の場合、全体の傾向としてはまだ共同監護の法文化がありませんので、全体としてはまだ父の権利というのが十分に保証されていないという認識だと思います。

ただアメリカの先例が必ずしも共同監護の実践としてうまくいってないということも、今日本の状況の中にいろんな影響を与えておまして、吉廣さんがご指摘していらっしゃるようなDVのあった夫婦の離婚後の面接交渉と

というのは、裁判所でも非常に慎重に取り扱っていることは事実です。そして面接交渉は最終的に調停で2人の間に合意ができなければ、裁判所が判断して、審判という形で会わせる、会わせないの判断を下しますので、そのあたりでは慎重に判断されております。

私どもは、そういう中からかなり困難なケースでありながら、なおかつどうしても父親が会うことをあきらめないといったケース、あるいは父親との関係で、母親とは別の側面から見ればいい関係がありながら、母親との感情のトラブルで子どもと父との関係が切れていくようなケースをお手伝いしています。ひとつ言えることは、被害があったかないかということはもちろん大事なんですけど、母親がそういった感情からどれだけ立ち直れているかによって、受け入れる能力が変わってくる。ですから、子どもがおびえているかどうかは実はあまり大事ではなくて、母親が父親をおびえているかどうか、そちらが非常に大事になってきます。

私は現に今面接交渉を援助している1例では、審判はノーという判断を下したんです。ところが抗告がありまして高裁に行きましたところ、その判断が十分な調査のもとに行われているとは判断しがたいということで、面接交渉を認める方向での棄却があったわけです。それで調停に戻ってまいりまして、私どもの機関が援助を依頼されましたので、この夏休みに実際に私が援助者としてサポートいたしました。

その中で、お母さんがどんなふうに変わっていくかというのがちょっと参考になるかもしれません。初めは本当に拒否と拒否のお手紙合戦をいただきました。ただ会うことにはとにかく合意しているので、私と一度ずつ会って、会うことへの配慮を十分に作るからと。いつでも中止するからというようなことで、お母さんの了解をとってお会いしました。結果的には40分の面接交渉を、ある水族館にお連れしてできたんです。

その結果、お母さんから「お父さんのことはやっぱり嫌いだ」と娘が言っていますとお話がありましたので、次のような助言をしました。「ああ、それはお母さんに言っても大丈夫だと、子どもにとって安心だから口に出せたので、そう言えるということはとってもいい方向ですね」と、「それを受け取ったお母さんがびくびく反応しないで、聞き流せるようになる」とさらに子どもは安心できるでしょうね」、「だから子どもが言ったことに過敏になりすぎないようにしてください」と。すると母親は背後にいる両親

に、帰ったときに子どもの反応に過敏にならないようにということをお母さんに電話をしておきますとおっしゃったんです。それだけもう主体的に行動が変わったんです。ここへ行き着くまでに、裁判の経過を含めて何年というプロセスがあるんですが、やはりエンパワメントという言葉で表現したらいいかと思いますが、これが非常に大事だと思います。

それから裁判所では、本当にだめなときには罰則を課するという形で、金銭的解決をしたりすることもままあります。

【松田】 ただそのときに、お母さんのほうに拒否反応があるだけではなくて、今度は子どものほうの意思、つまり、会いたい、会いたくない、ということについてどういうふうな対応をするのか。そこら辺は、日本ですと母親の意見は重く聞かれるんですが、なかなか子どもさん自体、本人の意思の確認というのがなかなかできていないと思います。そこはいかがでしょうか。

【山口】 子どもの意思の確認というのは一番難しい課題です。公式には15歳になったら権利として認められていますが、実務的に言いますと、私どもは少なくとも小学校の中学年以上の子どもには聞いてあげていいのではないかと考えています。ただ聞き方は非常に難しいです。

子どもは、例えば父に対する好意を母に遠慮しながら話すときに、人間の話をしません。住みかの話に置きかえます。お父さんはどういうところに住んでいるんだろうとか、それから逆に親権を移されたくないときに、お母さんが嫌とかお父さんが嫌とか言わずに、馴染んだこの家がいいと言う、子どもは神経を使って両方に顔を立てる言い方をします。そういったあたり、心理テストや何かいろんなものを重ねながら言語及び言語化ができない子どもの心情を、私どもは推定していくわけですが、大変難しいのは事実です。

【松田】 たぶん保育園のお子さんですともっと年齢が低いので、意思の確認などはなかなかできないんですが、先ほどのお話の中にもあったように、母親と子どもが一体化しすぎて、その母親の意思は全部子どもの意思だみたいな表現の仕方というのは非常に多いと思うんです。保育園でも暴力はないにしても、親の無意識の抑圧による子どもに対する影響というのは今非常に大きな問題ではないかと思っています。そこら辺はいかがですか。

【佐々木】 今私のところでは、先ほど申し上げたケースではないんですけれども、離婚に当たって、たまたまお子さんが2人いて、そのお子さんたちは4歳、5歳ですが、このお子さんたちに、どちらがよいのかということについて、親なり、あるいは裁判所なりでいろいろ調停中でした。それについて、実は私どもへ依頼があったんです。つまり直接当事者ではなくて、第三者的な保育園の保育士なり、あるいは園長なりという立場でどちらがいいのか。ですから、そこはつまり子どもの意思を確認するすべが大人のほうにはないわけです。大人のというのは、つまり当事者だけではなくて我々にも実はないんです。

その場合に、どういうふうに決めていくかということは、じゃあ我々が見た子どもの育ち等でどちらがいいのか、そういう判断をしてくださいみたいなものがあるんですが、それはまったくできないことですよね。

もうひとつ言えば、僕らは子どもに、お父さんとお母さんのどっちがいいのか、ということは、基本的にしたくない。つまり両方いいんです。

【松田】 吉廣さんはたぶんマニュアル化されている、そういう意味ではいろいろなケースをご存じだと思うんですがいかがでしょうか。

【吉廣】 暴力があるなしにかかわらず、離婚は裁判所も破綻主義をとっておりますから、地方裁判所までいけば3年間くらい別居の事実があったらこれはもう離婚というのはスムーズにできるんです。ただ子どもがいる場合の離婚は親権の奪い合いというのが非常に難しい。以前は子どもが小さいと大体母親に親権がすんなり認められていたんですけれども、父親が子どもを養育したいという人が増えているんです。裁判というのは、日本の欠点としてすごく時間がかかるので、気が短い親というのは、主として奪うのは父親なんです、子どもを途中で誘拐しちゃったりして連れ去るという例が拙著の中にも1例あるんです。

そうすると、今山口さんがおっしゃったように、暴力を受けた母親と子どもは父親におびえていますから、面接交渉権を最初の段階で拒否したりして、それから誘拐されてしまった子どもに会いに行った場合に、3カ月前まで母親に甘えていた子どもが母親を拒絶しちゃうというようなケースもあるんです。

他の事例では、離婚する意志を伝えたら、2人いる子どもの下のほうを、夫が連れてアメリカに逃げちゃったとい

う相談も受けました。取り戻すのにはどうすればいいかと言っても、パスポートを父親がもっていると、アメリカまで母親が飛んで行って、子どもを連れて帰るといっにはいかないんです。パスポートがないと出国できませんから。それで私は、場所がカリフォルニアだということで、カリフォルニアのシェルターで活動している人や女性センターとかの連絡先を、彼女に全部教えたんです。行っても今すぐに取り戻せないということが国内での調査でわかったから、とりあえず今はまだ出られなくて、いろいろと違う方法を考えてみるというようなことで、それ以降、私は交渉をしていますが、子どもをめぐる問題というのが非常に夫婦間のトラブルを長引かせる。また逆に言うと、子どもにとっては生物学的な父親は関係はあったほうがいいのかもわからないけれども、私が取材する範囲ではひどく父親から殴られたり、ひどい暴力を見せられている子どもはやはり父親に対して非常に否定的になっています。そういう事実を、心の奥底から、どこからか、私はそこまで人の心の中には入っていきませんが、少なくとも、私がインタビューするレベルでの言葉として返ってくるのは、やっぱり父親に対しての否定的な感情には非常に強いものがあると思えます。

【松田】 夫から暴力を受けている妻が、子どもに対して暴力を振ることがあります。その場合、子どもが母親に向ける批判よりむしろ、その母親を殴る父親に対する批判の方がより強いと言われていています。これは、子ども自身がその父親から身体的暴力や言葉による暴力を受けているかどうかにかかわらず見られる現象です。山口さん、そこから辺はどういうふうに見ていらっしゃるのでしょうか。

【山口】 一言で言えばおっしゃるとおりだと思いますが、子どもの年齢によって、親に対する見方というのが変わってまいります。ですから、小さい頃には、母親の言うことが事実だと思っていたけれども、大人になって家庭をもつてみたら、100%片方が悪かったわけではないとか、子どもはそういう見方をするようになります。

それから吉廣さんが今お話になった中で、一つ補足させていただければと思いますのは、子どもには、見捨てられ不安による愛着、しがみつきたいという言い方をする行動があります。一度どちらかに見捨てられた子どもは2度は見捨てられたくない。ですから、父親であろうと母親であろうと、抱え込まれた方の親にはもう捨ててほしくないという

ことで、親の喜ぶようなことを言います。ここにいとほつとするなんていう言葉も本当に真実かどうかは本当はわからないんです。別のところに行くと、必ずそちらを喜ばせることを言いますから。それでその辺の読み取りが不十分にしかできませんから、一定の限界の中で審判とか裁判とかで判断された子どもでも、本当に自分の意に反していた場合には、海外には行けないとしても、子どもがみずから移動します。

私自身が知っているケースでは、その時点で、鑑定では子どもの意思に任せようということで、そのとき子どもは「ここにいてみる」という言い方をしたんです。いたいとは言わなかったんです。でもいてみるという子どもの選択を尊重して、子どもの現状を肯定する報告書を出しました。ただし、将来ともここにいてかどうかは子どもの選択であるとしたら、3年後に弟妹2人を連れて、母のところに移動いたしました。

そんなことで、子どもの心理というのは本当にはたからは、佐々木さんがおっしゃるようにわかりません。とりあえずの判断しかできません。そして、もうひとつ、つけ加えさせていただけるとすると、どうしても加害者ですから父親の分がわるいんです。私ども、この3年間、女性のサイドからずっと分析調査をしながら、どうして男性も人間として成長、発達のための援助の手を差し伸べてもらえないんだろうか。接近禁止とか対症療法的に処罰の対象にはなるんだけど、私の一番目の報告の最後にちょっと触れましたように、例えば母に見捨てられた体験をもつ男の子が夫になったとき、父になったとき、男性もやはり再生産をしているわけです。そういうことを考えたときに、私はぜひ男性のためのカウンセリングとか、そういうことが充実する社会システムが欲しいと思っています。法制化といったときに、どうしても刑罰中心になるんですが、アメリカのいくつかの州では、執行猶予と引きかえに男性自身が刑務所に行くか、カウンセリングのプログラムを選ぶことができるそうです。私どものセンターにもハワイから2例ばかり、そのプログラムを選択したいんだけど、日本でそのプログラムを受けられるだろうかという問い合わせを受けています。この点で、日本が非常に遅れていて残念だと思います。

そして、男性に対するそういったプログラムを施行するのに、私はやはり女性よりも男性がよいのではないかと思っています。日本ではカウンセラーというのが自立したひとつの職業として成り立つことが非常に難しい。身

分、待遇が非常に悪いです。ですから、多くは既婚の女性が非常勤職とかボランティアとか、そういう形でしかしておりません。

ですから男性も女性も一個の職業として成り立つ職業になるような形で、多数の男性がカウンセリングの世界に参入できるようなシステムを構築してほしいと思っています。

【松田】 山口さんのほうから、今日のお話を踏まえた提言をいただいたんですが、他のパネリストの皆様からもそろそろこういうふうにしたらいんじゃないかというお話を聞かせていただけたらと思います。佐々木さん、何か保育園の園長さんとして。

【佐々木】 今、私のしたいこと、したいことというか、子どもがすべきかなと思っていることをお話するんですが、その前に今山口さんのお話の中で、ちょっと気になった見捨てられないための子どもの態度について。実は私も、同じグループで、児童擁護施設をやっているのですが、毎年研修会があるわけです。そのときに、児童擁護の保育士さんの一番の悩みというのがあったんです。その保育士さんが担当しているお子さんに、365日本当に誠心誠意尽くしているわけですが、お母さんは年に一度も面会に来ないようなひどいひとだと、ふだんはそう言っているわけです。いざそのお母さんが施設に訪問に来たときに、もう本当にその子どもは365日の保育士、あるいは施設関係のすべて否定をして、唯一お母さんが最高というような、そういう態度があるんだそうです。

これは、現場にいる保育士としては一番つらいことだと。しかし、それが子どもとして本音であれ、それから先ほど山口さんがおっしゃったそのお母さんしかいないわけだから、このお母さんにはこびを売るといって変ですけども、とにかく自分として最高の受け入れをせざるを得ないかもしれないというところで、ちょっと現場としてその辺を気づきましたので、お話をさせていただきました。

今私は保育園の園長という形でありますけれども、実は保育園、幼稚園、それから学童保育、そして特養を初めとする高齢者施設を1つの建物の中でやっています。これはどういうことかと言いますと、当然、もう皆さんはよくご存知のように核家族の中でしか育ちのないお子さんたち、あるいは一人暮らしのお年寄り等々いらっしゃいますけれども、私たちは問題が起こる前に、やっぱりどのような

住まい方、私たちにとって、人の育ちとしてよいのだろうかということを考えて、これはもうごく当たり前、オギャーと生まれた0歳から100歳にならんとするお年寄りまで、すべての世代の方たちが共にそこにいるということ。そしてその地域の方たちに自由にそこに出入りをしていただいて、赤ん坊にとっていろんな世代の方たちが自分のすぐそばにいるということ、このことの大事さをつくづく考えています。先ほど言いました保育園に来る普通のご家庭のお子さんの場合、普通って何だろうというふうに考えたときには、核家族でそのマンションの何階かにいて、お隣にだれがいるかわからないような生活は、少なくとも僕らが見る限りでは普通ではないというふうなところも踏まえまして、昼間約400人を超える人たちが施設をひとつの家という概念でとらえて、そこにはいつでも異年齢の方たちが普通に暮らしている、そういうことを目指しているわけです。

ですから、何々をしてあげるとか、あるいは何々をすべきとかということではなくて、私たちはごく自然に人が人としての営みができる環境づくり、これが非常に大事だなと思っております。

先ほどのお話の中で、子どもの育ちにはやっぱり順番があるということを申し上げましたけれども、子どもの育ちについて順番があるのと同様に、大人が老いていく順番もあるわけで、それらのすべてを自分の目で見て、そして触って、話をして、わかってというような生活を目指したいなと思っております。

私ども保育園といたしましても、保育園に来られているお子さんたち、あるいはそのご家族たちだけの施設ではないということで、地域の家庭で育児をしていらっしゃるお母さん、あるいは子どもたちの問題も、私たちが引き受けていこう。そういう働きの中で、今現在子どもたちのよい育ちについて何が必要なのか、今後かなり課題は大きいと思いますけれども、さらにその辺のところについて、できる範囲を広げてやっていきたいなというふうに思います。

私どもは普通の保育園ですので、問題があったら児童相談所へと言いましたけれども、今児童相談所はとにかく件数が多すぎてもう飽和状態、そして施設の問題、人手の問題ももちろんあります。最近、児童相談所が我々のような保育園に問題を逆に投げかけてくるというような時代もありますし、そんなこと言えば、地域で普通にみんながそれぞれ生活できたらいいなというふうに思っています。

す。

【松田】 吉廣さんは何かありますか。

【吉廣】 山口さんのご意見はとても素晴らしいと思うんですけども、私が取材している範囲で実感するのは、日本の加害者の男性に何が一番欠けているかということ、暴力が犯罪的行為であり、暴力を振るうということは加害者になるという自覚がないんです。自分の妻を教育するために殴るとか、おまえが何々するから自分がカッとなるんだというような責任転嫁をして、暴力を振るうことがどこから見ても関係を壊す絶対に受け入れられるものではないということに対する自覚が足りないんです。その証拠に、私はこの4月から実は加害者のほうのインタビューもしたいと思って、いろいろ問題意識をもつような男性がアクセスしてくるサイトに掲示板を出したり、100枚以上のピラを男性が集まってくる集会で配ったり、さまざまな方法をとって加害者のインタビューをお願いしたんですが、何と応じてくれたのは2人しかいませんでした。

女性のほうから、別れた夫を紹介してくれるんですけど、連絡をとると個人的な問題だからあなたに話す必要はないという断られ方をするんです。今日こうやって見ると、何人が男性の方がいらっしゃるので、加害者の人がもしかしていらっしゃいましたらこの機会に、自分は加害者であると認めて、私のインタビューをぜひ受けるべく後でちょっと声をかけていただきたいんです。

それとアメリカでは確かに山口さんがおっしゃったように、カウンセリングというのは40週有料で続くんですけども、カウンセリングを途中でやめてしまう人が多いことと、全部受けても暴力をやめるのは10%くらいしかなくて、またほとぼりが冷めたら暴力を振るってしまうというような結果が出ているんです。

カウンセラー見解だと、病理という側面は確かにあります。その人の性格的な問題とか関係の上から出てくるのではなくて、もう本当に生まれながらに暴力的体質がある、私がインタビューした中でも恐ろしいような暴力性をもった人もいました。

ですから、そういう人はカウンセリングを受けたくらいでは絶対にだめで、まず暴力が犯罪であるということを実感してもらうためには、DV防止法を成立させるということが非常に重要で、またそれもタイミングが熟してきているので、皆さんもいろいろDVに関して活動していらっし

やる議員さんにファックスを送ったり、自分の意見を述べるなどして、ぜひ実現させる方向に進めてほしいと思っております。

【松田】 どうもありがとうございました。パネリストの皆様から今、カウンセリングに重点をおくのか、防止法にするのか、それとも子どもができるだけ子どもらしい普通の生活ができるような環境を整えるのか、いろいろなご意見をいただきました。このDVという問題は、家庭の中で起こっていて非常に外にわかりにくい。そしてその当事者である女性にしても、子どもにしても、なかなか外に助けを求めたり相談するという行動を起こしにくい状況に追い込まれる、あるいはほかに方法がないということで我慢しているために、外から見えにくい問題になっていると思います。そして、基本的には夫婦の間に会話がなく、女性を物扱いする、子どもも物扱いするというようなことが根底にあるのかもしれない。引き続き、DVを含めて、女性が直面しているさまざまな問題に取り組んでいきたいと思っております。どうもありがとうございました。

はじめに

ドメスティック・バイオレンス(以下DVと略す)は、夫や恋人からの女性に対する暴力という被害にとどまらず、その子どもへも影響し、さらには、暴力の連鎖や再生を生み出すこともあるというたいへん深刻な問題です。

現在社会的にも大きな問題となっている児童虐待とDVは、それぞれ独立した問題として取り上げられてきましたが、ふたつの問題には複雑な関係性があることも近年注目されるようになってきました。

暴力を親から直接受ける子どもたち、お父さんがふるう暴力を見聞きしている子どもたちは、心身に深い心の傷を負っています。

DVの被害を受けながらも、さまざまな理由でその暴力のサイクルから抜け出せないでいる多くの女性たちもまた、心身に深い心の傷を負っています。

本セミナーは、身近に存在するドメスティック・バイオレンスという問題に、ひとりでも多くの人に関心と認識をもってもらうこと、許されるべきでない暴力によって、心に深い傷を負った女性と子どもが適切な社会的支援を受けられるようになること、そして、誰もが安心して生活できる暴力のない社会が築かれていくことを願って、実現されました。

本報告書は、平成12年度に全国6ヶ所で開催したセミナーをまとめたものです。セミナーでは、さまざまな分野の専門家から、暴力を直接・間接に受ける女性や子どもの心身にはどのような影響が見られるのか、について報告がありました。

あなたの身近にいる女性や子どもも、もしかしたらSOSを送っているかもしれません。大人も社会も、それを見逃すことなくしっかりと受けとめ、当事者の立場に立って、問題を認識し、支援につなげていくことが必要なのではないのでしょうか。

* 各会場で行われた参加者との質疑応答は、プライバシーにも考慮し、削除させていただきましたのでご了承ください。

目 次

セミナー（千葉県千葉市）	1
セミナー（東京都）	16
セミナー（静岡県沼津市）	34
セミナー（埼玉県与野市）	50
セミナー（宮城県気仙沼市）	67
セミナー（北海道旭川市）	86

2000年11月7日(火) 18:00 - 20:30

東京ウイメンズプラザ・ホール

【主催】 財団法人 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金) 【後援】 総理府

プログラム

18時00分～18時05分 開会のあいさつ

18時05分～18時20分 DV啓発ビデオ上映

18時20分～18時50分 基調報告

【報告者】 信田 さよ子（原宿カウンセリングセンター所長・臨床心理士）

18時50分～20時00分 パネルディスカッション

【パネリスト】 信田 さよ子（原宿カウンセリングセンター所長・臨床心理士）

吉廣 紀代子（ノンフィクションライター）

米田 弘枝（東京都女性相談センター心理指導担当係長）

倭文 真智子（東京都足立児童相談所臨床心理士）

【コーディネーター】 松田 瑞穂（アジア女性基金業務部長）

20時00分～20時30分 質疑応答（会場からの意見・質問）

プロフィール

信田 さよ子（のぶた さよこ） 原宿カウンセリングセンター所長・臨床心理士

お茶の水大学大学院で児童学修士課程修了。駒木野病院勤務、嗜癪問題臨床研究所附属原宿相談室室長を経て、1995年に原宿カウンセリングセンターを開設、所長として現在に至る。「アダルト・チルドレンという物語」＜文春文庫＞（「アダルト・チルドレン完全理解」＜三五館＞を改題）「愛情という名の支配」＜新潮OH文庫＞など著書多数。

米田 弘枝（よねだ ひろえ） 東京都女性相談センター臨床心理士

東京都立大学人文科学研究科心理学修士課程修了。心理技術として東京都庁に入庁後、品川児童相談所、練馬高等保育学院、心身障害者福祉センター、東京都女性相談センター立川出張所などを経て、現職。

倭文 真智子（しとり まちこ） 東京都足立児童相談所臨床心理士

岩手大学教育学部教育専攻科教育心理学修了。家庭裁判所調査官を経て、東京都の心理技術職となる。1979年より、東京都内の児童相談所に勤務。

松田 瑞穂（まつだ みずほ） アジア女性基金業務部長

DV と児童虐待と依存症

こんばんは。

私は、もともとは依存症の仕事をしていました。私は、ドメスティック・バイオレンス(以下 DV と略す)の問題を考えるときに欠かせないのは、やはり依存症に対する知識だと思います。特に、虐待がそうなんです。虐待というと、大体児童虐待ですね。それから、DV というのも男から女への暴力なんですけど、この2つについて講演するたびに必ずつけ加えているのは、アルコール問題をよく知っていただきたいということです。DV に目をとられちゃうと、その夫が酔っての暴力なのか、しらふの暴力なのか全然わからなくなる。実は、これは大変重要な見分けのポイントです。そこをまず考えていただきたい。

それから、虐待の問題も、例えばお母さんの虐待なのかお父さんの虐待なのか、それでお父さんはお酒を飲むのかどうか、薬物をやっているかどうか、こういうことを考えないといけないのです。

依存症の治療というのは実に独特なものがあります。宣伝になりますが、私の、文藝春秋から出ている文春新書の『依存症』という本を読んでいただくと独特なアプローチがわかっていただけたと思います。実は、そのアプローチは虐待に非常に有効である、そして DV にも有効であるということなんです。

それはどういうことかといいますと、とりあえず目の危機をどう回避するか。理由はもうどちらでもいい。なぜ暴力が起きたかとか、殴っている人がどうかとか、そういう問題はよくて、とりあえず目の前にいる人が殴られないようにするにはどうしたらいいか。虐待の場合も、死んでしまうかもしれない子どもをどうやって安全な場所に保護するかということを考える。こういう対応は、実は依存症の対応としては当たり前のことなんです。それを「アディクション・アプローチ」というふうに呼んでおりまして、「アディクション・アプローチ」という題名の医学書院から出した私の本があります。何か宣伝が多くてすみませんが、ぜひ皆さん読んでいただければ、その辺はおわかりになっていただけたと思います。

でも、今日はお父さんがお母さんを殴っているときに、



それを見るということが子どもにどういう影響を与えるかということについてですね。これはテーマの設定の仕方としては非常にうまいなと思います。というのは、児童虐待防止の運動と DV 防止の運動は、アメリカで別立てで進行してきた。つまり、DV 側と児童虐待側は結構一致しなかったんですね。別立てで運動してきて、つい最近合体したという話を聞いて、ああそうだろうなと思ったんです。

というのは、児童虐待というのは実に生々しくて、どんな極悪非道な人でも、テレビで子どもが殴られて、たばこのやけどがいっぱいあって、やせ衰えて死んでいたという、大抵テレビのキャスターは「うっうっ」とか言って、みんな泣くんです。それを見て泣かない人は人間じゃないと、そういうものすごいファシズム的なものを感じるんですね。あれはヒューマニズムの強制というものです。ですから、児童虐待というのは実に簡単で、ヒューマニズムからやっていけるんです。

ところが、なかなかおもしろいのですが、日本では同時期にこの2つの問題は浮上してきたんですね。その火付け役になったのが、「アダルトチルドレン」「AC」という言葉だと思えます。

これはどういうことかという、非常に虐待的な環境の中を生き延びてきた人たちが、大人になって、そこそちゃんと結婚して、ちゃんと家庭をつくる。その中で自分の生きづらさを、自分が悪いわけではないと、あるいはあんなひどい親のもとで育ったことが今の私の生きづらさにつながっているんだという自己を認知することなんです。

こういう人たちが、私たちのセンターへカウンセリング

を受けに来て、いろいろなことを思い出してお話になる。そうすると、これは本当に腰が抜けるくらい驚くんですね。家族というのはこんなものだったのか、親というものはこうやって子どもを虐待してきたのかということ、もう何百人という方からお聞きする。

DVの当事者性

激しく暴力をふるう夫の話の聞くとき、その男性に対しても非常に怒りを感じますが、私をもっと腹立たしく思うのは、実は女性に対してなんです。これは女性を非難しているわけではありません。つまり、そういう環境の中で、女性もどういふふうに変化していくかと、いろいろと恐ろしいことを目の当たりにするわけです。

それはどういうことかという、1つは逃げられないということ。逃げられないと同時に、もっと変なことがあります。大体DVの相談というのは、自分がDVの被害者だという主訴ではやって来ないんですよ。どうやって来ると思えますか。殴る夫を殴らない人に変えたいと言って来んです。これは、アルコール依存症の夫をもつ妻が、「夫に酒をやめさせたいんです、先生」と来るのと同じですよ。「私は当事者ではありません。当事者なのは日々私を殴ったり、暴言を吐く夫なんです。あの夫をどうやって変えたいんですか」と来るんですね。これが、実はDVという問題の当初の姿なんです。

「私は殴られているんです、DVの被害者です」なんて言ってくる人はごくごく上質の部分。私たちはそういう人が来たときに、あなたは被害者なんだ、夫は加害者なんだという枠組みを強引にその人に当てはめていかなきゃいけない。

これは、実はアルコール依存症も同じなので、飲んでいる夫をやめさせようとするのはできませんから、あなたが対応を変えるしかないんですということを懇切丁寧に私たちは学習していただくわけですね。ですから、DV問題というのは学習から始まると思っていただきたい。今日のような集会は非常に意味がある。こういうビデオや私の30分ぐらいの話を聞いて、今まで当たり前と思っていた私たちの常識が、頭の中でぐるぐると変わる。これが、実はDV問題の解決の第一歩なんです。

しかし、なかなかそうは思っただけじゃない。例えば、ある方は、私たちのところに来談してDVの話もしている。その後、2週間ぐらい来なくなっちゃったんです。キャンセルが続いて、どうしたんだろうなと思っていたんです。

私たちのところは有料ですから、大体30分で6,000円、50分で12,000円というお金を払ってでも夫の暴力をやめさせたいという人が来るんです。

彼女が3週間目に再びやって来たときには、なんと青あざがもうこの辺まで下がっている。2週間あれば、内出血はそれぐらい下がりますからね。それを見て、ああ、あったなというふうに私は思ったんですが、そのときに私は彼女に逃げることをお勧めしたんです。シェルターだとかいふところがあるので、ぜひ家を出てください。そうしたら、「先生、どうしても逃げなきゃいけませんか」と言うわけです。彼女は「24時間、いつもいつも殴っているわけじゃない」と。それはそうでしょうね、寝ているときもお風呂へ入っているときもありますからね。「先生、結婚当時は良かったです。ああいう夫に戻らないでしょうか」と言われるんです。つまり、彼女にとって問題な人は夫で、自分ではないと思っているわけです。どうやって自分は被害者なんだと、つまり当事者性を作り上げるか、まずこれが私たちにとってはとても大変な問題なんです。

もうひとつは、夫たちを問題の人にして、「先生、私はあの夫を立ち直らせたいんです」と、こう言う方ですね。つまり、実は被害者なのに、被害者になれなくて、加害者の救済者になってしまう。これは大変多いです。身体的暴力ではなく言語の暴力を受けた方に非常に多い。夫があんなふうになってしまったのはなぜかと、精神医学の本を読んで、夫はAC(アダルト・チルドレン)じゃないかと言うわけです。「夫は非常に虐待を受けてきました。だから、あのように私にひどいことを言うんです。ですから、夫を連れて来ますから、先生、夫の治療をしてください」というふうに言うわけですね。それで、「どうしてあなたが自分のケアを受けないのですか」と言ったら、「だって、先生、かわいそうなのは夫なんです」と言うのです。

彼女は夫に何をされたかという、戸籍も奪われて、夫は愛人をつくって、愛人に子どもがいてという、話せば長いんですが、そういう仕打ちを受けている。しかし、彼女はそういうことに怒りを感じるどころか、自分にそういうDVめいた、言語の暴力を与えた夫を救う側に回る。こういうこともしばしばあります。

何を最初に言いたかったかという、DVというのは、単純に殴られて痛い、PTSD(心的外傷後ストレス障害)が発生する、だからシェルターに入れましょう、傷をいやしましよななんていうものではなくて、その人たちが、私はDVの被害者なんだというふうに自分をアイデンティファ

イするまでに非常に手間がかかるということです。

心理学の変遷

実は、これは虐待にもDVにも共通しているのです。21世紀には年老いた親を子ども夫婦が虐待するという老人虐待が、数多く出てくると思いますね。こういう家族の中に発生する暴力的な問題に専門家がどうかかわっていくかということが今後は重要になっていくと思います。そういうことを視野に入れた専門家養成が全くなされていないということなんです。

私は臨床心理士ですが、臨床心理士の養成のプロセスの中に、このような暴力問題とどうかかわるかということが抜けていると思います。

なぜ抜けているのでしょうか。これは非常に専門的なお話になりますのでちょっと難しいかもしれませんが、今の臨床心理学及び精神医学は、第2次世界大戦後に日本に入ってきた基本的な考えを大体もとにしています。

それはどういうものかという、近代的個人というものを前提にしています。近代的個人というのは自立していて、そして自分を自分でコントロールすることがとてもいいことで、コントロールできないのはその人自身の問題であると。いろんな問題を個人の問題に返していく、こういう流れが一般的な心理学なんです。

でも、DVというのはそういう問題でしょうか。虐待というのはそういう問題でしょうかということを考えていただきたい。虐待されている子どもは虐待されている子どもに原因があるのでしょうか。殴られている妻は、殴られている妻が悪いから殴られているのでしょうかというふうに考えると、そんなことはないですよ。これは、そもそもその前提が全然違うわけです。そうすると、これは大変おもしろいことになってきますね。

ですから、私は、今の臨床心理学や精神医学がこういう草の根から起こったDVや虐待の運動の影響を受けてどういうふうに変っていくかということに、非常に期待をしています。残念ながら、私はその中枢部にいませんので、ひがんでこういうことを言っているんですが、あなたたちはどういうふうに変えていくの、と思って期待をしているわけですね。

それは何を言いたいかという、家族というものの見方が、そもそも今の心理学は全然違うということです。それは育児書を見てもわかるでしょう。母性愛を前提にしていますね。そして、お母さんはお父さんと愛し合っている。

家族というものは愛し合っている男と女が平等な基盤の上に乗って、ともに白髪の生えるまで、病めるときも苦しむときも助け合ひましょうなんて、うそばかりのことを言っているわけです。



しかし、その化けの皮がだんだん剥がれてくるわけですね。化けの皮が剥がれたというふうには思わない方がこの中にはいらっしゃると思いますが、実はそういう表向きのきれいな家族像の中にどんなことが起こっていたかということが、この虐待とDVという問題として現れてきたのです。それは、力のある者が力のない者を所有し、力のある者が力のない者を支配し、そうやって力を奪っていくというのが、家族の中にごくごく普遍的にあったということです。ですから、私たちはそういう家族観を基本的に引っ張り返さなきゃいけない。

私は、虐待の問題にかかわる人への1つの危惧は、ヒューマニズムでかかわると、そこが抜けちゃうんですね。かわいそうな子ども、母性愛のないお母さん、そのお母さんはまたお母さんから虐待されていたなんていったら、これは女同士の闘いになります。DVだって、かわいそうな殴られている人、そして殴っている男は変な男と、特殊ケースとしてとどめるのではなくて、よそから見てもすごくいい家族、2人で愛し合ってたはずの家族の中にも、程度の差があれば、実は同じような問題が起こっているということを考えなくてはならない。

私は、少子化と結婚年齢が上がっているのは、すごくいいことだと思っているんです。これは当たり前ですよ。だって、お父さんとお母さんを見ていたら結婚する気は起きないでしょう。それでいたいという人がいたら、おめでたい話なんですけれども。

殴る人たち

それから、実は DV の始まる時が非常に象徴的なんです。婚約が成立した途端、新婚旅行から帰った途端、新婚旅行の初夜、こういうふうはこの女を所有したと思ったときに始まるんです。もう、何とわかりやすい暴力。ですから、男たちは所有することが愛であるというふうに思っているんじゃないかと思うのです。君は僕のものだよということがね。実は、DV の起源はそこにある。

きっと男性たちは、君は僕のものだよといったときから、所有の快感を味わっているんでしょうね。おまけに、その所有した女性を徹底的に痛めつけることで依存する。

ですから、DV は非常に極端な現象ですが、実はあらゆる男女関係の原型は DV にあるというふうにすら思っている。そう考えると、これはごくごく一部のかわいそうな奥さんやかわいそうな女性の問題ではなくて、普遍的に今の家族の中で起きている問題であると考えられます。

これを痛切に感じるのは、加害者の男性にお会いするときです。これは非常におもしろい。なぜかという、その人たちは、まさに今の社会で立派な男とされている人たちです。職業は公務員、銀行員、先生など。これは本当ですよ（笑）。そういう人たちが来る。そして、最初に私たちに名刺を渡す。おお、立派じゃないかと思うんですが、それで彼らが言うことは妻はかわいそうな女性だと。

たしか、堀ちえみのワイドショーがありましたね。私はそのとき暇で、偶然見ていたんです。あそこで堀ちえみが夫の暴力と言ったときに、夫の彼が言ったことはおもしろかったですね。それは茶碗に手が触れることはありますと言ったんです。手が触れた途端にピンと飛んで妻に当たることもあるでしょうと。聞いていると、そうだよなと思うんです。つまり、加害者の側がしゃべる言葉というのは非常に常識的な言葉。

私たちはどういうふうに関係にかかわるかという、被害者にかかわるカウンセラーと加害者にかかわるカウンセラーを決して同じにしません。なぜなら、私たちが引き裂かれてしまうからです。

これは、実は AC の場合も同じですね。本当に親からひどい仕打ちを受けて、ぜひお母さんにも来てほしいと言われて、その親が来る場合もあるんですよ。そういう場合も、親は貧しい中、本当に私はお茶断ちしてまでこの子を育てたんですと泣ながらに言うと、そうだろうなという気がするんですよ。

つまり、加害者というのは会った瞬間にはバタラー（暴

力をふるう人)の顔をしていないんです。もうこの世の典型、つまり勤勉なサラリーマン、仕事のできる人という顔をしているんです。そうすると、私たちは加害者に会うことと被害者に会うことを分けないといけない。どちらを信じるようになるかという、加害者の方を信じるようになるんです。つまり、私たちがよほどの武装をして、この男を信じないぞとやっていない限り、バタラーの言うことを信じるようになるということですね。

被害者の立場に立つこと

最後に私が言いたいことは、こういう DV や虐待問題にかかわるときの私たちのかかわり方の問題です。それはどうということかという、徹底的に被害者の立場に私たちは立つということです。

こういうことは、今の臨床心理学や精神医学ではやりません。なぜならば、中立であれということがあるからです。中立というのは、あらゆる事柄に距離をとる。だから、DV の被害者が夫はこんなにしたんですよと言ったときに、距離をとって聞いているわけですね。

虐待はもっとすごい。例えば、35 歳の人が親にこういうことをされた。例えば、ここはやけどですよなんて見せられたときも、距離をとって聞いていると、うん、この人はちょっと妄想があるかなとか、私たちでもそういう気がしてくるんです。つまり、中立で聞く、客観的に聞こう、距離をとりましようと思った途端に、被害者の発言は非常に恣意的な妄想的な言葉になる。これは、私たちを巻き込もうと思って言っているんじゃないかという気になるものなんですね。

特に、そういう態度は男性に顕著ですね。つまり、男の人というのは小さいころから客観的でなきやいけないし、中立でなきやいけないという訓練を、男という性を受けたときからやられているんです。ですから、DV や虐待の相談に男性があんまり適切でないということは、生理的な問題もありますが、非常にその面が不得手。やっぱり女性。女性がいらしたときに、その人の立場で聞くということをする、非常に言葉が入ってくるんです。そして、何てひどいことを受けていたんだらう、この人の親はひどかったんだなという気が、これは掛け値なしにわいてくるものなんです。ところが、客観的に聞こうと思うとだめになる。

ですから、私たちが虐待や DV をはじめとする家族の中の暴力問題にかかわるときのスタンスというのは、客観性と中立性を捨てなければいけない。これは専門的な話に

なりますが、実はこれが、長い目で見ると、私たちの職業の根底を揺るがすことになるんですね。そうすると、実は私たちがやっていることは、弁護士やボランティアやライターの方とかと同じことになるんです。そうすると、私たちはどうしてお金をいただくことができるんでしょうかという問題が、私の個人的な問題です。でも、それが問題になるのは 2005～2006 年かなという気もしています。非常に難しい問題です。

この家族の中の暴力という問題は、個別的なケースについては、私は幾つかのノウハウがあります。それは後半のシンポジウムでお話をしますけれども、全体的なかかわりとしては、今までの専門家の姿勢を根底から変えなければいけない問題だと思います。だから、これは、目の前にいる人を援助する仕事に、ある日投げつけられた手榴弾のようだ、こういうふうに思っています。

家族愛と幻想

最後に、「加害・被害」という言葉を、今日私は何回も使いました。例えば、今から 10 年前に家族の中の問題に「加害・被害」という言葉を使う日が来るだろうかと、だれが想像したでしょうか。つまり、家族の中の問題というのは、最後は「愛情」という言葉に還元されたんです。虐待の問題だって母性愛を育てればいい、DVの問題だって、これは夫から妻への愛情なんだと考えられていた時があったんですよ。夫は寂しいからあなたを殴るんですよという人がいたんです。

これは、実はアルコール依存症も同じで、今から 20 年前は、夫のアルコール問題で保健所に行くと、「あなた、今日帰ったら、おかんの 1 本でもつけてお酌してあげなさい。夫は寂しいから飲むわけで、そうすれば変な飲み方をしませんよ」というアドバイスが公然と行われていたんです。

ですから、家族の中の愛情、家族というのは愛情で結ばれているんだという幻想もなくなってきたということです。これは、私はなくなるべくしてなくなったんだと思っています。

家庭内暴力でもそうです。家族の中の暴力のトップバッターは、子どもから親への家庭内暴力でしょう。あのときに、親がもう一回、愛情豊かな親子関係をつくりたいと言うので、私は「何を言うんだ、この親は」と思いましたね。もう子どもが暴力を振るった時点で、あなたたち親子は終わりなんですよということです。

DV も、いささかそういうところがありますね。再び暴力を振るわない、仲睦まじい夫婦関係が復活するとは、なかなか思えません。もしそれがあり得るとしたら、男性の側がよっぽど自分の男としてのアイデンティティ、それから自分がどのように育ったかという問題に目を向けて、週に 2 回か 3 回、自助グループに行って、ものすごい努力をして、3 年ぐらいたってから可能かもしれないかなと思います。そうでなければ、私はもうその夫婦はできれば終わったほうがいいのではないかという意見をもっています。

ただ、その場合に、日本の民法というものは非常に女性に過酷に、不平等にできています。私は、きれいにフィフティ・フィフティに財産を分けるといったときに、今すぐ日本でこういう民法の改正がなされたら、どれだけ多くの妻が離婚するだろうかと思えますね。私たちはもう何人もそういう女性にかかわってきて、特に夫の地位があればあるほど別れない。

子どもへの影響

それで、私は聞くんですね。「どうして別れないんですか」と尋ねると、じっと黙っていて、最後に「先生、生活のためですよ」と言うんですね。「おおい、またかいの」と私は思うんですが、そのときに私の切り札は今日のお話です。そういう夫婦関係が子どもにどういう影響を与えるかということをお前はご存知ですか、二親そろっていれればいいというものじゃないんですよ、子どもは親のけんかを見、殴られる姿を見て、どれくらい多くの傷を負うかということですね。私は、目撃者のトラウマ(心の傷)というものを、多くの方からいろいろと聞いてきました。

はっきりいうと、子どもは自分が直接虐待を受けたほうがいいんですね。それは、お母さんが悪いとかお父さんが悪いと思える。けれども、暴力を見ていると、自分が無力な子どもとして何もできませんよね。その無力感というものは大変なものです。つまり、母も救えない、父にも立ち向かえない。両方とも自分の親だ。そういう 2 人が目の前で髪の毛を引っ張ったりギャーッと言ったり、血を流したりしている。そこにたたずんでいる子どもに与える影響というものは、本当に大変なものがあります。

私は、その一番大きい影響は無力感というものだと思いますね。この無力感というものが、人生に立ち向かう気力をそぎ、そしてパワーを奪い、それから自分にできることは何にもない。何にもないどころか、自分が悪いのではな

いかという罪悪感をもっていく。

自分が悪いと背負っちゃうということは、今いろんな本に全部書いてある。けれども、無力感というものはすごいものがありますね。ですから、私は1回殴られたら、もう本当は離れたほうがいいかもしれない。そんな光景、子どもの生育する何十年の間に何回子どもに見せたら気が済むんだと思いますね。

ですから、私は今日のテーマは、虐待の問題と、DVの問題が切り離せないという意味では、実に全体的な家族の暴力という視野を与える、大変いいテーマだというふうに思います。

パネルディスカッション

コーディネーター
パネリスト

松田 瑞穂（アジア女性基金業務部長）
信田さよ子（原宿カウンセリングセンター所長・臨床心理士）
吉廣紀代子（ノンフィクションライター）
米田 弘枝（東京都女性相談センター・臨床心理士）
倭文真智子（東京都足立児童相談所臨床心理士）

【松田】 はじめに、信田さんを除く3人の方に10分ずつほど、それぞれのお立場で報告をしていただき、それからパネルディスカッションにしたいと思います。

では、吉廣紀代子さん、お願いいたします。

【吉廣】 ほかの3名の皆さんが臨床の専門家で、私だけちょっと立場が違うので、違った角度から、ドメスティック・バイオレンス（以下DVと略す）と児童虐待がどのように複合的に行われているかということを数字的にお話させていただきたいと思います。それに加えて、私は被害を受けた女性と、虐待を受けた子どもと、その両方にインタビューをしていますので、その両面からお話させていただきたいと思います。

1997年に東京都でDVの被害者である妻の面接調査が行われました。子どもがいるのは45件のケースが報告で、その中で子どもも虐待を受けているというのが29件ありました。それは身体的な暴力と精神的な暴力の両方で、暴力があるというのが割合からいくと64.4%になっています。

母親から見て子どもがそのことでどのような影響を受けているかということについては、一番多いのが父親への憎悪、恐れ。次に性格・情緒の歪み、不登校。そして、これはおそらく年齢的にもっと低い小さい子どもだと思えますが、吐くとかおもらし、泣く、チック、ノイローゼ、自殺を図る、本人が暴力を振るうようになるなど。主だったものでもこれくらい影響があるとされています。

ほかに、東京都以外では、日本弁護士連合会（日弁連）が80年代の終わりから「女性の権利110番」という電話相談を始めました。90年代になってDVの問題がだんだん増加し、相談件数の約半数が妻と同時に子どもも暴力を受けているという状況が発表されました。

お隣の韓国では、既にDV防止法が制定されています。韓国の行政機関が調査した結果によると、妻に暴力を振るう夫の過半数は子どもへも暴力を振っている。それから、



暴力を振られる母親の37%は、子どもにも暴力を振っているということでした。

私は3年前に被害者の妻をインタビューさせてもらって、『殴る夫 逃げられない妻』という本を青木書店から出しました。先ほどの信田さんのお話を伺いながら思ったのは、私がインタビューする人というのは、本人が自分は被害者であるという意識をもって、しかも本に書かれるということを前提として話してくれている人ですね。ですから、もちろん殴られている妻にアプローチしても、インタビューを断られるとか、それから本に書かないんだったら話してもいいとか、そういう人も何人もいらっしゃるのですが、とにかく本に紹介している人は私が提案する条件をのんでくれた人です。4年前にインタビューしたわけですが、少なくとも当初から自覚的であった。その証拠に、当時離婚は考えるけれども、できるだけしたくないと言っていた人が、話したことがきっかけとなって、離婚に踏み切ったというケースもありました。

本に紹介しているのは全部で10人なんですけど、子どものいる人は9人いました。子どもも暴力を受けていると母親が言った人は、3人いました。それから、目撃した子どもというのが8人です。1人は殴られてもなく、目撃もしていないので、どうなっているのかと思うと、この母親が主として性的暴力を受けていたわけですね。ですから、こ

の息子というのは現実には見ていないということです。

それから、どういふ影響があるかということをお母さんのほうから聞いたときは、お母さんが私に話す内容としては、もうできるだけ力を振り絞って子どもに暴力の影響を及ぼさないように努めているわけですね。ところが、被害者を取材していると、母と子の関係というのが非常に根深いものがあることがわかります。子どもの存在というのが、妻が逃げる・逃げないのブレーキにもなるしアクセルにもなる。両面に非常に強く影響を及ぼすということで、ぜひ子どものほうからも話を聞いてみたいと思い、今年はいろいろと子どもにも取材をしました。

この場合には、今私が話したDVの影響を受けた半数の子どもという全体の像からはまた全然別で、百パーセント親のDVを見た、体験したという人たちがばかりです。ですから、この子どもたちから話を聞くと、DVの内容というのは妻が話すよりも、またものすごくすさまじいものがあります。

それから、どのような影響を受けたかというのは追って話しますけれども、年齢は中学3年生の男の子から42歳の、子どもを4人産んだお母さんまで含まれて、子どもといっても、関係からいけば親からは子どもですけれども、少なくとも児童福祉法の適用を受ける18歳以下という子どもではありません。それで、三つ子の魂百までといいますが、先ほど信田さんがおっしゃった無力感も含めて、子どものときから葛藤にさらされている人たちが、大きくなってもしそのような半生を送らなければいけないかというのを、これから本に明らかにしていきたいと思っております。

殴られ方というのは妻のほうがかひどくて、本当にもう殺される寸前まで行ったという人の話も聞けたんですが、子どもはそこまではいっていないにせよ、親から殺されなくても、みずから命を絶とうとした人も何人もいました。いまだに心の病をもっているというような人も、たくさんいました。

先ほど外国の例がちょっと出たので、外国の例で、アメリカやイギリスで今どのようにDVと児童虐待が統合されてきているかということで話しますと、アメリカとイギリスでは、今殴られる、殴られないの問題ではなく、目撃すること自体で、殴られる妻と同じような深刻な影響を受けるという統一した認識を、これはもう警察でも裁判所でも専門家の間でも、みんなもっています。

【松田】 それでは、次に東京都の女性相談センター、こ

れは現在の駆け込み寺という表現を使っているかと思いますが、そこで臨床心理士をしていらっしゃる米田弘枝さんにお話しさせていただきます。お願いいたします。

【米田】 東京都女性相談センターでは、電話相談や外来相談も行っていますが、きょう私は女性相談センターの一時保護所、いわゆる公的シェルターを利用された方について報告させていただきます。

はじめに、DVとは何か。その構造については、まず第1に、暴力を振るう男性と、それに耐える女性との人間関係があるということ。その女性が耐える理由というのはさまざまです。ご本人自身が一度結婚すると離婚するのはよくないと考えていらっしゃる価値観であったり、帰るべき実家がない、子どもを抱えて経済的にも困難である、などさまざまです。

第2に、男性の側ですけれども、男性のほうは絶対に女性を別れさせないということがあります。出ていけば子どもを置いていけとか、逃げてみず見つけ出すとか皆殺しにしてやるとかいった脅迫。そのほか、そんなに離婚したいなら書類を書いてやるとということで、離婚届に判を押してくれることもあるんですが、女性がそれを出しますと、本当に出したのかと怒って居座ったり、転居先まで入り込むなどして、法的な離婚の手続が別れたことにならないということも少なくありません。つまり、男性が暴力を振るって女性を支配しているという状況を指していると考えられます。

ここでひとつつけ加えたいことなんですけれども、暴力にはサイクルがあるという話がありますが、私どものセンターでは残念ながら、このサイクルについては確認できません。

といいますのは、まず暴力を振るった後で謝るという例が非常に少ない。5%いるかどうかということで、私どものところでは約95%が謝るところか、怒らせたおまえが悪いから、おまえが謝れということで、それこそ土下座をさせるなどして、二度とあなたを怒らせるようなことはしませんという形で謝らないとその暴力がおさまらないわけです。ということで、非常に人権が侵害されているという状況です。また暴力がいつ起きるかわからない。全く予測ができないと、皆さんおっしゃっています。

その中で、DVの被害者がどのような被害を受けているかということなんですけれども、まず暴力に対して、初めは暴力を振るった相手に非がある、相手がおかしいというふう

に思っても、おまえが悪いと言われ、暴力が続くうちに、だんだん自信を失うようになってきます。そして、逃げてもし連れ戻されるとか迷惑を人にかけてしまうということがありますので、先ほどからも度々出ていますが、無力感にとらわれる。そして、だれに相談してもわかってもらえないといった孤立感やうつ状態が見られます。また、暴力がいつ起きるかわからないため、不安、不眠の緊張状態が続いています。

さらに、強いストレスにさらされた後に生じる PTSD(心的外傷後ストレス障害)の症状として、なかなか眠れない。眠ってもすぐ目覚める。ちょっとした物音でびくっとしてしまう過覚醒、それから、突然暴力場面が思い出されたり、悪夢にうなされるといった侵入症状、それから集中できないとか記憶が途切れるなどといった麻痺の症状が見られます。

また、この一時保護の生活の中で、非常に理不尽な夫の暴力への怒り、それから暴力は振るうほうが悪いのに、自分が逃げなくてはいけない悔しさ、それから大切なものをすべて置いてきてしまったことやこれからの不安などが重なっていららするなど、非常に不安定な状態です。

同伴している子どもたちの様子については、当センターでは男の子の場合は小学生までということで、それ以上の大きい男の子のことはわかりません。しかし、比較的年齢の高い女の子、中学・高校生ぐらいのお子さんについては、長い間、それだけの期間、暴力下にあったということになりますが、暴力を見ないように、聞かないように、息を潜めて生活していたという結果、後になってほんのちょっとしたことでパニックになったり、自分のことをコントロールできなくなって苦しむこともありますし、授業中、急に父親のどなる声やガラスの割れる音が聞こえてきて授業に集中できない、あるいは悪夢にうなされて息苦しくなる、など母親の被害とよく似た症状が見られます。

小学校の低学年くらいまでの子どもたちは、おおむね父親については怖い対象、母親をいじめる嫌いな人といった認識で、お母さんと行動をともにして一時保護を利用されているわけですが、一時保護中、母親の不安定な感情をどうもともに受けてしまっていると思われる。母親の扱い方が非常に乱暴だったり、必要以上に強くしかったり放任しているという場面がしばしば見られています。

子どもは母親の顔色をうかがったりまとわりついて離れなかったり、逆にお母さんの言うことを聞かないで非常に困らせるということが多い。そんな子どもの行動を見て、

お母さんがその子どもが夫と同じように暴力を振るう子どもになってしまうのではないかと不安を訴えることが非常に多くあります。また、子ども自身も、自分がお父さんのようになってしまっているのではないかと不安を表現することもあります。

このことについては、私たちは、お母さんが暴力から逃れて一步を踏み出したということが暴力を断ち切る一步だと考えています。お母さんが子どもをしっかり守っていけば大丈夫ですよと話合っています。

ただ、非常に不安定で、大きな心の傷を負って、生活を一から始めなければいけないお母さんだけに、「頑張った」と言うのはとても大変なことです。それで、一方では暴力は犯罪であるという社会の認識を高めていくことや、夫への法的な措置なども必要であると同時に、母親と子どもへの温かい理解と、支える仕組みや相談体制の確立はたいへん重要なことだと思っています。

【松田】 米田さん、どうもありがとうございました。

続いて、児童相談所で臨床心理士をしていらっしゃる、暴力が子どもの発達に与える影響についてお話しいただきます^{しどり}倭文真智子さんです。よろしくお願ひいたします。

【倭文】 私は児童相談所で 20 年以上仕事をしております。特に、この 2~3 年というのは、メディアを通して虐待についてのさまざまな情報を皆さんは知っておいでだと思うんですが、その中心的な役割を担って、児童相談所が現在、あちこちから非難を受けつつも、めげずに鋭意頑張っております。

私は、児童相談所でゼロ歳から 18 歳未満までのお子さんに関わっておりますので、心の発達という視点に絞ってお話を申し上げたいと思います。

暴力の形態には、物理的な力を子どもに与えるという物理的暴力があるわけです。これは主に、父親から母親にとり、暴力が圧倒的に多いのですが、暴力の対象に子どもも巻き添えになってしまう。妻に対する怒りが爆発した時点で、子どもも一緒に被害を受けるということが起こります。

それから、英米では目撃するということも暴力であると言われております。まさにこれは直接受ける暴力よりもはるかに頻度も多い。痛みとして感じるだけではなくて見せられるわけですから、受ける恐怖心や辛さというのはたいへん大きいと思います。

実際に暴力を見なくても、例えば隣の部屋でふすまを閉

めて、あるいはドアの向こうで暴力の物音がする場合、これは雰囲気を受けとめるということなので、そこに空想が入ってくるため、余計に怖いということもあるかと思いません。

そして、いつまた暴力が始まるか予測できない、予測不可能性ということから来る緊張感がかもし出す、子どもの生活全般に及ぼす危険感もたいへん大きいです。

これは物理的な暴力の及ぼすひとつの影響だと思いませんが、その一方で、心理的あるいは言語の暴力があると考えていいと思います。パワーをもった父親が断定的な、あるいは攻撃的、決めつけ的な言い方で怖がらせる。拒否的な言葉で孤立させ、品性を汚すような言葉。例えば、「もうおまえみたいなやつ」というようなその子の自尊心を汚すような表現ですとか、兄弟の中でその子だけが別な扱いを受けるとか、そういう扱いからくる精神的な暴力があるかと思いません。

これらがどのように子どもの心に影響を及ぼすかと言いますと、大きな枠組みとしては、心の発達のひとつの成長の方向性をもったものであるという前提。理想型というのはもちろんありませんが、ひとつのある方向に向かって発達が流れていくというふうに考えていいかと思いません。その流れ、水は高いほうから低いほうに流れる、といったひとつの方向性とか公式ですけれども、そういう子どもの心の発達の方に混乱を生じさせると考えられます。

母親がその役割を行う場合が多いのではないかと思います。重要な養育者との一体感を通して子どもの心が発達すると、その一体感の中で安全感とか安心感が育まれる。この基盤をもとにして、次に行われることは、重要な養育者との情緒の交流。その情緒の交流を通して子ども、あるいは赤ちゃんは、自分の心の中で起こっている感情的な体験を受けとめるレッスンをするのだというふうなとらえ方ができるかと思いません。それは、例えば自分の心の中に起こっている内面の把握力や、感情をコントロールする力とか、そういうものを土台にして対人関係の力、あるいはモラルというものを受けとめる力、あるいは心の鑄型、これは感情の入れ物というふうに考えていいと思うんですが、そういうものが重要な養育者との関係の中で培われていくのです。

乳児期、学童期、思春期と成長していく中で、年齢が小さければ小さいほど、その発達の流れに影響を与える暴力の大きさというのは多大なものになると思います。

そういった養育者と子どもとの関係の中で、特に重要な

養育者として役割を担っている母親が暴力の被害者であった場合にどうなるのか。これは子どもの心の発達を促進する鑄型、入れ物としての役割を十分に果たし得なくなってくる可能性が高いということです。単に暴力から子どもを守るという役割だけではなくて、子どもの心の発達を促進する入れ物としての母親性(母親性という用語の問題になってきて、非常に微妙な言葉遣いになってくるんですけども)が、子どもの発達を促進する入れ物としての役割を十分に果たし得なくなってくるのではないかという心配があります。

心の発達には一定の流れ方があると同様に、心の形成には一定の形態があると考えられます。その心の構造がばらばらになってしまう可能性がある。断片化といわれる、例えば感情がばらばらになる、自我や意識がばらばらになるということが生じる可能性が高い。その結果、情緒的な安定感とか自我の統合性が実現しにくくなるということが考えられます。

保護者、親御さんと話をするときに、このばらばらになる感じというのをつかんでいただくために、よくたとえとして申し上げることがあるんですけども、ちょうどジグソーパズルを思い浮かべて下さい。一つの絵があるわけですけれども、そのジグソーパズルがばらばらになった状態ですね。ばらばらになっていると、都合のいいことが一つあるわけです。もしこれをきれいにつなげた場合に、そこに怖い絵がかかっている場合に、ばらばらにしておけば何が描かれているかわからない、だからばらばらにしておく。それは暴力的な環境に暮らさざるを得ない者が恐怖心を抱かないためのひとつのテクニック、無意識のうちにそれが生じてしまうわけです。

そういうばらばら性を維持するということによってどういうことが起こるかという、例えば自己価値感が損なわれるということ。具体的に言えば、自尊心が傷つくとか、自己評価が低くなってしまったり、自分が悪いんだという自罰感を抱いてしまう。それから、罪責感といって、何か悪いことが起こったのには自分に責任があるんじゃないかと思ってしまう。そして、行き着くところ、先ほどから言われている無力感につながっていくわけです。

そういう状態に陥ると、対人関係を結ぶ力が弱まってしまったり、信頼感が育ちにくかったり、愛着心をもったりすることがなかなか難しくなっていく。また、自己主張ができにくくなり、その場で強いパワーをもった人に従いやすくなっていきます。その状態でさらに進展していく

と、年齢に見合った健康な行動の学習や適応行動ができにくくなっていく可能性があります。その結果、行動の抑制がなかなかとれなかったり、攻撃的になったり、衝動的な行動が見られたりすることがあります。さらに、価値観やモラルをなかなか身につけにくい状態になっていく。

健全な学習行動ができなかったことの中に、親との関係、母親との関係の中で、子どものほうが保護者的な役割をとってしまうことがあります。そういう役割の逆転現象も、これは健康な適応行動とは違った、ひとつの間違った適応というふうに言えるのかなと思います。

こういったようなさまざまな発達上のトラブル、発達の流れが歪んだ状態に対して、やはり心理療法が大変期待されているわけですが、子どもたちにとっては安全な場や安全な関係がまず確保されなければいけない。そして、その中で次に来るのは、生活の中で、出来事の中でさまざまなことを再学習していく必要があるというふうを考えています。

心理療法というのは最後の最後、本人がそのニーズを感じたときなどの大変限られた場面で有効になります。よく被害を受けると、心のケアをしてほしいということで相談所にお子さんを連れて来る方もあります。現実的には確かにケアは必要ですが、その子どもにとってのタイミングを、やはり生活の中できちんと見つけていくことが大切だと思います。また心理療法をするときに、どの年齢でどのような療法を使うかということもよく考慮した上で選択すべき問題になりますね。

【松田】 どうもありがとうございました。

児童相談所というのは子どもを引き離して、親との関係がある意味では破綻して子どもを保護するところなんです。その場合、先ほど信田さんのお話で、DV や子どもの虐待がある場合はできるだけ早く引き離したほうがいいというお話だったのですが、引き離された子どもへの影響というのは、年齢によって非常に違ってくると思うんです。その場合に、親子関係の修復というのはどうなんでしょうか。早く引き離したほうが関係が修復しやすいのか、その点について、信田さんはいかがですか。

【信田】 その辺は日本では、たぶん手つかずの状況だだと思います。引き離した後でどうかということまで、今、日本の現状ではまだ行っていないと思いますね。

児童虐待の場合は、お母さんは加害者です。その加害者

のお母さんをどう治療するかということまで、日本の現状は行っていないでしょう。

たぶん、今おっしゃったように、子どもの治療は、いくつかの先覚的な方がいて進んではいますが、それだってまだまだですよ。

だから、今日本の現状を、はっきり言えば、DV も虐待も介入的段階。どうやって引き離すかというところできゅうきゅうとしている状況です。ですから、倭文さんのような現場でやっていらっしゃるのは、実にまだ、本当に先端的なごく一部だろうというふうに思います。

それで、今聞いていて思ったのですが、例えばお母さんが殴られている。それを見ているとなったら、見させているお母さんというのは加害者じゃないのでしょうか。

【松田】 そういうことですよ。

【信田】 ですよ。ですから、きょうのテーマは非常にすごい。私は何度も言うように、よく仕組まれたテーマだというのは、被害者が加害者にならないためには即刻逃げとあげないと、子どもがかわいそうですよというテーマですよ。

【松田】 それと、子どもと母親が非常に一体化している場合には、母親が加害者であることに気づいていないということも報告されていますね。それで、母親としては子どものためにと、夫に取り返されたら困ると、保護しているんだというようなことで、実際には暴力を振るってなくても子どもの選択を制限したり、知らずに加害者になっている場合がある。

それから、DV の子どもは父親の暴力を受けるだけではなくて、母親が今度は実際に暴力を振るっているケースもあります。こちら辺について、吉廣さん、米田さん、いかがでしょうか。

【吉廣】 私が取材した中で、非常に今のテーマに合った例を紹介しますと、彼女には男の子が2人います。

殴られ始めたときから彼女は離婚したいと思っていたから、子どもは2人目を産む気がなかったんですけども、レイプのような形で妊娠して、2人子どもをもったんですね。上の子どもが非常に暴力的なので、その子どもを、とにかく父親の二の舞にしないために、彼女は離婚を思いとどまると同時に、経済的な自立を目指しているというやっ

ていたんです。社会的には非常に能力の高い人で、海外の大学まで留学しているような女性なんです。結婚前に働いた経験は皆無なんです。外国で知り合ったまま結婚した人です。

私がインタビューした時点では、彼女はいずれ離婚することになるけれども、そのタイミングというのはまだわからないと言っていたんです。その後、長男が中学生になって、かなり激しい暴力を母親に向けてようになったときに、彼女はやはり子どもを専門にしている臨床心理士のところに相談に行った。それはやっぱりもう離れたほうが絶対にいい、とどまればこの子どもの暴力はどんどんエスカレートしていくという言葉によって、彼女はもうタイミングを選んで余りなく離婚を決意して、下の子どもを連れて逃げるようにして家を出ました。それで、出た後、家裁の調停から、結局は地方裁判所に行った段階で離婚が成立して、今は下の子どもと2人で、夫からは何百キロも離れた場所で暮らしています。

それから、子どものほうを取材すると、精神的な暴力もかなり受けている。「あんたがいるから私が離婚できない」というような言葉で、自分がいないほうが母親は自由になれたんだと思っています。これは一番の悲劇なんです。自分の存在を否定するような思いを重ねてきたような子どもがいます。中には、高校生ぐらいになって親を殴り返した、息子が父親を殴り返した、娘が母親を殴り返したというケースもあります。その娘というのは、父親が母親を殴り、母親が子どもを殴るという構図の中で、彼女は母親を殴り返して、一応暴力をやめたということでした。

先ほどから何度か信田さんがおっしゃったように、DVというんじゃなくて、もう本当に家庭内暴力という感じで、1つの暴力が始まると、身体的な暴力だけじゃなくて、全員にいろいろな影響があると。そういうことは、妻のほうからはなかなかわからなかった部分が、子どもから話を聞くと見えてくる。子どもというのはその親のもとに生まれてくる責任はまったくありませんから。妻というのは話の中にも歯止めがかかるのは、少なくとも自分が選んだ夫だということが、やはり多少は影響しているのかなというふうに子どもの話を聞いたとき思いました。

加害者からも話を聞いているんですが、母親も父親も、やはり子どもへの影響というのは、子どもが思っているほどには影響を認めないですね。隠すわけではないけれども、過少に、自分がかばったから子どもは大丈夫だったに違いないという楽観的な希望的観測のような思いをもってい

ます。子どもにまでそれが影響していたとすれば、彼女自身ももっとひどい自責の念にかられるから、そこでもってかなりブレーキをかけているんじゃないかなと思いました。

【信田】 夫の暴力があって子どもに問題が起きて私たちのところへ来る方というのは、実は私たちにとっては極めて一般的なケースなんです。最初は息子の問題、娘の問題と言っているんですが、聞いてみると、すごい暴力が結婚当初からあったことがわかるんです。そういう場合に、きょうのテーマのDVの被害者なんだと、この人たちはとても大変な人なんだというところに行き着くまでに、何度も言っているように、非常に紆余曲折があるわけです。というのは、その来た人は子どもを救いたい、夫の暴力もできればやめさせたい、私は我慢すればいいというスタンスなんです。このスタンスを、実はDVにあまり使いたくない言葉なんです。私たちは「共依存」という言葉を用いて、自分の問題に気づいていただきたいと思うんです。当面バッシングされるのは女性になっちゃうんですよ。

また、ACのグループでも、アルコール依存症のお父さんが飲んでいて、お母さんが殴られていて、そういうお母さんを支えて、先ほどの発達段階なんかはめっちゃちゃんまま、それでも頑張って生き延びてきた人はいっぱいいるわけです。そういう人たちの話を聞いてみると、やっぱり最後に残るのはお母さんの思いということなんです。いわゆる共依存的支配です。そういうふうになると、DVの被害者を救済しなきゃいけないという運動の勢いがそがれてしまいませんかということをちょっと言いたいですね。

ですから、今日のテーマは非常に複雑なテーマですよ。本当に悪いのは男なのに、何で女が、こんなにお母さんが指弾されなきゃいけないのという複雑な思いですが、どうでしょうか。



【松田】 米田さん、そのあたりはどうですか。

【米田】 緊急保護の方の面接をしていて感じるのは、比較的年齢の高いお子さんの場合は、長い間暴力を受けている姿を見ているわけですから、結果的にはそれは母親が暴力を容認したということを見せられていることになってしまうのでしょうか。

父親と息子の両方から暴力を受けて利用された母親がいました。その男の子がなぜ怒るのかというと、お母さんはなぜ我慢しているのかと言って、お母さんに対して怒るんだと言うのです。でも、それに対してお母さんは行動を起こせなかったのです。そういう意味では、母親も加害者だと言われてしまうのかもしれませんが。

また、これは女の子に多いのかなと思いますが、小さいお子さんを抱えていらっしゃる方の中に、お母さん自身が子どもに頼ってしまったり、自分の辛さを相談してしまうことがあるんですね。そうすると、相談された子どもはまだ年齢は小さいのにお母さんのことをとても心配する。何か逆転しているといいますが、お母さんが子どもに甘えて、子どものほうがお母さんを支える側に回っているというようなことがあったりすると、それはやっぱり健全な成長をしていけるのかどうかというのはとても心配ですね。

退所する前に、「お母さんのいらいらの感情を全部あなたにぶつけちゃってごめんね」と言ったお母さんがいたんですけれども、そういうお母さんが自分のいらいらをぶつけちゃったんだということに気づくというのはとても大変なことだったと思うので、私たちはやっぱりその気づいたお母さんのことをとても支持したいと思いました。しかし、これから先、母親を支える仕組みというのがないと、母親は被害者として理解してもらえないうちに加害者にされてしまうことになります。

【松田】 DV の家庭に育って、暴力を直接受けたり見たり聞いたりして育った子どもたちというのが父親になり母親になったときに、よく暴力が連鎖する、世代連鎖という問題を言われるようになっていきます。そのあたりについて、倭文さん、いかがですか。

【倭文】 これは虐待の問題になってくるんですけれども、虐待を受けて育った人が、自分の育児行動の中で再び虐待を起こすかどうかということについて。これは日本の研究ではなくて、アメリカの複数の研究報告で、3分の1説と

いうのがあるんですね。3分の1の人が再び加害者になり、3分の2は加害者にならない。

よく考えますと、別にこれは説というほどのことではないんですね。何か出来事があったときに、独力で乗り越える人、だれかのサポートを受けて乗り越える人、何にもできなくて困る人、とやっぱり3つに分かれるんですね。だから、特にとりわけ世代間伝達（連鎖）があるということではなくて、すべての事象について、学校の分類でいくと「できる・普通・もう少し頑張りましょう」があるのと全く同じだと思いますね。信田さん、ちょっと大まかに言わずででしょうか。

【信田】 それは、本当にそう言わないといけないと思いますよ。この連鎖説というのは、あまりにもマスコミを席卷しすぎている。虐待を受けたら絶対虐待しちゃうから子どもを産まないとか、夫の暴力は父親から暴力を振るわれていたんだと勝手に思ったりする。私はこの世代連鎖、トラウマが連鎖するという説は非常に危険だと思いますね。

【松田】 ほかにどなたか、この件について。

【米田】 その連鎖という言葉があるために、皆さん本を読んでいきますからね。いろんなところで出てくる言葉にどれだけ強い不安を与えられているかということについては、私はそちらのほうが非常に大きな問題だと思っています。

【松田】 マイナスの効果のほうが。

【倭文】 やっぱり、マスコミの功罪というのはありますよね。新聞でも、最近頻繁に目にします。

【吉廣】 ただ、いいほうに働いている部分もあるんですね。

というのは、子どもの存在が母親にとって離婚を思いとどまるブレーキにもなると同時に、先ほど言いましたように、子どものために離婚しなければというふうなアクセルになって働く場合もあるんですね。そのとき、大体母親が言うのは、暴力の連鎖を断ち切らなければいけないからという言葉を使うんですね。

特に、男の子をもっている場合には、そういう暴力をコミュニケーションの手段としてインプットしてしまうの

を恐れています。暴力を振るっている人に、どうして好きで結婚した妻を殴るのかと聞くと、殴ろうと思ってから殴るのではなくて、やっぱりカッとなって、自分も自覚しないうちに手が出ているんですね。頭が真っ白になって殴っていますから、どう殴ったとかどの程度殴ったのか、何発殴ったのかと、本人はほとんど覚えていないんですね。それは嫌なことは忘れたいですから、そういう心理も後からは働くんだとは思いますが、それにしても、状況的に妻から話を聞くと、事細かにこう殴られた、あそこを殴られた、こうだったということが言えるのに、加害者のほうから聞くと、全くそこは忘れちゃったというほどに、殴ったことを覚えていないんですね。救急車を呼ばなきゃいけなくなったとか、そういうことは覚えているんだけど、自分がどう殴ったかなんていうのは全然覚えていないということがあります。

それから、連鎖と同時に、私は今回、インタビューした子どもから聞いたのは、わかりやすい言葉で言うと二次被害ということですね。前向きに健全に一生懸命働いて生きていこうという気持ちになりたいんだけど、なれないわけですね。

ひとりの例として、大学を卒業後、大企業に就職して、うまくいったように見えていたのです。社会人としてスタートできて、経済的に自立できるので親からも独立してひとり暮らしも始めて、よくなっていくのかなと思われた矢先、配転になり、職場の人間関係が変わったことによって、だれとでもうまくやっていけないという女性ですから、そこでいろいろ問題が起こる。たまたまた彼女のキャッシュカードで母親が借金をこしらえてというようなことが重なったためにパニックになり、結局病欠が続いて、その会社を辞めなければならなくなりました。人間関係というのがうまくいかない。つまり、自分を否定せざるをえない環境にずっといたため、自分自身の感情をうまくコントロールできないんですね。

感情的というのはあまりよく思われないんですが、人間というのはだれしも生まれたときから死ぬ間際まで感情というものが消えなくて、感情を自分でどうにかコントロールしながら人間関係をつくっている。感情というのは、カッとなるけれども、カッとなったからと、すぐ人なんかを殴る人というのはそんなにいないわけですね。

だれしもカッとなるときあります。でも、どうしているのかというと、それを静めて、この人と人間関係を壊さないでいくためにはどうすればいいかという落ちつき場所

を考えて、感情的にならないようにして人間関係をつくっているわけですね。感情のコントロールがうまくできないと、何かあったとき、本当に自虐的になって着ている洋服を破っちゃうとか、それから自分の腕を自分でかみついて血を出してしまうとか、そういうことを30歳すぎてもやっているという例があります。

【信田】 それは暴力被害によるものなのかどうかと、そういう直接的な因果については、やっぱり私はわからないと思いますね。

ただ、暴力を受けた人とか見た人は、こんなにひどくなるということあまりに強調しすぎるといことの問題点も私は感じますね。

【松田】 信田さんは、加害者の教育はあまり必要じゃなくて、どちらかというと被害者教育をとおっしゃるのですね。

【信田】 つまり、先ほどから言っているのは、加害者・被害者と私たちは簡単に言いますが、加害者が加害者になれるというのは大変なことなんです。つまり、自分は加害者だと言えるのに何年かかるか。自分が被害者だと思えるのにかなり時間がかかるというふうに考えますと、実はそういうふうに被害者当事者・加害者当事者に仕立てていくのが私たちの仕事かなと思うんです。

それは、彼らや彼女たちは暴力、DVの被害者としてカウンセリングに来ないんですよ。子どもの問題だったり、別の問題だったりして来る。虐待だってそうです。私は虐待していると言って来る人はいないですね。もっと別の問題で来て、だんだん聞いていくと、実は虐待をしているんじゃないかと思っていたり。実は、DVとか虐待というのはそれぐらいに夫、男のアイデンティティと妻である自分のアイデンティティを揺るがしてしまう問題なんですね。

ですから、私は、虐待、DVとなる以前の水面下の問題というか、そこにどういうふうにかかわっていきけるか。そこは、私はやっぱりマスコミの功罪の「功」の面としてもちょっとこういう教育・宣伝をしていって、これは被害者なんだと思ってもいいんじゃないかというのが2%ぐらい思えたら変わるかなというふうに思います。

それからもう一つは、さっきおっしゃったことを突き詰めれば、暴力を目撃したことが、もしその子どもに影響があるなら、母親は1回殴られた時点で子どもを手放して、

どこかへ預けなきゃいけないですね。そして、自分は殴られ続けるというふうにならなければいけないということになりますよね。

ですから、今日のテーマは非常に難しいテーマ、おもしろいテーマ、だけれども非常に危険なテーマ。肝心の焦点がずれてしまう可能性もある。本当に今日のテーマを徹底するならば、夫に殴られた妻はすべからく子どもを手放さなければいけない、ということになります。

なぜこういうことを言うかということ、例えば児童虐待防止センターなどが虐待のケースに介入しますよね。そこでDVがあるケースというのは、実は今吉廣さんがおっしゃったように、いっぱいあるわけですね。そうすると、親子一緒に優先するか、DVの問題から引き離すのを優先するかと。つまり、親子か夫婦かと、この問題のぎりぎりのところが何ケースもあるんです。子どもと一緒にすることで、夫に居場所がわかっちゃったりするケースもある。そうすると、これは親子は一緒にいなきゃいけないのかという問題が、やっぱりDVの目撃者の虐待性を強調することで、親子一緒にいないほうがいいんだと。そういうふうになったときに、見ることが虐待だとなったら、殴られているお母さんは、やっぱり子どもを手放さなきゃいけないことになる。

【松田】 今までDVと子どもの虐待というものは相互に関係がない、別々の問題として扱われてきて、今その関係が見直されている時期なんですけれども、倭文さん、この問題についてはいかがでしょうか。

【倭文】 今のお話を伺いながら、本当に私たちも分離するべきかどうか、あるいは分離した親子をいつ統合するべきか、どういうセッションを打ち立てて回復する、再統合に導くのかということ、今やっとそここのところの突破口に立っている状況です。

分離するときもそうなんですけれども、子どもはお父さんとかお母さんを怖いと言うんですよ。これは、もう当然、すぐ直観的にわかりますよね。怖いんだけど、好きだと言うんですよ。これは、常に共存するんです。お母さん好き、お父さん好き、だけれども怖い。

厚生省の虐待対策事業が平成9年から始まっていますが、その前は殴る父親あるいは母親は当然怖いと思うから、当然切り離して当たり前というふうに思っていた部分があるんですね。しかし、もう少しそここのところを子どもの

心に寄り添っていってみると、子どもは両親はこわいけれども好きだと。これは逃げられない妻の心境と似ているんだろうか似ていないんだろうか、こここのところ本当に今、立ちすくんでいるところです。怖いんだけど好きという、この現実と子どもの心の発達とのバランスをどう処理したらいいんだろうかとも考えています。

【信田】 ACの問題もなんですが、そういう経験を受けて、20、30になって社会的に問題も出さずに、発達障害も出さずに、多くの人は生き延びるわけですね。そのときに、やっぱり親のことを語るときには、絶えずその裏側には言葉に出せない親への愛情希求というものがすごく強烈にあるんです。それを、親が好きなのか、それは親への愛情希求なのかと。私は、そこで愛情希求と思っちゃうと、これは完全にお涙ちょうだい、親子物語に解消されちゃう可能性がある。私は、やっぱりそれもPTSD(心的外傷後ストレス障害)の一種だというふうに思っています。

【松田】 信田さんにちょっとお尋ねしたいんですが、DVが発生すると同時に親子を引き離すというのは、現実的に今の日本では施設もないし、非常に難しいと思うんですね。

【信田】 無理です。

【松田】 だったら、とりあえず離婚という形において。少なくとも、父親が母親を殴るということをなくすためには離婚して、と考えられると思います。

さっきの米田さんのお話で、離婚届を出しても、DVの特徴で、後々までしつこくストーカーみたいに追ってきて、もう離婚が成立して他人になっているのにまだ殴り続けるということもあるんですけれども、少なくとも一応離婚して、そのDVの場から離れるということについてはどんなふうにお考えですか。

【信田】 もう、そのとおりだと思いますね。

【松田】 母親と子どもが一緒になって。

【信田】 それは、現実的に仕方がないです。だから、原理論的にいえば、子どもを引き離したほうがいいわけですが、今の日本では無理ですから、とりあえず離婚することですね。

だから、私たちがかわりには非常に積極的でなければいけない。積極的というのは、洗脳的でなければいけない。今までの価値観を変えていかなきゃいけないので、そうすると臨床心理士のスタンスからだんだん外れていくんですね。何か教祖みたいになっていく(笑)。だめですよ、出なきゃだめですよ、出てもいいところがありますよなんていうことを言って、その相手の人を教唆・洗脳するというのが、やっぱりこの暴力問題というのはあるんじゃないかと思うんです。吉廣さん、どうでしょうか。

【松田】 ただ、今の日本の社会で、出てもいいですよと行って、本当にそれが成立する社会でないということは、たぶん児童相談所であるとか、それから女性相談センターで相談に乗っていらっしゃるケースでいくつも出てくると思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。出てもいいですよ、逃げていらっしゃい、離婚しなさい、その場合に女性が1人で子どもを育てていけるような環境、仕事、自立できるかどうかという実際的な問題。みんなが生活保護というわけにはなかなかいかないでしょう。

【吉廣】 ただ、現場で個別にケースを当たっていると、今マスメディアに対する功罪というのが出ましたが、DVが新聞・テレビ等で大々的に報道されるようになって、DVを理由に福祉事務所に駆け込んで生活保護を受けられるようになるというケースも増えてきています。

福祉事務所の人は、どうしても量ではかるんですね。どのくらいの回数で暴力がありましたかと。それで、例えば1年に1回と言うと、以前だったら全然問題視されていなかったんだけど、女性センターなんかの相談で何回も繰り返し相談している人の場合は、福祉事務所に行って、その相談員の人に後押ししてもらって、暴力は回数ではないということを主張してもらって、生活保護が受けられるようになることもあります。

以前に、入所したことがある女性が、母親が亡くなったという電話をしてきたことがありました。急死して、暴力的な父親と一緒に暮らしている。彼女は客観的に見ても病気なんですね。それを父親は、おまえは半人前だという見方しかなくて、病気を認めないんですね。面接相談をしたときに、やっぱり父親と離れないとよくなるものもよくなるんじゃないかということで、彼女は家出をしてきた。その後、いろいろと経過を報告する電話をしているんですけども、彼女も医師の診断書があって、相談員の

支援があって、やっぱり生活保護が受けられるようになりました。だから、父親と分離したということで、とりえずそれで改善の方向に向かっていくというスタートに立ったわけですね。

2000年11月14日(火) 13:30 - 16:30

沼津市立図書館4階・視聴覚ホール

【主催】 財団法人 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)・沼津市 【後援】 総理府

プログラム

- 13時30分 **開会のあいさつ**
沼津市長 斎藤 衛
アジア女性基金渉外部長 叶 俊寛
- 13時40分 **DV啓発ビデオ上映**
- 13時55分 **基調報告**
【報告者】 関野 真理子（セラピスト・ことぶき研究所所長）
- 14時30分 休憩
- 14時40分 **パネルディスカッション**
【コーディネーター兼パネリスト】
吉廣 紀代子（ノンフィクションライター）
【パネリスト】 大石 英 二（静岡県東部児童相談所専門監）
関野 真理子（セラピスト・ことぶき研究所所長）
- 16時00分 **参加者との質疑応答**
- 16時30分 **終了**

プロフィール

関野 真理子（せきの まりこ） ことぶき研究所所長・セラピスト

平成6年にことぶき研究所を開設後、DVや子どもの虐待・発達相談などのカウンセリングを行う。市町村保健センターや保健所での乳幼児健診や母子面接にも従事。教育関係者や大学生、大学院生へのスーパーバイザーも務める。現在の家族を考える・子どもの育て方などのセミナーを開催。

吉廣 紀代子（よしひろ きよこ） ノンフィクションライター

報知新聞記者を経て、1972年よりライター。「非婚時代」（三省堂、朝日文庫）をはじめ、女性や夫婦、家族や子どもに関する著書多数。1997年に「殴る夫 逃げられない妻」（青木書店）で、DVの実態を明らかにして以降、DVのさまざまなケースを追い、現在DVが子どもに及ぼす影響について取材執筆活動中。

大石 英二（おおいし えいじ） 静岡県東部児童相談所専門監

1980年より、静岡県立吉原林間学園にセラピストとして5年間勤務。その後、中央・東部の児童相談所に心理職として勤務し、1998年より現職の育成担当専門監。児童虐待相談の第一線で活動し、近年は関連するDV関係の相談にも携わる。

開会あいさつ

沼津市長 齋藤 衛

皆さま方、今日はよくお出でくださいました。総理府の後援をいただき、財団法人女性のためのアジア平和国民基金、沼津市の共催によりまして、DV 公開セミナーの開催ということになりました。多くの方にご出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

私はカタカナ言葉にはちょっと懐疑的です。英和辞典では「ドメスティック」あるいは「バイオレンス」と出ておりまして、ドメスティック・バイオレンスと言われた場合には日本の言葉で置き換えるとどういう意味なのか、という話をさきほど講師や関係者の方々にさせていただいたところでございます。

これから素晴らしいお話が展開されると思いますが、人間社会において今までであったものがいろんな事由で表に出ていなかった。それを新しい切り口で多くの方々に提示されてきたという要素が多分にあるのではなかろうか。そういう部分をオープンにして、多くの人たちが助け合うことによって、女性や子どもたちも、そこによりよい人生を得ていくということにつながっていく。しかもこれは決して日本だけの問題ではなくて、世界全域にまたがった共通する問題であるという観点から、基金の方々も取り組みを

され、また、総理府としても主要なテーマとして取り組んでこられたのかなと思っているわけでございます。

沼津市で公開セミナーが開催され、しかも多くの方にご参集いただいたということは、沼津市民も高い関心をもっている証拠ではないかと思っております。

私はだいぶ前に、子どもというのは、家庭の中で親たちから暴力を受けたり、いじめを受けていても、外の人に対してはなかなかそれを言わないものだということを知ったことがあります。そこに家庭、あるいは親子のつながりがあるからではなかろうかなと思うわけです。そういう諸々のしがらみを克服して、素晴らしい人生をお互いに得られるようにしていこうということだと思っております。そのためにもお互いが、1人ではできなくとも、2人、3人と手をつなぎ合うことによって、実現できるのではないのでしょうか。ぜひ、沼津にも新しい流れを作っていこうではありませんか。

非常に簡単でございますけれども、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はお忙しいところ、たいへんありがとうございました。



DV との関わり

私は 1995 年からこの伊豆半島で開業しております。私は元々大学院で、言葉のない発達障害の子どもに対して言葉をどのように出していくのかというプログラムを専門に研究してきました。特に健診のような現場では、言葉のない、言葉が遅れている子どもたちをメインに診て、そこからドメスティック・バイオレンス（以下 DV と略す）や虐待があるかを発見するのです。

私は 1997 年に、アメリカのサンフランシスコの裁判所で、DV の被害者と加害者の対応について聞きました。そのうち、このようなケースでは、皆さん言葉をおもちでないということに気がつきました。DV の女性からのサインというのは決して、あざのある顔であるとか、髪の毛を振り乱して走っていらっしやるとか、無気力であるというわけではありません。私の相談現場にいらっしやる場合には、非常にきれいにお化粧したりして、まるで外出するような格好でいらっしやいます。

東京都の調査によれば、3 人に 1 人が DV の経験があるという結果が出ています。私は、お会いするほとんどの方が「もしかしたら暴力の被害を受けているのではないか」というふうに考えながら相談をしています。

その中でわかってきたことは「神話に縛られている」ということでした。例えば、子どもには父親が必要であるとか、私さえ我慢すれば暴力はなくなるといった様々な神話がある。私だけが子どものために我慢すればと言い続けて、何年も経った後で子どもへの影響に気づいてしまうことがあるのです。ただし、彼女たちのほとんどが DV という言葉を知りません。しかも暴力は犯罪であるということにほとんど気づいていない。どの方も、「私が悪いんです」とおっしゃいます。

私は、暴力の責任はどこにあるのかを必ず女性に伝えるようにしています。暴力は行為に責任がある、男性が悪いと言ってしまうと、子どもに対しては父親になってしまいますが、暴力を振るった行為事態が非常にいけないことであると伝えるようにしています。

女性への影響

被害を受けた女性は心も身体も病んで来られます。特に

身体的に様々な疾患に苦しんでいる場合が多く見られます。例えば夜眠れない、頭が痛い、偏頭痛がする、胸が苦しい、夜になるとドキドキする、何となく気分が悪い、朝起き上がれないといったことを訴えています。なかなか病院に行かないため、本来の身体疾患も見逃されてしまうことがあります。だから私は必ず身体疾患をお聞きするようにしています。まず普通の病院へ行かれることが、女性にとっては第一歩ではないかと考えます。

心もちろん、非常に傷ついていらっしやいます。私がかだから、私が悪いからといって暴力を受け続けている方たちは、私さえ頑張ればと思ってしまうから、「あなたのせいじゃないのよ」とお伝えするようにしています。「暴力を振るわれることはあなたの責任ではない、たまたま暴力があっただけだ。ただしその暴力は学習されて必ずエスカレートしてしまう。」と。最初はちょっと小突くぐらいだったのが、そのうちに殴り倒し、蹴り倒さなければならぬというようにエスカレートしてしまうのが、学習の怖いところだと思います。

特に私が心配しているのは、先ほどのビデオにもありましたが、なかなか逃げるできない、学習性無力感と言われるものです。皆さんはどこかでみたことがあるかもしれませんが、心理学の研究で、ねずみを箱の中に入れて逃げられないようにして、絶えず不快な音を聞かせる。それを何日間か続けた後、今度は棒をとり逃げられるようにして不快な音を聞かせても、このねずみは逃げない。なぜなら、逃げられないということを学習してしまったからです。彼女は意志の強弱にかかわらず、逃げられないということを学習してしまっている。これは非常に深刻な状況です。

3 人に 1 人の女性が、このような暴力的な環境に身を置かれているということは、多くの子どもたちも被害を受けている可能性があります。

乳児期のサイン

では子どもからはどのようなサインがあるのか。これには非常に関心があります。私は大きく分けて 3 種類のお子さんがいらっしやると思っています。私の経験では、乳児にはひとつのサインとして、夜泣きが多い。た

だし、これは乳児ですので、被害者である女性からの訴えであるということがポイントだと思います。子どもから言葉を聞くことはできませんので、お母さまの訴えによってお聞きしているとお考えいただければと思います。パターンの一つは、夜泣きが非常に多い、とてもよく泣くという子どもたちのグループです。

もう一方で、全く泣かない、手のかからない子どもという群があります。これは、臨床現場ではDVの種類によって変わっているのではないかと見ております。DVは身体的な暴力、精神的な暴力、性的な暴力の3種類があり、しかもこれらは絶えず毎日ではなく、必ず周期があります。とてもいい人なのに突然暴力を振るうとか、突然怒鳴り続けるというようなことがある。どの周期で子どもが生まれてきているのか、どの周期で子どもがその環境にいるのかによって、ものすごく泣く群とぜんぜん泣かない群があるのではないかと考えられます。

群によってどのような違いがあるかということ、暴力が飛び交っている家庭、身体的暴力のみというパターンの場合、特に夜だけに暴力があるという場合は、子どもは相手にしてもらえないため、泣いても無駄だと思ってしまい、泣き止んでしまうケースがあったりします。ですから、大人しくしているため問題にならない場合があります。

もう一方で、お父さんはお酒を飲みながら、何かトラブルが起きたときに突然、怒鳴って、騒いで、暴れるということになってくると、子どもは、「この間はすごくやさしいお父さんだったのに、今日はどうしてこんなに怖いお父さんなんだろう。お母さんもこの間はすごく優しくかったのに、どうして今日はおどおどして泣いてしまっているんだろう」と思ってしまい、ギャーと泣いてしまう。しかも彼らは言葉をもたないため泣くしか手段がないから、ひたすら泣き続けることもあるのです。

このように、家庭環境にどの発達段階でどのようなことがあるのかによって違ってきていると思います。1歳半ぐらいになってくると、たいがいの子どもは話せるようになりますが、発達の遅れがないのに言葉がないということで、相談に現れるお子さんがいらっしゃいます。まったく発達の遅れがないのに、どうして話せないのでしょうか。これは家庭内でしゃべってはいけなような雰囲気や、とてつもない暴力が、頻繁ではあるけれども毎日行われていないという特徴があります。DVは毎日ではなく、半年に1回ということもあるわけですが、それでも子どもにとっては心の傷になってしまうことがあります。

1歳半ぐらいになると3種類になってきます。言葉がない、少し発達が遅れているのではないかと疑われるような子どもたち。もう一方で、非常に乱暴で、お友だちを傷つけてしまう。女の子でも男の子でも、この子を叩いたことがないのに、何でこんなに乱暴なのかしらという子どもたち。それから、おとなしすぎる、神経質である子どもたちという群がございます。サインと申し上げて、こんな子どもたちはたくさんいる、ほとんどの子どもたちがあてはまると思われるかと思いますが、お話を聞くのは必ずお母さんからです。子どもの顔をよくご覧ください。子どもに表情があるかないかに、その家庭に何が起きているのが非常に大きく出てくるのではないかと思います。

学齢期のサイン

私が健診現場で驚くのは、どうしてこんなに表情が出てこない、笑顔がない子どもたちがいるのだろうかということです。子どもというのは泣いたり騒いだりしながらも、笑顔が出てくるのが普通ですが、DVや虐待を勉強することによって、笑顔のない群が、言葉のないお子さんたち、乱暴なお子さんたち、おとなしすぎるお子さんたちのほとんどの群にまんべんなくいるということに気がつきました。笑顔がないということは、非常に深刻な問題だと思います。

その後、学齢になると、いろんな部分で問題行動が出てきます。問題行動が出てくる前に何とかしたいと日々考えて援助を行っていますが、気をつけなければならないのは、子どもは悪い環境に正常に適応しているという点です。大人の場合には、出産してから夫が殴り始めたというふうに、いついつからDVが始まりましたということがわかりますが、子どもにとっては生まれてからずっとその状態にあったという場合がほとんどです。言葉が出てこないとか、乱暴であるとか、おとなしすぎるといった問題行動は、何としてもぼくたちは生き延びなければと、環境に一生懸命、正常に適応しているのだということを理解しなければ、問題だけがクローズアップされてしまい、子どもが責められる。不登校の生徒などいろんな分野でやっていると、子どもが責められることが多くてちょっと困ってしまいますが、正常に適応しているからこそ、問題行動が起こってしまうということも、もう一度皆さんにもお考えいただければと思います。

言葉がない時、心が出来上がる前からDVという非常に過酷な環境にあった子どもたちは、この過酷な環境に何と

かして適応しようと思い、努力します。その結果が、問題行動として出てしまう場合があるのです。学齢期に入って問題になる「忘れ物」。もちろん忘れ物をするに決まっています。家に帰ってお母さんに、これを用意しなければならぬ、あれを用意しなければならぬと伝える事ができない。お母さんも、いつも緊張してピリピリして一生懸命なわけです。「これをしなくては」なんて考える間もなく、また朝がやってくる。学校に行くと先生から、「何でまた忘れてきたの」と怒られる。「ああ、やっぱり私がいけないんだわ」と思って、子どもたちはますます傷ついてしまうのです。

学力という部分でも、いろんな意味で問題が起きる場合があります。非常に優秀なお子さんと、非常に学力不振になるお子さんと比べると、極端な特徴があります。学力不振のお子さんの場合、危険度が高いと考えられます。私がお聞きしたDVのケースでは、「夫は私(妻)を殴りませんが、物を壊します」と言うので、「その物は何ですか」とお聞きしたところ、「例えば壁です」とおっしゃいます。壁に10も穴が開いていれば、これは過酷な暴力ではないでしょうか。「時々、夫はキレます」。「じゃあ、何を壊しましたか?」。「ガスレンジ」、「冷蔵庫」、「玄関」という様々な物が壊れるというケースもありました。日常生活に堪えられないほどの物が壊れるのでは、子どもは勉強どころではありません。お父さんは今日は暴力を振るうのかしら、明日かしら。今日は大丈夫そうだけれど、1カ月後はどうなっているのかしら、という思いで、勉強どころではない。ところが学校へ行けば行ったで、先生から「何で出来ないの」と叱られてしまいますので、ますますしんどいなあと感じてしまって、気持ちが落ち込んでしまう。いわゆる抑鬱的、ブルーな気分という状況です。存在感も薄くなってきて、誰にもわからないように紛れちゃう。

ところがもう一方で、非常に優秀に勉学に励むというお子さんがいらっしゃいます。こちらは言葉の暴力のみというケースが多いような感触があります。お父さんは物を投げたり壊すことはないが、ただ、ちょっとカッとなる。このちょっとカッとなるというのは非常に微妙なラインで、例えばご飯の時に夫が席に座ったのに、「ぼくのご飯がまだない」と言って怒鳴りつけるとか、家に帰ってきた時にお風呂が沸いていないと言ってカッとなって怒鳴る。怒鳴り方に決まりがあって、「お前がバカだからだ」、「お前が悪いんだ」、「何で出来ないんだ」と妻に対して怒鳴りつける。

興奮状態で、本人がスッキリするまで怒鳴りつけるというポイントがあります。1回や2回ではスッキリしないので、どうしてもワーンと言わないと気がすまない。ところが興奮している人間は誰でもそうですけれども、相手から何か言われるとますます興奮して、30分も40分も続くこともある。

それに対して、子どもはぼくがしっかりすれば、もしかしたらお父さんは怒鳴らないかもしれない。ぼくさえいい子になれば、ぼくが頑張れば、ぼくが勉強が出来るようになれば、もしかしたらこの言葉の暴力が止むかもしれないと思って、一生懸命勉強するのです。そして成績表をもってきて、「お父さん、お母さん見て」というふうになります。一時、お父さんがにっこり笑って、「よくやったね」と褒めてくれると、これでももしかしたらお父さんは、次からは怒鳴らないかもしれないと思って、ますますいい子で頑張る。しかし実際は過酷な状態にあって、大変なことが起きていることが多い。

思春期のサイン

しかし思春期になってくると、お子さんたちの頑張りは徐々に息切れします。私はいま中学や高校にも行っておりますが、大変なことになっているなど思うのは、中学生、高校生同士のお付き合いで、すでにDVがあるという事態です。コミュニケーションとしてDVという暴力を学習してしまって、それを自分のパートナーで再現してしまうということがあります。

この再現については、トラウマという概念からお話ししなければなりませんが、トラウマについて話すと35分では時間が足りませんので、簡単に申し上げます。トラウマというのは日本語で心の傷と訳しますが、心が傷ついた状態だけではなく、脳の中のバランスも崩れてくるということが、アメリカの研究でわかっています。普通の記憶は時系列記憶といって、小さい頃から時間によってだんだんと積み重なるものですが、トラウマという記憶は、この時系列の流れに沿った記憶ではなく、キュッと瞬間冷凍した記憶です。流れに入っていない、記憶の本来あるべき場所にしまい込まれていない、ほかの場所にある記憶ですので、ときどき無意識にポーンと出てきてしまうという特徴があります。トラウマをずっと抱えて生きてこられると、自分ではどうしようもない時に、記憶がフツと出てきてしまう。しかも記憶が物語のように出てくればいいのですが、映像や感覚しかなく、言葉がないという非常に深刻な状態

です。

トラウマ記憶が問題になるのは、再現化が行われるということです。同じような事態に自分を置かずにはいられないというのが再現化と呼ばれるものです。過酷なトラウマという体験をした時に、また自分が同じような体験をしななければならないとってしまう記憶、これがトラウマで、非常に厳しい状態にあります。

とても心が傷ついて家に居場所がない場合、中学生の時から、「先生、彼氏がいるんだけど、私の携帯に1時間ごとにチェックするの。愛されてる気はするんだけど、つらいの」と言ったりします。これがDVをますます再現化しているのではないかと思います。

もう一方で、不登校になる子どもがいます。不登校にはいろんな理由がありますので、すべてがDVに原因があるとは言えません。非行という場合もあります。DVに関係する非行で多いのは、家にいられないための夜間徘徊、物を買ってもらえないための万引きという二大非行に、不純異性交遊です。

過剰適応という問題もある。環境に適応するために、自分のもっている能力以上にエネルギーを削って頑張っている状態です。家庭がものすごく大変だから、家ではお母さんの話を聞き、学校でも一生懸命勉強して誰かの世話をやいている。絶えず誰かに必要とされて、一生懸命生きることによって自分が存在しているんだ、生きていこう、頑張っていこうというふうに考える子どもたちの群が、過剰適応と呼ばれる群です。

サインに気がいたら

DVの影響は、このように様々な形で出てきますので、こういうのがDVを受けた子どもですと見分けるのは、非常に難しいと思います。

このようなサインを受け取ったらどうすべきかという問題がありますが、女性には病院を紹介したり、暴力にはサイクルがあるから、あなたが悪くなくても次に暴力が起こる可能性が非常に高いということを伝えます。それから、あなたが悪いのではないということを伝えて、シェルターや様々な情報を提供するようにしています。

お母さんはDVの被害者である一方、子どもに対して加害者になってしまったり、夫に対して殴り返すことももちろんあります。夫が子どもに暴力を振っている時に、傍観しているという、ある意味共犯者的な役目をしている非常に深刻な状態もあります。

このような状態では、あなたが悪いのではないということ伝えて、事実確認をする。専門職としてはアセスメントと呼びますが、できるだけ正確な評価をする。いま実際にどのような夫婦なのかを詳細にインタビューして、事実確認をしてアセスメント評価をする。子どもにも、もちろんアセスメントをやります。子どもの場合は、虐待の問題がありますので、虐待の評価をします。アメリカでは、DVを目撃するという事は、子どもへの心理的な虐待であるというのが定説になっています。ところが、日本はまだそこまでできていません。お母さんが殴られるのを見ると、非常に辛い思いがする。ポコポコになっている壁を見ると辛い思いがする。目撃するだけで心の傷になることがありますので、その虐待の範囲を聞きます。性的な虐待が起きているのか、DVの性的な暴力には、ポルノ雑誌を見せられるというのがあります。その辺にあるポルノ雑誌について子どもにコメントを求める父親がいた場合、これは子どもにとって深刻な性的な暴力になってくると考えられます。

もっと問題なのは、ネグレクトという育児放棄、育児遺棄と呼ばれるもので、子どもを無視してしまうという事態です。身体的な虐待にも重なってくる場合もありますので、どの範囲までの虐待にさらされているのか、できるだけお聞きするようにしています。それによって、心身への影響がどこまであるのかもお聞きします。

私は先ほど、最初にお会いした子どもたちは言葉が遅いと申し上げましたが、言葉が遅いということが、子ども本来の力がない、発達に問題があるのか、それとも身体的に虐待を受けているために発達が遅れてしまっているのか、あるいは暴力を見せられる心理的な虐待によって、言葉が出なくなっているのか。どういう事態なのかをお母さんからよくお聞きするようにしています。夜尿症やチック、問題行動とよばれるさまざまなものが出てきますが、これは正常な適応だということをまずお母さんに伝えます。すぐ問題ですよと言ってしまうと、お母さんはますますたいへんだわ、どうしようかしらと思ってしまい、つい子どもに暴力を振ったり、言わなくてもいいようなことを言ってしまうことがあります。子どもに対しても、あなたは正常な適応をしているのよと、できるだけ伝えるように努力しています。

子どもが乱暴になったり、物をとったりという問題行動をする時、その問題行動は本来どんな意味があるのか、その裏には何が隠れているのか、子どもが語れない、言葉を

もたない子どもたちにとって、私たちが何という言葉をもつのが重要ではないかと考えます。

「あなたは悪くない」

私は、サポートにはありとあらゆる手段を使って、セラピーもカウンセリングも、ソーシャルワークも、いろんなことをしながら、子どもや母親に切り込んでいくわけですが、基本はノーマライゼーション(正常化)です。つまり、「誰が悪い」ではなく、「あなたは悪くない」ということです。ここで犯人探しをしてしまうと、いろんな問題が起きてしまいますので、暴力は犯罪ですが、あなたは悪くないということをサポートの基本にしています。私たちサポートをする側、援助者側も、何となくうまくいかない、無力感にさいなまれてしまって、私たち援助者側が悪いんじゃないかと思ってしまうがちです。皆さまも援助する側になればよくおわかりかと思いますが、私たちがいけないのではないかと思ってしまう。でも、私たちがいけないのではなく、暴力がいけないのですね。「誰が悪い」ではなく、「暴力が悪い」のです。暴力は必ずエスカレートするので、早くこの暴力の中から子どもたちを助け出されなければなりません。

援助者の側も、評価しないということを私は大事にしています。「私は頑張ってきたんだから、あんたも頑張りなさい」と言ってしまう人が、時々、援助者側にいます。私と比較してではなく、困っていらっしゃるご本人のあなたがどうしたいのかということを、私たちは考えなければなりません。「私が頑張ってきたんだから、あなた大丈夫よ」と気楽に言ってしまうことは、「あなたは駄目な人間ね」と評価されていると思われてしまいます。これは子どもに対してもそうで、不登校の子どもたちに対して、「頑張りなさい。もっと頑張れば何とかなるじゃない」は非常に危険で、過酷な状態です。そうではなくて、「あなたは悪くないから、少し休んでからあなたができることを、私にわかるように言葉で表現できるようになれるといいね」と、私は伝えるようにしています。

さまざまなお母さんや子どもたち、女性たちにできるだけ多くの資料、アジア女性基金が作っているパンフレット等を渡して、言葉をもつようにとお伝えします。言葉がない状態から言葉がもてるようになってくると、援助が受けられるということを出来るだけ伝えられるように思っております。

パネルディスカッション

コーディネーター兼パネリスト
パネリスト

吉廣紀代子（ノンフィクションライター）
大石 英二（静岡県東部児童相談所専門監）
関野真理子（セラピスト・ことぶき研究所所長）

【吉廣】 これからパネルディスカッションに入らせていただきます。ご紹介いただきましたように、私に変則的にコーディネーターとパネリストと両方兼ねますので、質問等をするときには、どちらかがしているという感じでご理解いただければと思います。

まず大石英二さんにお話しいただき、それから私が話しいたします。では大石さん、よろしくお願いします。

【大石】 私のほうからはまず児童相談所についてご説明したうえで、相談所に入ってくるDV相談のことに若干触れたいと思います。

児童相談所というと、最近では児童虐待で有名になっていますので、名前は知られてきたのではないかと思います。さすがに虐待の問題で、一躍スターになったという感じもしますが、従前はオウム問題でかなり知られました。

児童相談所は県内に4つあります。大きな相談所が東、中、西とあって、各管内には約120万前後の人口をもっています。それから人口一桁の伊豆には、非常に小さな児童相談所があります。その4つの児童相談所、実質には3つの児童相談所というかたちになりますが、そこではあらゆる相談を受けています。

最近是我们が家庭訪問をしますと、うちは児童虐待はしていないとおっしゃる方もいますが、児童虐待は年間約2000件扱のうちの200件までいかない、ほんの1割以下です。つまりほかの相談のほうがはるかに多いのです。

例えば沼津ですと教育相談センターや福祉事務所の中にも家庭児童相談室など、さまざまな公的な相談機関がありますが、児童相談所は公的相談機関の最終のところに位置づけられています。ですから私たちの相談所の後ろには誰もいないということです。

そうなると児童相談所は非常におっかない権限をもっています。その一番大きなことは、皆さんのお子さんたちに何か問題があって家庭を分離しなければ危ないという場合です。そういう場合、皆さんにお断りなしで私たちは分離してしまいます。児童相談所長が必要と認めたときに

は分離ができるとなっているからです。これは警察などでも一切ない非常に強大な権限です。現に本年度に入って、4月から7月まで連続して1カ月に1人、親子の分離を行いました。そうしますと私などは「人さらい」と警察に訴えられたりしましたが、私たちにはこういう権限がありますと説明して実行しています。

そのほか児童福祉法第29条では、皆さんのお宅にずかずか入り込んでいって、質問をする権限をもっています。ここのお子さんが危ないと思ったら、ドアをノックして中に入り「お子さんは大丈夫ですか」と質問する権限です。警察にはなく、警察は礼状がないと入れません。それが立ち入り調査権です。

また、あと2つ強大な権限があります。親権に関して居所指定権と言いますが、その子をどこに置くか。親権の一部停止ですね。それから親権の全面剥奪を裁判所に申し立てる権限をもっています。こちらが申し立てて、裁判所で認められたら成立するという権限です。

それでは東・中・西にあるそれぞれの相談所がどんな傾向をもっているか、ちょっと考えてみます。東部は人口約115万、中部、西部と大きくなり、西部は約130万弱という数字です。その中で児童虐待の問題は東部が圧倒的に多いのです。また、今日のテーマのような身体的な虐待も東部は中部や西部の倍あります。それがどういう地域的な背景によるものかについては、またゆっくりと考えていきたいと思いますが、いずれにしてもそういう状態であるのが東部なのです。

最近是非行がまた急上昇しています。従前は非行というと東部と言われ、県下のワーストが熱海、伊東だったので。東部は本当にどうしようもなく、3つの児童相談所の中で非常にきつい児童相談所というふうになっています。

今度は虐待の問題をみてみますと、実はこの東部管内には虐待について、公的機関によるネットワークが2つの市で立ち上がっています。こういう行政が作ったネットワークが立ち上がっているのは、ほかに浜松市だけです。先ほ

ど言いましたような背景があるものですから、東部の場合は早くから自治体のほうで動き始めています。現に沼津市の場合は、市のほうでは虐待の問題に関してはかなりいろいろと取り組んでいます。つまり相談所まで上げないうちに、市のほうで解決してもらっている状況です。

そうした中で、本年度も上半期だけですでに10数件、私の勤める児童相談所から上がっています。そうすると沼津市全体では、おそらくうちに上がった倍の数、60件ぐらいの数字が上がっているのだらうと思います。

ここまでみてきたように虐待が非常に多いのですが、私のほうで感じるに、この中に実はDVが隠れています。私たちは虐待として上がってきた場合には、DVと一緒にして考えていくことができるのですが、問題はDVとして他機関に上がった場合です。この場合、結果として、母子を保護したい。ついては母親を就職活動などで生活を立て直すまでの道のりを作るために、その間お子さんを児童相談所で預かってくれというかたちになります。

私自身、約3年間一時保護所というところに勤務していました。これはそれこそオウムのお子さんたちを預かった場所です。つまり児童相談所で一時的にお子さんを預かる施設なのです。その間、母子で逃げてきてお母さんが就職活動をする間子どもを預かってくれと、ほかの機関から依頼されることがよくありました。私はその都度そこで大反対をした経験をもっています。

なぜかと言いますと、確かに客観的に考えれば、お母さんの生活の場を安定させるためにお子さんを預かってくれ、というのは当たり前でそのほうがいいのかもかもしれません。しかし分離される子どもの気持ちはどうなのか。できたら母子セットで何らかの方策、援助を考えてほしいから、私たちのほうでは受けないと言う。すると大石は過激でどうしようもないとよく言われたものです。

そういう経験上、私がまず最初に訴えたいことは、このような母子で逃げてくるDVの場合には、ぜひとも母子で何とかできないか。現実に県内の自治体の動きを見ていきますと、民間のシェルターがなかったりすることがあって、なかなか困難なようですが、母子一体で何とか援助の手を差し伸べてあげたい。そのためのシステムを各自治体等で作っていただきたい。そのために皆さんの力をお借りしたいと思います。

【吉廣】 ありがとうございます。斎藤市長のごあいさつにもありましたが、DVにしる、児童虐待にしる、古く

昔からあったのが、最近目立って表面化してきたということは、それだけ子どもや女性に対する人権意識が高まっているからだと思います。ですから静岡県東部で多いということは、逆説的に言えば意識が高い地域という言い方もできるのではないかと思います。

関野さんのお話にもありましたが、DVというのはやはり短期間で解決する問題ではありません。長い人は20年、25年と殴られ続けているような人がいて、それから離婚を決意しても、簡単には協議離婚できない。私が拙著で紹介している10人の中でも全員が離婚しているわけではなく、離婚が最高裁まで争われた人もいます。

家裁から始まって、夫のほうで別れたくないと逆に夫が原告になって控訴、上告して、最高裁まで行くというかたちでした。離婚をするにしてもとても期間が長引くのです。離婚した後もまだ夫が追っかけてきて、虐待を続ける。これはいまの法律でも刑事事件になるのですが、そういうこともありますから、取材が終わって本ができて、その後どうなったかという情報がさらに入ってきます。同時に詳細にわたってレポートした本が少なかったせいか、いろいろな問い合わせや手紙が来るし、今はメールも入ってくるという状態です。

「子ども」といっても児童福祉法で言う18歳以下の子どもではなく、30歳、40歳になってもまだ親のDVの影響を抱え込んで、いろいろと問題を抱えていたりする。大石さんのような方がいらっしゃる児童相談所が扱う「子ども」でも「妻」でもない。被害者の妻はカウンセリングできますが、DVの家庭で育った子どもはもう行き場がありません。もちろん精神科でカウンセリングは受けられますが、そういう人たちからも相談を受けるようになってみると、そのDVに対する状況はもっと激しく妻より赤裸々な話をするわけです。

関野さんは、妻は「私が悪い」と思い込みやすいとおっしゃいましたが、ひとつには自分がいいと思って結婚した人が途中からおかしくなってしまうせいもあるかと思います。

子どもはどの親に生まれてくるかという選択権はゼロです。本当は幸せに育っていきたくったのに、親のために自分がひどい迷惑をした、なんていうレベルではありません。親に殺傷と奪を握られているわけですから。そこで親権剥奪という権限が児童相談所に与えられていますが、殺されるのではないかという思いをせざるを得ない場合もあるわけです。

DV の子どもの問題を扱う場合、母親からも殴られている場合もあります。被害者の母親が子どもに対しては加害者になっている、ならされている。加害者に追い込まれている部分も扱わなければいけません。そこがすごく難しいのですが、やらなければいけないと思って私は始めました。

もう少し間口を広げた話をしますと、1997年に、東京都が被害者の妻の面接調査を行いました。それは新聞や東京都の広報誌などを通じて呼びかけて行われ、調査の中で52件のケースが記録されています。

その52件中、子どものいるケースは45件あり、45件中子どもへの暴力もあるというのが29件です。比率では64.4%になります。子ども全員ではないというのが5ケースです。それには身体的な暴力だけでなく精神的な暴力も含まれています。この場合の子どもは0歳から18歳までです。ですから東京都の面接調査によると母親と子どもが揃って被害者にさせられているケースが過半数を超えているのです。

もうひとつ東京都よりも前に、日本弁護士連合会(日弁連)が全国的な規模で女性のための人権相談というのを特定の日を決めて電話相談で行いました。これは全国どこからでもかけられますが、だんだん国際的にDVの取り組みを各国がやらなければいけない方向になっていき、DVに限って相談を受けた結果、94年から98年の相談件数で、DVに言及したものの過半数は、やはり子どもにも暴力が及んでいるという結果が発表されました。

お隣の韓国は、大統領制で直接選挙により大統領を選ぶ政治制度ですから、選挙のときに女性の活動団体などが当選しそうなほうに公約をとりつけることができるのです。それで今の金大中大統領になってから、女性の人権を守る法律がどんどん制定されていて、家庭内暴力犯罪の処罰に関する特例法というのが98年7月から施行されています。

その法律を新しく設けるために、国レベルで調査を行いました。それによっても妻だけではなく、過半数が子どもにも虐待あるいは暴力が及んでいることがわかりました。また、ある大学の調査によると、被害者の母親の37%が子どもを殴っているという結果が表されています。韓国は日本以上に長年封建制度が続いて、儒教の影響が長く続いた国ですから、「女とメンタイは叩いたほうが味がよくなる」と言われているようです。メンタイというのは明太子ではなくて干しダラです。そういう言われ方をしてきて、非常に暴力が激しかった。今も法律ができたからすぐ変わ

るようなことはあり得ないと思いますが、性暴力をスタートに立ち上がった女性たちが家庭内暴力、DVの特例法を設けたのは大きな前進です。

台湾でも法律ができています。日本ではいま、超党派で議員立法としてDVは犯罪であるという防止法を作ろうという動きが煮詰まってきている状態です。

関野さんのお話の中でご紹介がありましたが、アメリカやイギリスでも州法と連邦法の両方にDV防止法がありません。そしてDVを目撃する子どもは、殴られる妻と同じような被害を受けるということが、これは学説だけではなく、警察や裁判所のレベルでもきちんと認識されています。判例の中にも、例えば日本でいう面接交渉権のような離婚後、子どもを父親に会わせる、厳しく会わせないということを決める問題に関しても、DVが理由で離婚した父親に対しては例外としています。例えばマサチューセッツ州の最高裁判所では、DVの子どもへの影響は殴られたと同じように及んでいると、きちんと判例に出しております。

それからイギリスの警察等も電話をするとすぐ駆けつけてくれます。子どもに対する暴力はどちらかという親は両方揃って隠して、ないふりをしがちなので、警察官は子どもに暴力が及んでいるかどうか、子どもがそれを目撃したかどうかについても現場でチェックしなければならないと、警察の内部文書にきちんと明記してあります。

またアメリカの研究によると、暴力が始まる時期は妊娠中や子どもができてからというケースが多いのです。中にはもっと早く、つきあっている段階から暴力があって、2、3日前もラジオのニュースで聞いたのですが、茨城県の鹿島市だと思いますが、25歳の男性が去年の5月からつきあっていた26歳の女性を1時間殴り続けて、外傷性ショック死させています。

結婚する前から殴る人もいますが、私が個別に聞き取った限りは、結婚後、妊娠したり第一子が生まれてから始まったというケースが結構多い。アメリカでは、妊娠中におなかを殴られるというケースでは、生まれてきた子どもが低体重だったり、発育が遅れたりという弊害があるということも報告されています。

アメリカの場合、児童虐待は1962年に小児科医が虐待に関する論文で発表して、その模様を写真で出したものから、それが非常にセンセーショナルな話題になって研究が進みました。今は70年代から支援が始まったDVと一緒にあって、DVと児童虐待は切り離せないというのが定

説となっています。

ちょっと長くなりましたが、これから3人でディスカッションをしていきたいと思います。まず関野さん、何か先ほどのお話に付け加えることがありましたらお願いします。

【関野】 大石さんも吉廣さんも、私の意見に補足いただきまして、ありがとうございます。私もいま、もちろん子どもへの影響も強いということが気になっています。

殴る側の男性は、嫉妬心というか、妻は自分だけを愛してくれるはずだったのに、子どもができてしまったので愛情を分けなければならない。それが非常につらいと感じて妊娠中に殴ってしまうことがあるようです。

それから援助をする側の傷つきというの、私自身のテーマにしています。子どもが殴られたり、蹴られたりしたのを目撃した場合、非常に大きなショックを受けた状態にあります。その子どもたちと面接するとき、私自身が何を話すべきか、また私がその子を前にしてどんなことを感じているのか。ノンバーバルモード(非言語コミュニケーション)というのですが、子どもは私の言葉とともに、言葉以外に私の考えていることなども敏感に察知して、それによってまた傷ついてしまうことがあります。

つまり私がその子の顔を見たりお話を聞いたり、もしくは一緒に遊んでいるときに、この傷どうしたんだろうと思ってしまったり、この子の親、ひどい親だなと思ってしまったり、子どもたちにとっては愛する自分の両親で、親以上のいい人なんかいるわけがないと思っていますから、私のようなものが親の嫌な面を考えて、僕から親を取る気ではないかと感じてしまい、こんな人信用できないと、セッションがうまくいかなくなるケースがあるのです。うまくいかないから私自身も傷つき、援助者側にとっても非常にトラウマが大きいのです。

少し大きくなって15歳、16歳になりますと、お母さんが殴られている場面をととても詳細に話してくれますが、その場面を聞く覚悟がこちら側にできていない場合、つい驚いてしまいます。驚くと、やはりこの人も信じてくれないのかと、話してもらえなくなったケースを何例も体験しました。気持ちまで驚かないというのはとても大変なことです。とにかく驚かない。覚悟を決めて話を聞くように努力しています。

【吉廣】 大石さん、男性も傷つくことはあるのでしょうか。

か。ご存知のように児童虐待防止法というのが今年議員立法でまとまって、ストーカー禁止法も成立して、今度は絶大な権限をもっているとおっしゃられた児童相談所がそれに基づいて、通報があれば直ちに介入するということになるのですが、児童虐待防止法が制定される以前、日本は親子の分離について虐待が明らかであってもなかなかやらなくて、親権を必要以上に尊重して、とにかく親を通して子どものケアをしていこうという方法が非常に多かった。結果論としては、死んだりした場合、それが非難されるわけです。

大石さんの話を聞いていると、皆さんにとっては身近な話だから、大石さんが近所を歩いていたら、戸を閉めてしまいたいというお気持ちになったかもしれませんね。1回ぐらい殴った記憶のある人は皆さん多いと思いますから、うちに入られているいろいろ触れられてはたまらないと感じると思いますが、実際問題として、権限を行使する側にはそれなりの困難や事情があり、本当にケースバイケースだから、マニュアルで対応しようというのはとても難しいと思うのです。

今月の初めだったと思いますが、厚生省の児童家庭局が全国の児童相談所が扱った虐待の件数を調査してみると、最近ウナギ登りで増えている。私も電話で厚生省はどういう見解をもっているのかを聞きましたら、やはり意識が高まった影響が一番大きいとのこと。それからマスメディアがどんどん報道するようになった。いままで通報義務があっても罰則規制がなかったので、なるべくそういうことには触れたくないと聞かないふりをしていたのに、電話してくるようになったという回答でした。その点もう少し実態について児童相談所からもお話しいただけますか。

【大石】 児童虐待の問題では、職員は、いろいろと深刻な状況に直面するため、心身ともに本当に疲れます。

実際に児童虐待がこちらに上がってきた場合、通常のケースとはまったく違う動きをします。まずケースが上がりますと、すぐに役付き職員が全員集まってその事例について検討会を開きます。そしてどんな情報をどこからどうやって得たらいいのか。極端な例を言いますと、学校の先生にいきなり聞くと、直接本人に聞いてしまうこともありますから、どういう聞き方をすべきかななどを決定するのです。

通常のケースですと心理担当とケースワーカーの2人が担当しますが、虐待の場合にはベテランのケースワーカーを必ずもう1名つけます。ですから最低3名の体制にな

ります。そして必要によってはそれ以上の体制を取ります。一番大きいのは確か6名体制で行った事例もあります。

さらに、関係する機関の方々、例えば保育所、学校、市の職員、民生委員さんなどにも入ってもらったネットワークの会議を開きます。そして情報をみんなで出し合って、この子に対してはどのような入り方をしようか、どういう指導や援助をしようか。それから虐待者にはどのような接触をしていこうかなど、役割分担をして実際に援助に入っていく。つまり集まって情報を得て、役割分担をして援助に入る。そしてまた集まってもらってという繰り返しです。

そういう中で虐待者である親に対するケアが重要です。ケアをしていくことが可能な虐待者なのか、それともケアしている間にこの子が危険な状態になってしまうような虐待者なのか、この見極めをしていきます。その中で、これは危ないという判断をしたら強制的な手段に出ます。

そういうケアが難しい虐待者は、人格障害と言われているような精神科の病院のほうでも扱ってもらえない方々が非常に多いです。そういう方々からお子さんを引き取りますと、当然のことながらものすごい反撃を食らいます。

あるお子さんの場合、夜の8時ぐらいに分離しましたところ、虐待者が怒って来て、私と所長は翌朝6時まで缶詰になりました。その間ずっと喚いていました。最終的には説得して帰したわけです。するとその方は後で、行政不服審査という申し立てをして、今度は私が被告になってしまいました。

こんなふうに職員のストレスは非常に大きくなります。東部、中部、西部の児童相談所を比較しますと、東部は非常につらくストレスが大きいです。ストレスが大きいものですから、それに反比例してうちの相談所が一番にぎやかで、あちこちから冗談ばかり飛んでいる。そういう雰囲気作りをしていかないと、職員は病気で休んでしまうでしょう。

【吉廣】 加害者についてですが、加害者はおしなべて外では本当にいい人と思われているから、近所の人に言っても「あの旦那さんが」となかなか信じてもらえません。また職業も全然問いません。皆さんは酒に酔った勢いでテーブルの上をバーンとやると思いがちですが、そんなこと全然ありません。酒を飲んでいようがいまいが関係なく暴力をふるいます。むしろお酒を飲んでいたほうが、足下がふらふらしていますから逃げやすいのです。しらふのときのほうが怖い。飲んだときと飲まないときの両方暴力をふる

う人の被害者は、むしろ飲まないで殴られるほうが怖いと言います。それから加害者というのは自分が殴ったということに対して反省もしなければ、悪いとも思わないのです。暴力というのは妻を自分の思い通りに支配する手段として使っているわけです。

関野さんも先ほどから何回も繰り返していらっしゃるように、妻のほうに非があって暴力が発生しているということはまったくありません。もちろん子どもについても同じです。新しい問題として発生しているのは、暴力的な父親をもつ家庭の男の子が思春期になると、いま盛んに言われている性同一障害、つまり父親のような男になりたくないと思って、思春期に生理的な意味での男らしさを身に付けていくことに対して必要以上に悩んでしまったり、さらには女装が趣味になって、夜になるとスカートをはいて外出したり、というようなことです。

性同一障害にもDVは大いに関連しています。学術的なレベルで研究されているわけではありませんが、性同一障害の人に話を聞くと、高い確率でDVの家庭で育った人たちがいます。これは生まれつきの部分も大きいですが、そういう行動に出るか出ないかは親子環境や家庭環境が大いに影響しています。ですから暴力をふるう父親に対しては、小さいときには親がいないと自分は死ぬかもしれない、自分の命にかかわる問題だと思うから、親から分離されることを非常に恐れますが、10代を過ぎて、自分でいろいろなことができるようになると、非常に父親に対して恨みや憎悪をもつようになります。

子どもは、父親を殺してやりたかったとか、完全犯罪を考えたとか、いろいろなことを言います。中には母親があんなひどい目に遭って、どうして離婚しないで我慢しているのかと子どものほうが言う場合もあります。アメリカ等の研究では、結婚するカップルの半分は離婚すると言われており、その後の子どもの問題は非常に深刻なものもありますが、専門家の話だと、DVの夫婦はやはり子どもにとっても離婚したほうが良いという結果が出ているようです。離婚するかしないかは、個々の選択の問題ですから、一概にしたほうが良いとか悪いという問題ではありませんが、子どもから話を聞くと、そういう意見すら出てきます。

ある男性の例です。母親は専業主婦で経済力がない。彼は中学校から私立の学校に通って二部ですが東京の有名な私立大学を出ているのです。私とその男性に「母親とともに家を出たら、例えば私立の学校にも大学にも行けな

っただろうと思うけれども、それでも母親が離婚して、母親の人生を全うしてくれたほうがいいと思っているの？」と聞いたら、「自分は夜間高校に行き働いても構わないし、母親がそうするんだったら、母親と一緒に家を出ていたはずだ」と言いました。

ただしその夫婦に関して言うと、彼の言葉で言えば、父親は今退職しておとなしくなっていて、逆に息子にときには顔を出せよとか、しょっちゅう電話がかかってくるそうです。彼もそこそこには親子のつきあいはしているけれども、これまでの道のりは決して平坦ではなかったと、言っていました。

このように妻であり母親である女性は、夫に殴られ、悪くすると子どもにまで殴られるという問題が生じてくる場合もある。個々に話を聞いてみても、どうすれば防止できるのか、結婚前にその人を見極めるのはすごく難しいのです。ある程度舞い上がってこの人と幸せになりたいと思わないと結婚なんてできませんし、冷静に考えていたらやめるほうに落ち着くわけですから、間違っただけで結婚してしまったら仕方がありませんが、暴力が始まったら、早期に冷静になってどうするかを考えないといけません。

皆さんおっしゃったのは、子どもができればいい父親になってくれるかもしれないという希望をもって子どもを産んでしまったが、状況は子どもができてますます悪くなる場合のほうが多い。別居や離婚をするにしても、若ければ子どもが小さいというハンディはあっても、就職もできて経済的な自立もしやすい。しかし中年になると仕事はパートの肉体労働しかない、賃金は安いと、どうしてもなくなってしまいます。

ですから、メディアで正確に伝えられているかどうかは別問題としても、DV に対する一般的な認識が高まることは非常にいいことだと思います。これを自分だけの問題というふうに隠蔽されたままであると、加害者である男性の思うつぼだと思います。

親子関係は切っても切れない仲という言われ方もします。生涯をもって時間をかけて修復することは可能ですが、前向きにいろいろなことにチャレンジできる時期に、自分はいないほうがいいのかしらと、自分自身に否定的になったりする悲しい青春を目撃しなければいけないのは、やはり問題ではないかと思えます。

【大石】 私のほうからおふたりにお聞きしたいと思うのですが、まず DV は非常に表に出にくい問題なので、私た

ちのような相談機関のところに到着するまでに時間がかかると思えます。関野さんからは、先ほど健診の場でかなり拾えるというお話がありました。そのほかのケースもいくつかご存知のようですので、それらのケースについて、被害者側の相談申し込みの動機がどこから出て、どんな経路で入ってきたのか、その辺についてお聞きしたい。

また受け止めたり、積極的に拾うようなシステムが、DV の場合は対策として非常に大事だと思うのです。そういう先進的なシステムについて吉廣さんのほうでご承知のところがありましたら、ご紹介いただきたいと思えます。

【関野】 子どもをおもちの方はよくわかりかと思えますが、私はいわゆる乳幼児健診の騒然とした会場でも、保健婦さんたちと並んで皆様の相談をお待ちしております。

虐待や発達障害をおもちの方のお母さんもそうですけれども、ほとんどの方はできれば私とお会いするのは避けたいと思っていらっしゃると思います。ですので動機というよりは、拒否されることのほうが多いかと思えます。拒否している人にどう聞き込んでいくのかということもありますが、本来皆さんよくご存知の心理のカウンセラーは、普通病院の相談室で待っていて、「こんにちは、どうしましたか？」なんて聞くわけですが、私はそんなことをしている場合ではなく「こんにちは」と言ったと同時に必ず彼女が答えられる質問をします。「今朝何を食べましたか」「ご主人は朝何時に出かけて、何時に帰っていらっしゃいますか」「お母さんは今朝何を食べましたか」「お子さんは何がお好きですか」「どんな遊びをしますか」。必ず答えられる質問を繰り返します。

私はそれに対してほんの 5 分ぐらいでパッと心をつかまないと、相談に乗れません。習ったことはありませんが、そういう技を使ってとにかく褒めます。「お母さん、なんてすばらしいのかしら」「本当に大変だけれども、頑張っているんですね」「きれいにいらっしゃいますね」「あなたは絶対に悪くないんですよ」というメッセージを伝えます。どんなお話を聞いても、私はあなたを絶対に責めませんというメッセージをできるだけ送るようにしています。

そして突然聞きます。「ご主人はお酒はどれぐらい飲まれますか。ビールだったら何杯ぐらいかしら」「焼酎は何杯ぐらいかしら」。突然聞くといけないので、答えるのです。「タバコはどうかしら」「イライラしたときにご主人、殴ったりしないかしら。ちょっとしたもの、灰皿なんか投げたり

しないかしら。よくあるんですよ。イライラして投げる人」なんて話をして、できるだけよくある話として、私は聞くようにしています。

その中でお母さんが子どもに加害している場合ももちろんございますが、お母さんは自分から「私はもしかして虐待しているかもしれない」とおっしゃる方もいらっしゃいます。その場合も「そうです、あなたは虐待しています」とは絶対に言いません。「あなたは悪くないんですよ。あなた個人がすべて悪いのではなくて、暴力はやめたほうがいいけれども、一生懸命子どもを愛しているからこそ、守ろうとしているいろいろな行動をしてしまうかもしれませんね」というふうにお話を聞くようにしています。

健診現場や私が相談する場所はいわゆるカウンセラーの仕事とは違まして、周りは子どもが喚いたりしている、とても本来なら話が聞ける状態ではないところですから、非常に深刻な話題を聞く場合もあまり深く掘り下げていくようなことは最初はしません。「お母さん、眠れませんか」とか、「立ち上がれないですか」とか、「つらいですか」ということを聞くにしても深刻に声のトーンを下げることはしません。人間の声のトーンはとても大事です。私はお母様とお話するとき、意識して声のトーンを上げたり下げたりします。今日ではできれば聞いてほしいと思っていますので、少し下げいておりますが、普段よりも少し高めのトーンで、「どうしましたお元気ですか、いかがですか」とお聞きするようにしています。

そして必ず次につなげなければなりません。私はほとんど非常勤で働いている関係上、私以外の人引き継ぐことが非常に多いのです。そのために誰でもあなたの話を積極的に聞きたいと思っているという意味を言葉でそのままお伝えする場合ももちろんありますが、言葉以外で私の気持ちとして、あなたの話をどうしても聞きたい、とても心配していますということをお伝えするようにしています。

私の場合は乳幼児を担当しておりますので、とにかく早期につかまないと死んでしまう恐れもありますから、子どものことも視野に入れながら、できるだけ日常生活を具体的に何から何まで初回に聞くようにしています。これ、本当に答えられるのかしらと思うようなこともあります。結構皆さん、明るくお答えいただいております、大変ありがたいと思います。その人が悪いとは絶対に思わないことはとても重要です。何かを聞いてしまうと、「あなたが悪いんじゃないの」とつい言ってしまうようになります。そうではなくて必ず彼女は悪くないという立場で聞くよ

うにしています。

何年も続けていると、私自身が暴力に慣れてしまうこともあり、聞く側の気持ちの重要性を痛感します。私はとにかく悪いのはだれでもない。暴力であるということを全面に打ち出して聞くようにしています。

ちょっと話からズレますが、私個人の精神衛生ももちろんあります。私は仕事を離れたら、感情表現をできるだけ豊かにするようにして、日ごろのストレスをその日のうちに発散できるようにしています。動機がほとんどないまま、早期に気持ちをつかんで味方になる。黙ってはいわからないけれども、話してくれば私は必ずあなたの味方になりますと言葉以外のモードでも必ずお伝えできるように日々努力しています。

【吉廣】 私が本で紹介した人の中で、自分はDVの被害者であると誰にも言えなかった人がいました。息子から殴られるようになった母親なのですが、2人目の息子はかなり年が離れているのです。彼女は将来離婚するというイメージがきちんとあったので、2人目はつくらないと思っていたのですが、長男が生まれたあと、セックスレスになって、家庭の中でもほとんどコミュニケーションもなく、お互いの用をメモで伝え合う家庭内離婚のような状況でしたが、夫がむりやりセックスをして2番目を妊娠したのです。そのとき彼女は中絶しようかと言ったら、夫が土下座をして絶対に育児を手伝うから産んでほしいと言ったので、彼女も中絶はできるだけ避けたい気持ちもあり2人目を生んだのです。

関野さんもおっしゃっていましたが、その2人目の子は夜泣きが激しくて、彼女はほとんど眠れなかった。そこで退院して3週間目ぐらいに、「ずっと眠れないから、申し訳ないけれども朝1時間だけ子どもを見てくれませんか」と夫に言ったら、急変したのです。その夫は体も大きく腕力もすごく強いのですが、彼女はすごくスリムで華奢な方です。暴力と言っても殴る蹴るではなくプロレスみたいに体ごと持ち上げてバーンと壁にぶつけるのです。だから全身打撲のまま彼女は夫が出勤したあと電話のところまで這って行って、タクシーを呼んで2番目の子を出産した病院に駆け込んだ。医者が全身打撲はどうしたのですか聞いたので、彼女はそこで初めて夫からの暴力を医者に打ち明けたのです。その医者は自宅には帰らないで、ここで静養したあと、生まれたばかりの子どもはとにかく乳児院に預けて、あなたは福祉事務所に行ったほうがいいと提案した

のです。

ところが夫は社会的に高収入だと思われる職業の人なのです。乗っている車はベンツだし、すごくいいマンションに住んでいる。そういう家庭なもので、福祉事務所で相手にされませんでした。医者と言う通りしたのですが、仕方なく家に帰ったというのです。

それとは全く逆のケースもあります。今の医療保険だと、暴力行為で傷害を負った場合は保険がきかないのです。加害者が弁償するシステムになっているから、医者によっては夫から殴られたという理由で治療に行っても、健康保険はきかないと言われる人もいます。暴力がひどくて救急車を呼んだ場合でも、家族や身内の人が救急車に同乗しなくてはいけないという規則があったりします。夫も医者に何か言われるとまずいので、用心してさっきまで殴っていたのに急に普通になって、「おれもついていく」と救急車に乗ってしまう。妻が何を言うかそばで監視して、階段から落ちたとか、廊下で転んで頭をぶつけたとか言わせるようにしているから、日本の場合、医療現場からはなかなか DV の身体的な暴力は発見しにくいのです。

けがをして病院に行く人が一番多いのです。目を殴られて眼科に行くと眼底出血や打撲が見つかることが多い。医者が協力すると、それこそ児童虐待と同じように発見したり、告発できる数がすごく増えると思います。ですからアメリカなどの取り組みとしては、それは研修した結果なのですが、とにかく救急車で病院に行くと、妻が殴られて来た場合には、夫は付き添いとして来ても診療室には入れません。それこそ夫婦を分離させたいうで、安心して話してください、どうしたんですかと聞くのです。妻が夫から殴られたと告白した場合には、シェルターや保護機関についての情報を提供します。それでもまだ彼女がすぐに家を出る決心がつかないときは、夫に目立たないように洋服の後ろメーカーのタグがありますね。あれに緊急の SOS が発せられる電話番号を書いて帰したりという方法を取っています。

今年マサチューセッツ州の検事などが日本に来てセミナーを開いたんですが、マサチューセッツ州在住の加藤洋子さんという日本人の女性で、自分の娘と孫を恋人にナイフで刺殺された人が自分と同じような不幸をほかに絶対にさせたくない、活動家として被害者の立場を代表する人として立ち上がっているのです。

加藤さんからの情報もいただけるので、マサチューセッツ州についてはいろいろと情報をもっています。タスクフ

ォースという、民間ボランティアの人、シェルターをやっている人、検察官、警察官、医者、弁護士といった、職域や分野を超えて、それぞれ自分たちが DV の被害者に対して、何ができるのかを話し合う機会を設けて、実際にそれを稼働させています。アメリカの場合には女子高校生が出産する問題などいろいろありますが、このように警察だけではなく、さまざまな分野の人たちが寄り集まって、何をすべきか連携できるような体制を整えています。それが非常に有効です。

しかしアメリカの場合、あれだけいろいろな対策を講じて、DV の件数はあまり減らないのです。ただマサチューセッツ州では、殺害されて命を失う人は少なくなっている。それだけ情報提供することによって、早期に被害者の女性が家を出たりという行動がとれるからです。

ただ DV そのものの数は、なかなか減らない。また加害者のほうを逮捕してカウンセリングで再教育しても、なかなか目に見えたような効果はありません。当然加害者の対策も、これから日本でも取り組まなければいけません、そんなに簡単な方法はない。日本はこれからいろいろな試行錯誤を積み重ねていくのではないかと思います。

東京都の場合、各区に電話相談窓口や女性センターがあります。そういうところには同じ人が何度も電話をしますから、電話を取る人が声を覚えていて、相談に行くべき施設や、着のみ着のままの人も受け入れてくれる場所などの情報提供をします。それから福祉事務所に相談に行った場合にも、暴力を受けていてシェルターに入る意思があれば、彼女を子どもと一緒にシェルターへ送ることができ、電話相談でいろいろなところへつなげるというのが一番多い。また各臨床心理の方や、相談所、精神科のお医者さんなどからもだんだん上がってきています。

まず婦人相談センターについて簡単にご紹介した後、私どもで受けた相談について少しお話をし、その中で今後についてこんなふうなかかわりなり、制度があるといいなと感じていることについて触れられたらと思っています。

婦人相談センターは、そもそもは昭和 31 年に施行された売春防止法で都道府県に設置が義務づけられている施設です。全国の都道府県に婦人相談所ということで置かれておまして、昭和 50 年くらいまでは、売春を行った女性、あるいは放置しておくとか売春を犯す恐れがある方々の保護、更生のための相談や保護をするということで置かれていたんですけれども、昭和 50 年、60 年あたりから、売春の相談というのはもうほとんど影をひそめまして、今は、女性が生活していく上で抱えている悩みについて幅広く相談を受けようということで、変わってきています。

保護も扱っておりますので、現在は、県に 10 か所ある県の福祉保健総合センターや、43 か所ある市の福祉事務所といったところを通して、この方については保護が必要じゃないかということで相談が入ってきます。ご本人も保護してほしいというお気持ちが強くて、帰る家がない。あるいは、家にはいられないんだということで帰る家がなかったり、あるいは頼れる身寄りがない、当面一夜をしのぐためのお金がない。そういった方についていろいろお話を伺って、やはりこのままで家庭に帰すことは無理であろう、保護が必要だろうということになった場合には、相談所長が保護を決定するというシステムになっています。

平成 11 年度は、5,400 件あまりの相談を受けました。毎年、大体 5,500 件前後の相談を受けているんですけれども、その 5 割以上が夫婦間、家族間の問題ということになっています。夫婦間の問題、親子、あるいはおしゅうとめさんなり、ご自分の親との関係、そういった相談がほぼ半分ずつで大体 5 割になっています。それから、今日のテーマである暴力に関する相談は、全体の約 1 割で 600 件前後になっております。そういう中で、保護の相談があって、実際に保護が必要ということで判断をしたものが約 100 件です。そのうちの 8 割が、現在は暴力被害ケースとなっています。そのほかでも、離婚して家を追い出されたために、帰る家がないとか、内縁関係にあった人ともう縁を切ったので家がなくなったとか、大家さんから追い出されち

やって家がなくなったというようなご相談もあるんですが、そういう方についても、詳しくお話を伺っていると、暴力とは無縁でないというのが現状です。

では、私どもで実際に相談を受けて保護を決定した方たち、並びに暴力被害ケースについての概要をお話したいと思うんですが、あくまでも婦人相談センターとして受けた暴力被害ケースということですので、世間に広くある DV のケース一般ではないということを念頭に置いて聞いていただけたらと思います。私どもで相談を受けた中で保護した方の約半分は子ども連れです。身ひとつで来られる方が半分、子どもと一緒に逃げてくる方が半分、連れてこられる子どもは約半分が 1 歳から学校に上がる前の幼児、それから小学生が大体 3 割。あとが乳児であったり、中学生であったりということになります。では、その方たちは一体だれから暴力を受けているのかということ、7 割がご主人です。婚姻関係にある夫ということですね。残りの 2 割が内縁関係の夫、同居人ということになります。

女性たちはどういう様子なのかということ、先ほどビデオで見ましたように、私どもでご相談を受けている方も、身体的暴力しか受けていないという方はひとりもいらっしゃいません。ほとんどの方が心理的な暴力を受けていますし、脅迫されていて、今度言うことをきかなかつたらぶっ殺すぞと言われている。あるいは、もし出てきちゃって自分のことを捨てるんだったら、おれは自殺するということで、我が身を傷つけると脅かされている方がいたり、お仕事に出ることを制限されていたり、仕事についてフルタイムで働いているのに、一銭も自分の自由になるお金はもっていない。それから、お仕事をしても、職場以外のつき合いはすべて禁じられていて、お友達との交流がなかったりという方が多いです。

そういう状況の中で保護を求めてきていますので、皆さん、一番たいへんなのは、恐怖心が大きいということです。ご主人のことを思い出ただけでも体が震えてしまったりか夜眠れない。夜になって、この先々のことを考えると、もうどうしていいかわからない。せっかく逃げてきたけれども、やっぱり見つかっちゃうんじゃないだろうか。そんなことを考えると眠れないということで、胃の調子が悪くなったり、中には不眠で受診をする必要があるという方も

かなりの数にのぼっています。

それから、たいへん自信がなくて、やはり自分がもう少しちゃんと家事をしていたらよかったんじゃないかとか、ちょっと反抗的な口をきいちゃったから殴られちゃったんじゃないかということで、自分を責めてしまう方も多いです。もうひとつは、黙って逃げてきてしまって、どこにいるかわからないようにしてしまって、だんながかわいそうだ。やっぱり1人じゃ何もできない人だから、今どうしているんだろうかと、そんなことを言う方もかなりの数にのぼります。いざいろいろ先々を考えていくときに、やはり自分はもう帰る気はないよときちんと会って話したほうがいいんじゃないかとか、あるいは、もう一度だけ話をして、やり直せるのかどうか確かめたいとか、そんなふうに思っている方も多いですし、反対にすごく無力感が大きくて、肋骨を折っていたり、何針も縫うようなけがをして警察を呼んでも、警察では夫婦じゃないかと言われてしまう。最近、そういう例も減ってきてはいるんですけども、やはり基本的には夫婦じゃないかと言われてしまうというので、もし今度逃げて、自分たち親子だけで暮らしていても、どこに助けを求めていいのかわからない。やっぱり逃げ通せないんじゃないか。そうすると、私さえ我慢していれば、経済的にはやっていけるし、子どもにとってはお父さんをなくすことにもならないから、やっぱり戻ったほうがいいのかなどということで、かなり揺れている方もいます。

そういうことにいつも神経を使っていますから、子育てにはまったくと言っていいほどゆとりがなくて、家庭にいたときでも、もうだんなさんが帰ってくる時間なのに子どもが散らかしてしまったり、どこかにほこりがついていないかとすごく気を使ってイライラしてしまうので、怒らなくもいいことで子どもを怒鳴っちゃったり、はっきり言ってたたいていたこともしょっちゅうだったというふうに皆さん供述されます。いざ、うちで保護してもらって親子だけでいたとしても、やっぱり先々を考えると不安なので、つい子どもに怒鳴ってしまう。そんなふうに皆さんおっしゃっています。

彼女たちにいろいろと聞いてみると、ご自身が育つ過程で、やはり暴力とは無縁ではない。お父さんがお母さんに暴力を振るうのを見て育っていたり、お母さんから暴力を受けていたり、あるいは、お父さんから性的虐待を受けていたという、力の暴力を受けてきた方もいるし、頼りたかったのに全然頼らせてもらえなくて、いつもひとりで何で

も考えてやってきたという、そういう意味での虐待を受けていた方も多いです。ご主人もやはり暴力の家庭で育っていたという方もかなりの数にのぼります。ですから、実家に相談したり、あるいはご主人のお母さん、おしゅうとめさんに相談してみても、私のほうがもっとひどい暴力を受けていたと言われてしまったり、私だって30年我慢したんだから、もうちょっと我慢しなさいと言われてたりして、なかなか助けてもらえない、そういうお話もたいへん多いです。

いざ逃げてきて一番大きいのは、やはり本当に自分がひとりで生きていけるのだろうか。ひとりで子どもを育てていけるのだろうか。あるいは、いつかやっぱり見つかってしまうんじゃないだろうか。そのときにはきっと殺されてしまうかもしれない。そんなことを考えている方も多いですし、初めて逃げた方というのはたいへん少なくて、実家に逃げたり、友達のうちに逃げたりというのはよくありますし、ひとりでアパートを借りて2か月あるいは2年住んでいたのに、やっぱり見つかって連れ戻されてしまったという経験をもっている方も多くいる。2人、3人とパートナーを代えてみたのに、みんな暴力を振るう人だったという方もかなりの数いらっしゃいます。そうすると、私はやっぱりちゃんとした人と結ばれないんじゃないだろうか、そんな不安をもっている方も多いです。

それから、子どもについて言えば、一緒に来ている子どもたち、年齢の低い場合が多いんですけども、年齢に比べるとお母さんとの密着度が強いというか、とても分離不安が強い。ですから、お母さんがちょっとでも見えなくなってしまおうと大騒ぎをしたり、お母さんの体の一部をじっともっていて離さない、そんな子どもが多い。それから、落ち着きがない。かなり多動であったり、ひとときもじっとしていらなかったり、粗暴であったり、我慢ができなくて、ちょっとわがままかなというように思える子どもが多いように思います。

その反対にとってもいい子も多い。どっちがお母さんかわからない。小学校低学年の女の子で、母子でのやりとりを見ていると、どっちがお母さんなんだろう。小さなお母さんというふうによく言っているんですけども、お母さんが不安定になったときに、お母さんを気づかって、声をかけたり、あるいは自分が何かしてほしいと思ったのに、一瞬言葉をのんで自分の主張を最小限に抑えてしまったり、お母さんはお父さんを悪く言うだけけれども、お父さんは大好きだよと言ってみたり、お父さん、どうしてるか

など、お母さんには言えませんから、ほかの人にちょっとならしゃべったり、そんなことをしている子どももいます。

また、自分がかまってほしいけれども、うまくかまってもらえないので、自分のことは置いておいても、小さい子どもの世話を一所懸命して、自分のお母さんのお世話だけじゃなくて、ほかの子どものお母さん役をやっていて、一所懸命居場所をつくっている子どもも多いです。あとは、大きな声ですとか、ちょっとした険しい表情にとても敏感で、恐怖心を抱いているなどと思われる子どももいます。ちょっとしたケガ、すりむいただけなのに大騒ぎして、ひょっとしたら骨でも折ったんじゃないかと思って慌ててお医者さんに連れていってみると何ともなくて、そうやって周囲が相手をしてくれたら、安心しちゃったのか元気で飛びはねちゃうというような子どももいます。そういう意味では、子どもさんもお母さん自身もたいへん不安定で、やはりこれから先、家族で暮らしていくのはなかなかたいへんかなと案じられるような方が多い。

私どもで相談を受けてお預かりするのはほんのひとときで、平均して約30日ほどです。たったそれだけの間に、これまでの気持ちの整理をして、これからのための準備をして、あたふたと新しい場所に移っていかねばいけないということですので、そういう意味では、一番混乱している時期に接しているということになります。そういう混乱をまだ抜け切れない中で出ていかななくてはなりません。大体6割の方がアパートを探して出ていきます。2割ぐらいの方が母子生活支援施設であったり、婦人保護施設に入ったりということが出ていきます。実家がなんとか面倒見ようということを受ける場合が1割ぐらい。1割弱は、やっぱり家に戻ってもう一度やりますというケースです。本人の意思でそれがいいと選んで帰る方もありますし、実家などの場合いろいろと圧力がかかって、やっぱりここで帰らないと実家もとても危なくなってしまうということで、やむなく元の家に帰るといった方もいます。

では、出ていってどうやって暮らしていくのかということ考えたときに、できれば何か中間施設のようなものが実は必要になります。母子生活支援施設だけではとても足りない状況です。いつも職員がいて、心理的なサポートもしてもらえ、何か法的な手続きをとるためのことについても相談できるようなスタッフがそろっている中間施設があって、心の混乱状態をある程度おさめてから母子で暮らせるようなそんな中間施設があれば、かなり現状はよくなるのではないかと考えています。

それから、今はまだなかなか法的な介入が難しい。警察に保護を求めても、なかなか動いてもらえない。法務局から通知が出てからずいぶんよくなっているんですけども、警察が来てくれて、現行犯でご主人をとりあえずは拘留するものの、今のところ、24時間たつと釈放してしまいますので、安心して暮らすことができない。万が一、自分たちが母子で暮らしているときに、ストーカー行為のようなものがあつたとしても、基本的には夫婦ではないかと言われてしまうところがとても大きいですし、傷害罪として本人が出したとしても、それは認定されて、夫の罪をきちんとして罰するまでにはかなりの時間がかかってしまいます。その間、安心して暮らせるような安全保障がないというのが1点。

それから、母子で暮らしていくための経済的支援の制度がなかなか難しい。とりあえず生活保護の制度はありますけれども、生活保護で暮らしていくのにもハードルが高いですから、そういう意味で母子で暮らすのは難しい。本なんかでもよく書いてありますけれども、住所をきちんと移さないで住むとすると、保険にも入れませんし、正規の職につくこともできないので、そういう意味で、経済的な支援する制度が足りない。

一番大きいのがやはり心理的サポートをしていくためのシステムがありませんので、ご夫婦の関係を見直したり、ご自分の親との関係を見直したりして、自分らしさを取り戻すためのサポートをしていく機関がないということですね。それから、子どもを育てていくために、心理的な問題もあれば、経済的な問題もありますが、そういった子育てを支援していくためのシステムもなかなかない。いろいろと困難な状況にありながら、皆さん何とか暮らしていかなくてはならない。

今、私のほうで相談を受けている中で、DVが及ぼす影響としては、そんなところを感じております。

初めに児童相談所のことについて、少しご説明させていただきたいと思います。皆さんの資料の中に入っているパンフレットをご覧いただければ、だいたい児童相談所ってどんなことをするところかということがわかっていただけるかと思います。その後に、児童相談所で受けた事例について、2つほど紹介させていただきます。その中から、どんな影響が出てきているのかというところをお話しさせていただければと思っています。

「児童相談所とは」と一口に言いますと、子どもに関するあらゆる相談を受ける公的機関です。埼玉県内には、6カ所の児童相談所があります。相談の種類は大きく5つに分けられています。一番最初に出てくるのが養護相談。お父さんやお母さんなどの保護者が子どもを養育できなくなったときに、相談として出てくるのがこの養護相談です。虐待相談もこの中に含まれます。次に出てくるのが心身障害相談で、障害をもった子どものことについての相談です。3つ目が非行相談。うそをつくとか、家出を繰り返すとか、そういった虞犯行為をしている子どもについての相談や、窃盗や恐喝で警察に保護されて、警察から通告を受けた子どもについての相談を非行相談と言っています。4つ目が育成相談。これは性格行動上の問題、例えば友達と遊べないとか、不登校、それから家庭内暴力などがこの中に入ってきます。5つ目がその他の相談ということで、乳児や乳幼児の発達についての相談や、思春期の性の問題、保健相談などが含まれます。

このように、多岐にわたる相談を児童相談所は受けているんですが、どこからそういう相談が入ってくるかということをお話ししますと、児童本人からの相談、それから家族や親類、福祉事務所、学校、警察、医療機関、そのほか、ありとあらゆるところから相談が入ってきます。それでは、受けた相談はどのような形で処理されていくのかというと、まず児童福祉司による調査を行います。それから、必要に応じて心理判定員が判定をしたり、小児科や精神科の医師による診断を受けたりします。いわゆる社会診断、それから心理診断、医学的診断を行います。そのほか、必要があれば、子どもを一時お預かりして行動観察をする。診断を行い、行動観察をした上で、総合的に判定をして処遇を決定していきます。

処遇の内容というのは、施設にお預かりすることとか、里親に委託すること、場合によっては医療機関につなげるなどがあります。それから、児童相談所に定期的に通ってきていただいたり、定期的に家庭訪問したりというようなことも、児童相談所では行っています。児童相談所長にはたいへん大きな権限があって、親の親権を剥奪することを家庭裁判所に請求をすることができます。そういった機能や権限をフルに使って、いわゆる福祉事務所や、学校、家庭裁判所、施設、医療機関、地域にいらっしゃる民生児童委員といった関係機関と密に連絡をとりながら、児童の最善の福祉を守っていくといったことを行っています。

次に、児童相談所での事例をいくつかお話ししたいと思います。児童相談所では、いわゆるDVということが前面に出てかわかることはほとんどありません。子どもについての相談から入っていきます。例えば人のかかわり方が下手だとか、顔に傷があるだとか、体にあざができていなど、虐待を疑われるような内容の通告から児童相談所はかわかりが始まります。そして、そのかわりの中から、実の父親から、継父から、母親の内夫から、お母さんや児童本人が暴力を振るわれているということがわかってきます。

1つ目の事例ですが、子どもは小学校の3年生の女の子、Aちゃんとしす。身長は100センチにも満たない。3年生なのに、身長は100センチに満たない、体重も12キロ、見るからにもう本当に小さいお人形さんというような感じの子どもでした。学校からの通告が入りまして、体にあざをつくって登校してくる、それから、朝食を食べてこないようで、2時間目が終わるころには「おながすいた」と言ってクレヨンをかじるなど、おかしい行為があるということでした。虐待されているのではということで、学校から児童相談所に直接通報が入りました。

埼玉県では昨年から、こういった虐待の通報がありますと、48時間以内に調査を開始するということになりました。早速、このときにも学校へ出かけていきました。学校の校長先生、それから担任の先生、養護の先生にお会いしているいろいろお話を聞いたんですが、すぐに今日保護する必要はなからうということで、そのときには保護することはしませんでした。2、3週間後に、顔に縫わなければなら

ないような傷をつくって、継父がつき添って病院を受診していました。その受診先からどうも不自然な傷だということで、病院の先生から通報がありまして、その子どもだったらこちらでもかかわりを少しもっている子どもということで、これはほうっておくことはできないと判断して、すぐに児童相談所の中で緊急協議を行いました。緊急協議した結果、警察官の立ち会いも必要だろうということになり、警察官の立ち会いの上で、病院のほうから、児童福祉法第33条による職権で保護するということができることになっていまして、そこから子どもを私どものほうで保護しました。警察に子どもも連れていきましたし、その継父も連れていきましたし、すぐに実母も呼びました。そこで、お母さんには子どもは保護するから安心してお話をしてくださいとお伝えし、いろいろお話を聞き始めました。そうしたら、そこで子どもが保護されたということで本当に安心していただけたと思うんですが、「実は」ということで、継父からお母さんも子どもも暴力を受けていたことを話してくれました。

再々婚で3回お母さんは結婚しているんですが、再婚した当時今の継父は、働いていたんですけども、すぐに仕事をやめてしまい、今はお母さんの稼ぎで生活しています。お母さんはこの今の継父の前の男の人との間に、Aちゃんのほかに2人子どもがいますが、夜の仕事に出るときには、その下の2人はまだ就学前ですので、勤めに出る前にベビーホテルに預けて出かけていったんですが、そのベビーホテルに預けるお金がもったいないということで、この継父はおれが面倒を見るからお前は働きに行けと言い出し、継父が夜3人の面倒を見るという形にならざるを得ない状態に追い込まれてしまいました。結果的には、このAちゃんが、下の3歳と2歳の子どもの世話をさせられていたようです。その上、お母さんに対しては、継父は「自分から離れたら子どもたちに何をするかわからないぞ」といったような言葉でおどかし、ちょっとしたきっかけで暴れ出して、家具などを物でたたき壊したりするような暴力的な行為をお母さんや子どもたちに見せつけて、子どもたちがそこから逃げ出せないような状態をつくっていたということでした。お母さんは本当に手をかせなかつたんだという訴えが、そこではっきりしてきました。

Aちゃん自身は、どういう子どもなのかと言いますと、何事にも自信がもてないようで、もう3年生なんですが、日中でも尿失禁があります。早速、心理判定もいたしました。その結果は、とても人なつこいが、表情がかたい。

情緒的に枠のなさが目立つ。安定感の欠如、健全な自我が育っておらず、外界と内界、空想と現実、自分と他人、物と人との区別があいまいで、言動が混乱してしまうといった心理判定の結果が出ています。最初に申し上げたように、低身長だったことから、発達診断も受けました。医師に診ていただいたんですが、その結果は、成長ホルモンの分泌不全で、これは虐待との関連も考えられるので、養育環境の整備が必要だというふうに医師から診断が出ました。

Aちゃんの実父というのは、アルコール問題を抱えている人でした。それから、そのお父さんとはAちゃんが1歳になる前にお母さんは離婚しています。次にお母さんが再婚した人は、下2人の子どものお父さんなんですけれども、仕事人間で家庭を顧みない人でした。特に暴力を振るうとか、そういうことはなかったんですが、家族3人、本当にほうり投げられていた。お母さんだけで子どもたちの面倒を見なければならぬような状態だった。3番目の子が生まれて、すぐにお母さんは離婚をしました。暴力を振るった継父というのは、先ほど申し上げたお母さんの3番目の夫です。こういったお母さんの育ちを聞いていきますと、やはりこのお母さんも、幼少期からお父さんやお母さんから身体的暴力を受けていたし、思春期に入ると、実父からの性虐待を受けているということが見えてきました。

Aちゃんは2カ月間、私どものほうで一時的保護したんですが、お母さんが自立した生活ができるようになるまでという条件つきで、児童養護施設への入所措置となっています。この2カ月間で、安心して生活する場を与えられたということでしょうか、身長は98センチだったのが102センチまで2カ月の間に伸びています。それから、体重も12キロから14.5キロにふえました。精神的に少しずつですが、自分の考えを自分の言葉でお話ができるようになってきています。こういった継父から受けた暴力などが、子どもの置かれる環境、身体的発達、精神的発達に大きく影響するという事例をご紹介しました。

2つ目の事例は、小3の男の子です。これは、お母さんのほうから、「乱暴な行為で手を焼いている。あんなに乱暴なことをしていれば、私は虐待してしまうんじゃないか、しまいには殺してしまうんじゃないか。不安だから、子どもを預かって施設に入れてほしい」という内容でした。このお母さんも、3回結婚しています。3人目のお父さんからやはり暴力を受けています。とてもひどいなと思ったのは、下2人の子どもの実父が乱暴していたお父さんなんです。離婚したときには下2人は生まれていませんでした。

離婚した後に、そのお父さん、継父なのですが、アルコールを飲んで家に押しかけてきて、結果的には離婚した後に下の2人を妊娠して出産しています。その上、この子どもたちの前でお母さんに性的な暴力をする。それから、身体的な暴力をする。ひいては、アダルトビデオを家の中で子どものいる前で見させるというような行為を続けてきていました。

そこに耐えられなくなって、お母さんはやっと抜け出して、親子で生活を始めたところへ、子どもが問題を起こしてきたということでした。お母さんは一難去ってまた一難ということで、もう本当に困った状態で私どものほうへ相談に来ました。来たところで、お母さんはかなりパニック状態だったものですから、子どもを一時保護しました。そういった子どもで、まだその子どもについても、いろいろな問題を抱えている子どもですので、やはりお母さんの手元に返すというわけにいかないと判断し、まだ私どものほうでお世話しているところです。

以上、2つの事例を申し上げましたけれども、子どもが身体的な暴力をお母さんに与えているというのを見せつけられる、性的な暴力をしているといったところを見せつけられるのは、子どもにとっては精神的な、心理的な虐待を受けていることそのものなんですね。そういったことから影響されてくるのは、最初に申し上げた事例のように、人との関係がうまくつくれなかったり、家出を繰り返してしまったり、成績が下がってしまったり、不登校になる、引きこもりになる、そのほか、最初のお母さんも、2人目のお母さんもそうですが、次々に男の人を代えていく。そして、同じような状況に陥っていくといった問題がいろいろ出てくるように思います。

そういった子どもについて、どういうことができるかというところが、これからの私たちの課題なんです。最後に私は福祉事務所にも勤務していたことがありまして、とても気になっていることがひとつあります。それは、こういった暴力を振るわれている子どもとお母さんが逃げるときに、母子で一緒に逃げ込めるような施設がなくて、結果的には小さい子どもだったら、先ほどの高倉さんのセンターのほうと一緒に入ることはできるんですが、少し大きい子どもだとか、男の子なんかだと、一緒に逃げ込むことはできません。母子をばらばらにせざるを得ないことがあります。心身ともに傷ついているときにばらばらにされるということは、二重に傷をつけられてしまう、痛みを与えてしまうということがあると思います。母子の精神的な

身体的な立ち直りを支援していくためには、本当にすぐにも安心できる保護施設が必要だと強く感じています。

それから、11月20日には児童虐待防止法が施行されます。これからは皆さんと一緒に児童の福祉を守っていききたいというふうに考えています。

私は、この2年間、子どもの虐待ということを中心にキャンペーンの記事や連載を書いてきました。その立場から見て、このドメスティック・バイオレンス(以下DVと略す)とりわけその中に子どもが巻き込まれた場合にどんなことが起きてくるのかというあたりを、少しお話をさせていただければと思っています。

夫婦や親子という関係の中で、DVや児童虐待が起きているということを世の中全体が認知してきたのは、実はまだまだごく最近のことです。児童虐待のほうがいくらかDVよりは世の中全体への浸透は若干早いかなという気はしていますが、社会全体が、虐待ということを認知せざるを得なくなっていったというのは、今からまだ10年ほど前のことだと考えています。

当時、虐待というものが、まだ言葉として定着せず、起きていく事件を分析をしたり、アプローチを考えていく場合の道具になっていなかった時期ですが、私自身が関心をもったのは、ある少年の事件でした。成人であれば弁護士という形で弁護士たちがつきまますけれども、18歳未満、あるいは20歳未満の子どもたちの場合には、付添人という形で弁護士がつきます。ある時、連続放火をやっていた子どもが逮捕され、少年審判を受けていた。その付添人だった弁護士が私を呼んで、「実はこの子どもは男の子なんですけど、父親のほうから性的な虐待を受けている」と言われたんです。行動障害ということもあったんでしょうか、次々と火をつけていると。そういうことを法廷で陳述したり、弁護したときに、裁判官の印象として得になるかならないか、その辺、君はどう思うというふうな聞かれ方をされたことが10数年前にありました。その当時は、今ほど司法の分野でも、警察の中でも、虐待に対する認識は低かった。したがって、多く語られてきた少年事件の中に、実は家族間の暴力が潜んでいるのだということを、なかなか法廷の中で明らかにすることが難しかった。そのことを聞かされた裁判官たちが、そのことをどう受けとめるかという点でも極めて不十分だった時期だと思います。

世の中が、例えば虐待であるとか、夫婦間の暴力も含めた家族間の暴力に目を向け始めたのは、おそらく1995年以降だろうと思います。なぜ95年かというと、1つは、国連での子どもの権利条約が批准された。残念ながら、私

たちが生きているこの日本というのは、ことし沖縄に集まったサミット、あの主要何カ国という中では最も遅れてこの条約を批准をした情けない国ではありますけれども。また、北京で開催された女性会議の中で、不十分ではあったけれども、この暴力に対する宣言がなされたわけです。もし、あの当時、今皆さんが関心をもっている親と子の関係、あるいは夫婦や恋人との関係の中でそういうことが起きるということを社会全体が認識していれば、もう少し違った裁判なり、少年審判みたいなものが起きていたのではないかとすることがまず第1点です。

2つ目は、私は2年間虐待の問題にかかわってきて、子どもへの虐待というステージの場合は、一般的に子どもは弱いということが皆さんおわかりになりますから、割とアプローチをかけていく場合のモチベーションの持ち方としては持ちやすい。つまり、小さな弱い子どもがやられているんだから、守らなければという点では、割と合意がつくりやすい。ところが、これが夫婦や恋人間ということになると、「基本的には夫婦間の問題でしょう」というような感覚が、実は司法の現場にもかなり強くあって、受け入れられないということがありました。ただ、その中でも専門的に虐待の問題を扱ってきた分野の中でも、実は、このDVの被害者はもう100%間違いなく女性なわけですけども、登場してくる女性たちを、どちらかというと「虐待の加害者としての母親」というようにとらえる、それがまだまだ正直言って私は強いような気がしています。

そうではなくて、先ほど報告の中にもあったとおり、具体的な子どもへの虐待の介入をしていくプロセスの中で、暴力を再発見をしていくといった視点も一方で持ち続けられないと、子どもだけを守ればいいのだというような単純な行為では見えてこない部分が、このDVという問題ではないかと考えています。子どもへの虐待の加害者であった女性が、実はDVの被害者である、2層構造といいますか、合併症のようになっているという事例が割と多いと聞いています。女性が自分の子どもに虐待しなければならないほど追い込まれており、子どもを虐待することでSOSを出しているといったかつての被害者、あるいは今現在も被害者の女性の姿は、子どもの虐待というステージの中だけではなかなか見えてこなかったのではないのでしょうか。

実際に、日本にはまだ少年事件も含めてですが、的確にこういった事例を積み重ねてきて、どれぐらいの割合でそういうことが起きるのかというデータは、実のところ、先ほどビデオにあった東京都が行った調査、それから、その直前あたりに総理府等がやったデータ等がありますけれども、そういったデータの積み重ねが始まったのは、ただかこの数年のことです。過去の子どもにまつわる事件や家族の中での事件についてのデータというのは、正直言って、日本はもっていないというふうに基本的には考えています。

アメリカのポストンがもっている有名なマニュアルによると、子どもへの虐待が起きているケースの約30%が、バタード・ウーマン（殴られ続けてきた女性）によるものだった。つまり、被害者が加害者になっているものは、約3割だということです。虐待ということだけで見ていくと、背後にあるDVは見えてこない。実は、殴っている側の女性自身が被害者であったというケースも見ていけなくちゃいけない。子どもの虐待の問題とDVの問題というのは、両方に常に注意しながらケースを見なくてはならないと私自身が思った動機はその辺にあります。

先ほどのビデオの中で、DVとは何かという定義の中の3番目に出てきましたけれども、男性が子どもを使って暴力を加えていくことで、女性に心理的な暴力を与えるという説明がありました。例えば、女性の目の前で子どもを殴るとか、あるいは首を締めたり、性的な虐待を加えたり、おどしてみたり、食事を与えなかったり、あるいは、離婚をした後の親権をめぐるやりとりの中であったり、面接交渉権をめぐる、会わせる会わせないとといったことです。中には、拉致、誘拐をする男性の例もありますし、子どもが見ている前で、女性に対して身体的・性的な暴力をふるうこと。これらは、男性の立場から言いますと、要するに、自分がふるっている暴力の責任や理由を子どもにすりかえるわけです。子どもが悪いから、おれはお前に対してこうなっているんだとすり変えをしてしまう。母親としての役割を一生懸命やろう、いいお母さんになろう、いいママになろう、いい妻であろう、もしくは、重層構造の家族関係の中であっていい嫁であろうと考える、役割分担をかなり強く意識する女性たちにとっては、これはたいへんな苦痛になります。

と同時に、このことは、直接被害をうける女性だけではなくて、子どもがそれを見るところでも、二重の被害を家族の中で増産することになります。つまり、直接子ども

が暴力を受けなくても、暴力の現場を見ることは、先ほど秋山さんがおっしゃいましたけれども、11月20日に施行される児童虐待防止法の中では、4つに分類されている子どもへの心理的虐待の中に位置づけられる行為です。直接子どもをぶつとかいろいろなことをやられていなくてもです。

子どもが暴力を目撃することによる影響はたいへん深刻です。例えば母親が受ける暴力を目撃している子どもたちの特徴として、実際の治療や援助の現場で指摘されているのは、日常的にかなり不安感を抱え、身体的な不調がストレスによって出てくる、あるいは聴覚障害、ものが聞こえなくなる子どもの例も報告されています。あるいは勉強していく上で障害のようなものも出てきたり、小さな子どもであればあるほど、実は自分がいい子ではないので、うちのパパはママに対してああいうことをするのはないか、ママの恋人はああいうことをするのはないかと苦しむことになります。

先ほど申し上げたように、直接これが子どもに向く場合には、子どもに対して、「おまえが悪いからこういうことをするんだぞ」と子どもに告げていくことになります。結果的には、子どもの自己肯定感といいますが、自分が悪いからこういうことが家族の中で起きるのだ。だとすれば、自分がすべきことは、自分がいい子になることであるということをおさいころからすり込まれることになります。かなり過剰な責任をとろうとするような行為、先ほども高倉さんのほうから「小さいママ」というご報告がありましたけれども、過剰に責任をとろうとするようなこと。でも、小さな子どもたちにとって、そんな責任をとるということは当然不可能です。したがって、できなかった自分に対して、自分はそういった役割を演じることができなかったという形で、みずからに対しての罪悪感をは抱いてしまいます。結果的に、小さいうちから自分を肯定する自己肯定感が育たずに、逆に自分を否定する自己否定感情が大きくなるにつれて、子どもは自分がなんて無力なんだろうというところに追い込まれていきます。子による親殺しというふうなケースが、実際の事件としてはたくさん出てきます。実の父親を凶器を持って殺そうとするというふうな行動に出る子どもたちの例もあります。直接行動には出ないにしても、あいつ、早く死んでくれないかなというような感情を抱えながら生きていく。もしくは、自分にその刃が向いた場合には、家出を繰り返すとか、自殺することを何度も何度も試みるとか、あるいは、よく言われる非行という

ふうな方向に走ってみたり、場合によっては、何とか自分の中で自己バランスをとろうとするがために、薬物等に手を出していく子どもたちという例も報告されています。

この2年間やってきた子どもへの虐待の連載の前に、やはり2年間ぐらい続けていたのが、スピードと呼ばれる最悪の薬物、覚醒剤が埼玉県内の女子高校生たちにかかなり広がっているというのを追いかけたルポでした。そのときの、なぜ薬物をやろうと思ったんだいということを丁寧に聞き取っていく中で、ある女の子の場合は、お父さんとお母さんの間にある暴力というものの中からの逃避行動だったというケースがありました。

海外のあるデータによれば、援助者や治療者は、男の子の場合、子どものときに暴力行為を目撃し続けると、大人になってから、今度は暴力の加害者になる可能性が高いということも指摘されています。したがって、DVの問題を考えると、一次的に表面にあらわれている、当然まず第一に救わなければならないのは女性であることは言うまでもないことですが、それを直接受けているいなかにかかわらず、目撃をしている子どもも、その保護の対象として視野の中に入れていくことが非常に大事なことだと思います。

その中で、子どもたちが直接・間接的に受ける被害の問題と、直接被害者である女性たちに対する救援行動の関係というのは、今申し上げたように、非常に複雑に絡み合うことがあります。もし自分が受けている暴力を子どもが見ていて、先ほどいくつか指摘したような問題行動や、あるいは何だこれかと思うような行動を子どもがやっていることを、子どもがSOSを出しているんだと認識できない被害女性の場合には、さらに被害の影響は深刻度を増していくことになります。言ってみれば、子どものそういった困った行動というのは、クライシス・コール、助けてくれという救援行動なのですが、それに気がつかない状態にある女性の場合には、かえってその子どもが引き起こすいろいろな問題行動が、被害者である女性をさらに窮地に追い込んでいくということにもなります。

中には、そのことで子どもの養育を拒否したり、あるいは、夫やパートナーがやるであろうと予測される暴力を、女性の側が被害者でありながら先取りをする。つまり、女性があえて子どものほうに手を出す。夫にやられるくらいだったら、私がやったほうがいいのだと話す被害女性も中にはいます。子どもへの虐待のフレームの中では、女性が、実はやろうと思って暴力を振るうのではなくて、男がやる

側の暴力を先取りをしていたという複雑な事例も出てきたり、中には子どもがそんなに悪い子なんだからということで、あえて暴力を加えるパートナーのもとにずっと居続けたり、また戻ったりする。

前の2人の方々に比べて、直接のDVケースをもっているわけではありませんが、子どもの虐待ということを経験して見続けてきた立場から、その加害者になっている女性が実はバタドゥーマンだというのが3割近く内包されている、という見方を私たち自身がもっていくことも、実は大事ではないかと考えています。

パネルディスカッション

コーディネーター
パネリスト

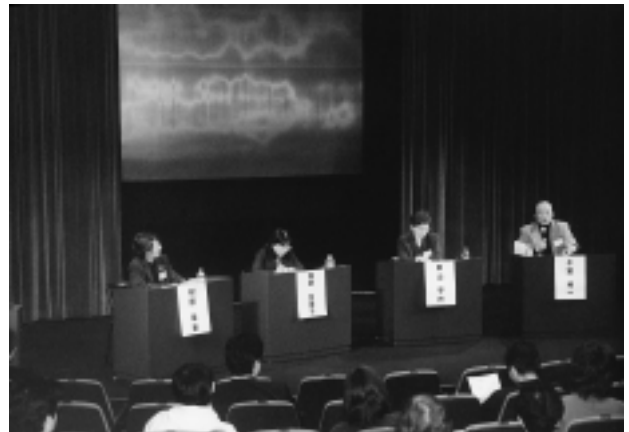
松田 瑞穂（アジア女性基金業務部長）
高倉富美子（埼玉県婦人相談センター専門調査員）
秋山 宇代（浦和児童相談所児童福祉司）
小宮 純一（埼玉新聞記者）

【松田】今それぞれお話しいただきました3人の方を交えて、これからパネルディスカッションをしたいと思います。先ほど最後にお話しなりました小宮さんのお話の中にありました虐待をしている人という数字ですけれども、今、全国の174カ所にある児童相談所で受けた相談や通報の件数が、10年間で9倍、今、全国で1万1,631件となっております。皆さんのお手元にあるこの埼玉県の、先ほど秋山さんがお話になったこの冊子のところにも、子どもの虐待についての数字、受付の推移というのがありますこれもほぼ全国の数字と同じように、平成元年が39件、10年度が369件ですから、ほぼ9倍、10倍近くになっているということがおわかりいただけるとと思います。この虐待をしている人という数字を調べてみますと、加害者は、実父が25%、実母が58%で、合わせると80%以上が両親によって起こされているということになります。

今まで、DVと子どもの虐待というのは、2つが全然別のものでとらえられていたんですが、先ほど皆様から、詳しく関連がどういふところにあるかという報告が出たと思います。この辺について、最近の動きなどを中心に、児童相談所の秋山さんのほうから、そういう傾向が見られるとお考えになっているかどうか、お話を聞かせていただかせんか。

【秋山】私どものほうで受けている虐待相談は、全部が全部DVに関係していることではありませんが、いろいろなケースを見ていると、本当に父親が母親に対して暴力をふるっている。先ほど申し上げなかった事例のほかにも、私はこの4月に浦和児童相談所に異動してきたんですが、この半年の間に入ってきたケースは、やはり大体父親が暴力的で、母親に対しても暴力的、子どもに対しても暴力的というケースが多いです。

もう1つ、前から引き継いだケースの中で、性的な問題があります。それは、子どもは中学生ですけれども、小学校低学年まで、母親は父親にかなり殴れていたというようなケース。低学年のときにある事件がありまして、父親が



ら子どもに性的な暴力があった。そういうことで、お母さんは子どもたちを連れて逃げるんですが、結果的にまた引き戻されて一緒に生活をするようになっていきます。そういうことで、出たり入ったりするようなところで、ぴたっと暴力行為はお母さんにはなくなったんですが、引き続き、隠れて子どもに性的な暴力があった。そういうことが、もう本当に最初はDVだったところから始まって、でも、お母さんはそこから抜け出せない。

【松田】 今度は虐待とDVの関係について少しお話をしたいと思うんですが、小宮さんはいかがでしょう。

【小宮】 今秋山さんがおっしゃった抜け出せないというあたりですけれども、取材の中で印象に残る一言を言われた方がいました。この女性は30代の方で、ご主人は国家公務員でした。しかも子どもに対しても身体的な暴力をやっていた。それでシェルターに逃げ込んだという方なんです。戻っちゃった方なんですよ。最終的に今現在は完璧に分離をして再出発なさっている方なので、今現在ではないんですけれども、その戻ったときの気持ちとして彼女は、「骨身に凍みる孤独よりも、奴隷の身のほうがいいんだ」ということを言われたんです。つまり、直接的な暴力を受けていた女性を引き離さなくちゃいけない、引き離し期とか何かいろいろ言われて、2週間から3週間はもう何があろうとそこは死守しなくちゃいけないというふうな

時期にちょうど言った彼女の言葉でしたけれども、その辺はすごく難しいんだろうなという気がいたします。

被害者でありながら加害者にもなっているような女性たちは、一般的には子どもを保護する能力のないだめな母という言葉方をされる方が多いです。私が虐待の問題を書いたりすると、ひどい親ですねというような反応が新聞社の内部でもあったりします。

ですから、先ほど秋山さんや松田さんがおっしゃったように、ばらばらではなくて、両方を同時に保護することが、実はかなり求められている。ところが、社会的な資源の活用の仕方としては、結構縦割りになっちゃっているというのが現実だと思うんですね。私は虐待の分野の援助者です、私はDVです、というように。その辺のすり合わせが大事じゃないかなと。

【松田】 たぶん一番両方の面を見ていらっしゃると思うんですが、高倉さん、どうでしょうか。

【高倉】 私自身は児童相談所でも仕事をしていた経験があるんですけども、そのときには不登校や虐待の問題で、お母さんに会ったり、非行を繰り返す、特に性非行の女の子たちと会っていたりしていました。性非行の女の子たちに見られる、もう今は何も守るものがない、というあの割り切り方は何だろうと思うことがよくあり、いろいろ聞いていったら、性的虐待を受けていた子どもたちだというのが後になってわかったんです。今の仕事についてみて、特に保護を求めてくる女性たちを見ていてびっくりしたのは、私どもに来るのは、お金がなかったり、身寄りがない女性なわけですが、彼女たちが精神的に本当に愛情に包まれて育っていないということなんですね。ですから、男性との関係で無力感があったり、自信がなかったりという以前のところでも、そもそも自分自身を守る、あるいは、自尊心が育っていない方が多い。そういう方が1人の男性と出会って家庭をつくっていく中で、果たして男性と対等にやっていけるのか。それからもう1つ、母として子どもを育てていくだけのゆとりがもてるのかというのを、今の職場に来てすごく強く感じます。

そうすると、彼女たちをサポートしていくには、どうしたらいいのかといった根底にある問題の交通整理からしなくてはいけないし、今、子どもを虐待してしまうのもとても気になります。見ていて本当にお母さんは子どもを虐待していると思うことも多いですから、果たして親子で置

いておいていいのかと。でも、子どものことを考えたら、母子分離しないほうがいいだろうというのがもう一方にある中で、母子をどこまで一緒にケアしたらいいのかという問題と、お母さんがやはり1人の人間としてもう少し自分らしくなれる力がついてから、母をやらせてあげたいなのというのと両方あって、本当にケース・バイ・ケースだと思えますけれども、そういう柔軟な対応ができる機関というのがあれば一番いいと思っています。

【松田】 今のお話にもありましたし、それから小宮さんのお話にもあったんですが、被害者である母親が加害者になる。母親が加害者であることに気づいていない、自分は子どもを保護しているんだと思っているケース。例えば、離婚の調停中に、子どもが母親と一緒にいるのを拉致する、誘拐するというようなケースがあります。子どもを夫に奪われないために外に出て遊ばせない、学校にも行かせないなどがあります。母親にとっては保護のつもりであっても子どもにとって自由に友達とも遊べない状況はどうでしょうか。実際には自由や自立をうばっているケースというのが、非常に多いのではないのでしょうか。被害者が加害者になるというこの点についてはいかがでしょうか。

【小宮】 先ほど申し上げたのは、DVの被害者の女性が加害者になっているというのを子どもから見たときに、ということでありましたけれども、実はもう少し複雑なことがあると思います。それは世代をもう少し前までたどっていかないといけないということです。さっきお二人が報告されたときにメモをとっていたんですが、家系図みたいなものをつくって、具体的なケースに踏み込んでいって自分の予測を立てたり、これはどうなっているのかなということを見ていく、といったことを私も取材のときに使ったりします。そのときに、世代を越えて連鎖していくことが言われていますが、被害者が加害者になるというのは、アメリカのプログラムでは約3割となっています。日本でどの程度かというのはわかりませんが、ただ、私自身が連載で書いてきた具体的な子どもへの虐待のケースというのは、すべて世代間の連鎖が見られました。しかし、活字にするまでの裏付けが取れないため、書かなかったことの方が多いです。

公開裁判の場合、私たちは傍聴することができるんですけども、逮捕容疑であったり、それから起訴状の中にそのことが全然触れられていないわけで、要するに、実際に

は被告人ではなくて、傍聴席にいるこのお母さんが、私の取材の中では、「私もあの子をたたいていました、私もあの子をやっていました」と言う。けれども、その立件・起訴されているケースの中には、加害者としての女性としては登場してこないということはすごくよくあって、私なんかは複雑な気持ちのときがあるんですね。傍聴席で隣に座っているこのお母さんも、あの子の死亡例について、実は加害者としてかかわっていたんだよということがあったりするんです。ただ、そのお母さんに了解を得て話を聞いていくと、実はDVの被害を受けていたり、そのお母さんもかつては虐待児だったことがわかってくる場合があります。虐待をされた子どもが大人になって、被害者になったり、逆に今度は子どもへの加害者になっていく。この問題の一番根底にあるのは、家族の中での男と女のかかわり方じゃないかなと思うんですけれども、そのかかわり方の機能の仕方が、例えばこういうときにはバシッとやればいいんだというように、家族の中での感情処理のメカニズムといいですか、手法として、それしかない家族の中で育てしまうと、ほかに自分の感情なり何なりを処理する仕方がわからない。

虐待を受けた子どもが、大人になってパートナーを選ぶときに、特に性的虐待のときには多いと言われますけれども、被害者同士が引き合うということはよくあったり、児童養護施設の中に入所されている子どもたちの中で、性的虐待の被害児同士が割と仲よくなって群れてしまうということは報告されています。

【松田】 暴力は世代間で連鎖する、あるいは関係が連鎖するといういろいろな説があると思うんですが、児童相談所とか女性相談センターでは、世代間に連鎖するということがあれば救いようがないので、それを認めて対応することができない。あるいは、そういう例が多いので、もうそろそろその対応を考えていかなきゃだめだとお考えになっているのか、どちらなんでしょうか。

【秋山】 連鎖をここで食いとめたいね、という言葉が相談所の中ではよく聞かれます。やはりそういう相談が上がってきて、虐待を受けている子どもを目の前にして、ここで食いとめる。それには何が必要なんだろうということが、今話し合われはじめて、いわゆるかわりの整備をしなければいけないということではあります。

先ほど申し上げたように、11月20日には児童虐待防止

法が施行されて、虐待については、通報しなければならないというような形で出てきていますが、それでは、そこで保護された子どもがどうなるのか。ただ保護されれば、今の危険なところから救い出されればいいということではなくて、やはり次の手立てを考えなければいけない。ただ、さっき申し上げたように、埼玉県では48時間以内に虐待の通報があったら調査を開始するというようになって、保護はできつつあります。何らかの形で力がついてきて、福祉事務所や、警察や、家庭裁判所などの機関を巻き込んで、子どもを親から引き離すということまでできるようになってきています。いろんな小宮さんの記事だとか、そういったことから追い風を立ててもらったりしてはいるんですけど、力がついてきてはいるものの、さあ、受けた子どもに次に何ができるのかというところで、今かなり戸惑っているところです。本来は専門的な治療がお母さんにも子どもたちにとっても必要なだろうということ強く感じています。残念ながら埼玉県には、児童専門の精神科の機関がありません。今後、その辺りの整備が必要だということへ今来ています。

【松田】 母親が無力感を感じているときに相談するところがない、あるいは相談すると世間に知られちゃうというふうな心配から、なかなか相談に行けない。あるいは、相談しても自立につながらないというようなケースが多いと思うんですが、その場合、警察がなかなか介入してくれないですね。特にDVなどの場合、夫婦げんかじゃないかと。夫婦げんかではなく、DVは違うんですよということについて、婦人相談センターなどではどう思われますか。民事不介入といって、今でこそ少しはよくなったにしても、まだまだ対応が充分ではないという気はするんですが、いかがですか。

【高倉】 警察に関しては、連絡会があったり、昨年度は被害者相談センターというのができたので、そういうところを通して、DVについて情報提供をしたりしています。ただ本署から交番まではなかなか届かないということで、警察にはなんとか情報をまわしてほしいということでお話はしていますけれども、なかなか難しいです。警察側もかなり敏感にはなってきてくれてはいます。ただ、いざ受けたら、今度は警察はどこへ連れていったらいいかがわからなくて、様子は尋ねずに何でもかんでも婦人相談所にとるところがあるので、その辺がなかなか難しいですね。

あと逃げてくる女性たちはやっぱり迷っていますね。先ほどの骨身にしみる孤独よりも暴力に耐えるほうがという言葉は、本当にもう皆さんにあてはまる。やはり、育つ過程でしっかりと自分を育ててもらえていないですから、誰かそばにいて欲しいというのが多くて、私は一人じゃ生きていけないとはっきり言える方もいるけれども、そこまで自覚できていない方が多くて、気がつくとかついついちゃっているというのがある。彼女たちには、やはりなぜ彼が良かったのか、しんどいけれどももう一度整理しましょうとお伝えします。暴力をふるわない彼があり得るのかということと、その暴力をなぜ受けてしまっていたのかも、もう一度見直しましょう。そして、今そばにいる子どもは、自分を助けてくれる部分もあるんだから、子どもたちと助け合って生きていくためには、子どもがやはり健康に育ててもらわなくちゃいけないし、子どもにまた暴力をふるう男性になったり、受ける女性になっては困るから、ここでやっぱり断ち切るしかありませんよねというお話をしたりして、次に少し目を向けてもらえたらと思って今やっているところなんです。

【松田】 その場合、DV は繰り返す。そして、アルコールであるとか、経済的な理由であるとか、仕事がないといったフラストレーションで暴力はエスカレートしていくというふうに言われています。それならば早く別れたほうがいいんじゃないかということで、離婚あるいは分離ということが非常に多くなると思うんですけども、この点については、いかがですか。早く別れたほうが良いと。そうした場合に、将来、親子の和解というか、もう一度母子関係や父子関係がつかれるということについてはいかがでしょうか。



【高倉】 県によっては、保護している間にどんどん離婚

させるということで手続きを進めているところもあるんですが、私どもは離婚に関しては、とにかくもう少し置いておきましょうということでお話をしています。それは、やはり勢いに乗ってやってしまっても、自分自身が踏ん切りをつけてやったことでないと、ずっと悔いが残ってしまうし、やはり皆さん、子どもの父親を奪うということについてはものすごく重荷に感じていらっしゃるから、それもやはりこれしかないんだと自分で決心がつくまでは置いておいたほうが良いだろうということ、男性の側にしたって、突然いなくなれちゃって、その上、離婚だと言われてわけがわからない。納得がいかないですから、なかなか折り合いがつかないです。そういう意味でも、お互いに時間が解決するものという考えがあるので、時が来るまで少し置いておいて、まず今をどう生きるか考えませんか、ということで、私どももやらせていただいています。

あと、男性について、今一番困っているのが、男性がそういうことを相談する場がないということですね。私どもは夫婦の調整は残念ながらできないんです。

【松田】 その点は小宮さんはいかがですか。

【小宮】 男の側の駆け込み寺というのはあまり聞いたことがないですよ。実際には、私は子どもの虐待のことで言うと、記事を書くと、何てひどい親だ、こんな子どもをたたく親は何ていうひどいやつだという反応があるんだということを申しあげましたけれども、個人的には、子どもへの虐待の場合に、加害者も、被害者になった子どもも、どちらもが被害者だと思います。その理屈というのは、家族の中でのいろんな行動パターンなり育ちの中で、文化としてそういうものしかなかった中で、ほかのやり方がわからない人間なのだから、その人間自身もケアされ、治療されて、つまり、私は虐待の加害者は病気だと思っているものですから、その病気を治さない限り、さっき言った親子関係の修復であるとか、家族が分離した場合は、安易に再統合というのはやるべきではないというふうに思っています。

【松田】 アメリカなんかではカリキュラムがあって、加害者のほうの教育というのに力を入れているわけですけども、日本の場合、家父長制のあり方が、やはりアメリカと違うので、そのままカリキュラムをもってきても、役に立つとは思えない。ですから、日本型のDVへの対応方

法が必要ですね。子どもの暴力に対しても、日本の場合は非常に親権が強いですね。これはやはり欧米の国と違う点で、一概によその国であったからそれがうまくいくというふうには言えないと思います。それについて、親権が強いということで、何か児童相談所なんかで非常に困られる点、あるいは日本だからこの程度でしようがないというのが、これでいいのか、このあたりはいかがでしょうか。

【秋山】 親権ということで、本当につい最近までは、親権、おれは親だ、おれの子どもに何をしても構わないんだということで、施設に預かっている子どもを無理やり連れて帰るということがままありました。今もまったくないということではありません。かなりひどい性的虐待を父親から受けた子どもとの面接の中で、その子どもがもうともかく耐えきれなくて家出を繰り返して、連れかえされる。家出をして連れかえされるというのを繰り返しながら、最後にやっと保護された警察で、実はお父さんから性的虐待を受けているということをぼろっとこぼしてくれた。そこで、その子どもを児童相談所のほうで保護することができたということがありました。

その子どもは、お父さんは優しくかった、姉妹の中で私にだけ一番優しくかった。それは強く感じていて、でも、やっぱり性的な虐待をされたのは許せない。だから、お父さんをつかまえてほしい、逮捕してほしいというふうに。優しくかったお父さんと逮捕してほしいというお父さんとを裏腹に抱えているその子どもに、でもやっぱりお父さんを逮捕してほしいと言わせてしまう。そういったことを私たちが聞いて、何をしなければいけないのかというところで、いろいろ児童相談所の中でも協議しました。その中で、やはり本人もそういうことを望んでいるし、法律上でも許されることではない。例えば、逮捕したとしても、また、母親が離婚にすぐに踏み切らなかったものですから、結局、逮捕がなかなかできなかったんですが、やっと逮捕できて、できたけれども、場合によっては執行猶予ですぐに戻ってきてしまうのではないかというようなこともあったりで、やはりそれは、そのお父さんの親権を取り上げることしか今子どもを保護する手立てはないのかというところから、家庭裁判所にその請求を検討させざるをえませんでした。

本当にあなたたちは親ですか、ということは、もう目の当たりにして見えていますので、親の親権は本当に全部剥奪したいなと思いますが、でも、一方には子どもは親を求め。そこら辺の、第三者機関として何ができるのかという

ところから、家庭裁判所にその請求を検討させざるをえませんでした。

【高倉】 親権については私たちがたいへん困ってしまっていて、離婚をしていないときは共同親権になっていますから、お母さんが子どもを勝手に連れてきてしまうというのは、全面親権者じゃないですね。すると、夫側からすると、子の福祉に反することをしているじゃないかとなるんです。あの女は子育てする資格なんかはないのに、一方的に女の言い分を聞いてかくまうとはけしからん、児童福祉法違反であると訴えられることもありますし、親権者としてのおれの立場はどうなるのかということをよく言われます。そういう意味で、やはり暴力をふるった加害者の側をどう見るのか、そのあたりが今はあいまいになっています。

【松田】 小宮さん、何かありますか。

【小宮】 親権というと、僕もかなりしんどい思いをしたことがあります。私は11月20日に施行される児童虐待防止法の成立過程をずっと1年ほど追いかけて、国会に通い詰めていたものですから、あの裏側で見ていた中で、実はいろんな制約がたくさんあって、個人的には今度の新しい法律ができたことの意味はとても大きいと思います。しかし、実際の子どもの窮状なり、家族全体をケアしていく点から見ると、私は個人的には、今度の法律の採点は、100点満点から言うと35点だと思っています。

いろいろな国会議員の方とも連携をとったりしましたが、最低限、手をつけたかったのが、民法のこの親権の部分です。もう本当に最低限の最低限で、民法834条の親による子の懲戒権という項目だけは、削除もしくは改正ということをかなり与党側とも野党側とも連携してやったりもしました。ところが民法に着手するというのはたいへんなことになることらしくて、死人を出すことになるんだと言ったあるキャリアがいたんですね。民法を変えるなんていうことをやったら、おれの部下は2人過労死で死ぬと。でも、せめて懲戒権だけは何とかならないのかと思いました。一方で、子どもを虐待することはいけませんよという法律ができつつあるのに、それと真っ向から対立するのが834条だと思うんです。実際に見ていただければわかりますけれども、親には子を懲戒する権利があると書いてあるんです。その実行行為の中身として、懲戒場に入れることができる今民法は書いてあるんです。家庭の中で

お仕置き場というのを家の間取りの中に常備している家なんてあるわけがないのに、懲戒場と書いてあるんです。

ところが、それに対して、個人的には何の恨みもありませんけれども、政党の組み合わせでいうと、自民党の方や、それから自由党の方というのは、もうものすごい抵抗を示された。家族のフレームを壊すことになるという論理立てですね。それから、実際の法律の実務サイドから見ると、さっき申し上げた死人が出るぐらいたいへんなことなんだということになるんですけれども、ほとんどの全国の新聞が児童福祉法 28 条で申し立てた場合の保護中の子どもに対して、親が面接したり、あるいは手紙を出せないということで事実上の一時停止が可能になったと書いています。私はそれではだめだということを思っているんですけれども、それぐらい親権はすごく大きいというのが現状だと思います。

ただ、先ほど秋山さんも親権剥奪宣告の請求をなさるということを児童相談所として検討したとおっしゃっていました。埼玉で出すというのはかなり久し振りだと思えますけれども、私自身は剥奪ということを請求する、あるいは停止を請求するというこの意味合いとしては、3つぐらいあるのかなと思って。直接携わる方々は多分ものすごくつらいと思うんです。親子を引きさくことになるわけですから。

ただ、意味合いが3つあると言った1つは、加害者の当事者に対して、あなたは親としては値しないのだということを確認に告知する。それは司法が告知することになるわけです。日本では、親権は親の権利だと思っている人というのはかなり多いですね。司法試験の場の問題なんかを見ても、親権はあまり出てこないんですが、ただあれは、法律家の中でもまだまだ少数派の意見ではありますけれども、明確に出されているのは、親は子を安心して安全に育て上げるだけの環境を整える義務があるというのが親権の中身なんだと思います。義務と責任。子には、できれば生物学上の親に育ててもらふ権利があるという考え方が、なかなかまだ司法にも浸透はしませんけれども、その立場に援助者側のほうが立ちきかどうかです、その辺はかなり自分の立場が問われると思うんです。ですから、1つは、当事者に、あなたは責任と義務を履行するだけの形には今なっていないんだということを確認に宣告するということ。

2番目は、被害者に対して、あなたが悪いのではないのだということを確認にメッセージとして送る手続きだと

思うんです。つまり、殴られた母であったり女性であったり、あるいは虐待を受けた子どもに対してでも、君が悪いからこの事態になったのではないのだよということをきちんと司法の記録として残して担保する。後々、5年後、10年後ぐらいまで治療がかかるケースというのはあるかと思いますが、そのときに君が悪くてこうなったのではないということを確認に第三者からきちんと知らせる手続きとして、僕はこの親権の問題に関しては、援助者側のほうは腹をくくる必要があると思うんですよね。

3つ目は、その直接の加害者に対して、さっき言った家族文化の連鎖の中から断ち切ることによって、全く別な形で生きる場を保障する。将来への予防ということですね。そういう点で、私なんか言うのは簡単なんですが、実際、現場でやるのはたいへんだらうなというところは感じます。

【松田】 子どもは親の保護を必要とし、保護を受ける権利があるということを確認にすること、さらに、DV、女性や子どもに対する暴力というのは犯罪であるというこの2点をやはり啓発していく必要があると思いました。広くこの点のが理解されれば、例えば虐待防止法の不備である点も運用によって民法の改正を待つこともないという気もします。ありがとうございました。今後ともこういう啓発をぜひ広めていきたいと思います。

2000年11月18日(土) 13:30 - 16:30
気仙沼市地域交流センター・大ホール

【主催】 財団法人 女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)、気仙沼市、気仙沼市教育委員会、宮城県気仙沼地方振興センター

【後援】 総理府、仙台法務局気仙沼支局、気仙沼人権擁護委員協議会、宮城県気仙沼警察署、気仙沼地区PTA連合会、気仙沼市社会福祉協議会

プログラム

- 13時30分 **開会のあいさつ**
気仙沼市長 鈴木 昇
アジア女性基金渉外部長 叶 俊寛
- 13時40分 **DV啓発ビデオ上映**
- 13時55分 **基調報告**
【報告者】 後藤 裕（精神科医）
- 14時30分 **休憩**
- 14時40分 **パネルディスカッション**
【パネリスト】 後藤 裕（精神科医）
友田 尋子（大阪市立大学看護短期大学部助教授）
佐々木 宏司（宮城県婦人相談所次長）
【コーディネーター】 南雲 聡樹（映像プロデューサー）
- 16時00分 **参加者との質疑応答**
- 16時30分 **終了**

プロフィール

後藤 裕（ごとう ゆたか） 山形市立病院済生館神経精神科医長

宮城県精神衛生センター嘱託（酒害相談）、東北大学医学部講師を経て、平成4年より済生館神経精神科医長。東北大学で非常勤講師を兼務。PTSD（心的外傷後ストレス障害）の本人及び家族の支援や回復に携わっている。

友田 尋子（ともだ ひろこ） 大阪市立大学看護短期大学助教授

大阪市立小児保健センターで看護を実践し、その後教員職に就き、東京大学大学院研究生を経て、1997年から現職。90年に発足した児童虐待防止協会に相談員を、98年に発足した日本DV防止・情報センターの運営委員を、子どもの発達や家族問題などの研究および活動に携わっている。共著に「ドメスティック・バイオレンスへの視点」など。

佐々木 宏司（ささき こうし） 宮城県婦人相談所次長

これまで主に福祉全般の業務に携わる。社会福祉六法担当員、査察担当員を経て、現在宮城県総合福祉センターに所属する婦人相談所次長。1993年より宮城県社会福祉士会会長を務め現在に至る。社会福祉士。

南雲 聡樹（なぐも としき） 映像プロデューサー

ドメスティック・バイオレンスをはじめ、福祉や人権などに関するビデオ・テレビ番組を制作。1996年まで東京都江戸川区役所に勤務。在職時は福祉事務所のケースワーカーをはじめ、福祉・まちづくり政策の第一線で活躍。

開会あいさつ

気仙沼市長 鈴木 昇

みなさん、こんにちは。

本日は、女性のためのアジア平和国民基金との共催によりまして、このようなセミナーの開催をいたしております。前列に講師の先生、コーディネイター、パネリストの方々がおいででございますが、本当にようこそ気仙沼市においでくださいました。6万人の市民を代表いたしまして、心から皆様方を歓迎申し上げます。本当にありがとうございます。

アメリカの家庭内暴力は、年間400万件あると記録されております。その中の約20%が女性に対する虐待・暴力で、何と6時間に1人の割合で尊い命が失われているという実態が報道されておりました。それに対してアメリカ合衆国は、女性の人権を必死になって守ろうとしており、避難所が全米で約2000か所弱あるそうです。そんなことを聞くにつけ、まあそれは外国のことではないかという認識を実はしておりました。しかしそうではなくて、わが日本も相当に女性に対する暴力が進んでいるという実態が出てまいりました。

当市におきましても、市民相談窓口を設置しておりますが、昨年度の女性への暴力に関する相談は27件になっております。私共は、これは氷山の一角ではないかという認識を実はしております。アメリカの人口は2億5千万。日本の人口はその約半分ですが、日本の民間シェルターはまだ20か所にも満たないような非常に遅れている現状である、というように聞いております。

私共は、男女が共に協力し合ってお互いに助け合い、明日を見つめて希望をもって生きよう、社会の実現を目指すべきだと、深く肝に銘じております。本日のこのセミナーを契機にいたしまして「女性への暴力阻止」という宣言をいずれかの時期にしたいと考えておりますが、皆様方のご賛同もいただきたいと存じます。

本日のセミナーの成功を心から祈念申し上げ、各先生方に御礼申し上げるとともに、皆様方に感謝申し上げます。ごあいさつといたします。ありがとうございました。



DVとの関わり

今日は、ドメスティック・バイオレンス（以下 DV と略す）についてお話しさせていただきます。その前に少し、このような問題にかかわることになった経緯をお話ししたいと思います。

そもそも私は大学病院におりまして、オーソドックスな精神医学を勉強させてもらったのですが、ひょんなことからアルコール中毒の人を診ることになりました。そこで家族内の様々な力動を勉強させていただきました。

それまでは病気の人の暴力というものに遭遇することは結構ありましたが、アルコール中毒の人とかかわるようになって初めて、酒乱というもの、家の中で繰り広げられる暴力というようなものに接したのです。その時はまだ、アルコール依存症という病気の為せることというような認識にとどまっていたのです。

それが、山形に来てもう8年になるのですが、市立病院が非常に受診しやすい所ということで、様々な患者さんを診ていましたら、今日のお話の DV というような現象にかかわらざるを得なくなってしまったのです。

私の所の外来には、年間700人から800人くらいの新患の方がいらっしゃいますが、これまでざっと数えたところ、夫から暴力を受けている、あるいは自分の両親の間で DV のようなものがあって、その子ども自身が様々な心身の不調を訴えて来た、というようなケースが100例を超えています。全体の受診者数からすると非常に少ないのですけれども、おそらく病院までたどりつけた人というのは氷山の一角だと思います。多くの人は、どこへも行く当てがなく、独りで悶々としているような状態ではないかと思えます。

PTSD について

DVで何が精神科の対象になるかといいますと、PTSDという診断を下される状態です。PTSDは阪神・淡路大震災とかオウム地下鉄サリン事件などで少し有名になったのですが、Post Traumatic Stress Disorder、直訳すると心的外傷後ストレス障害となります。わかりやすくいうと、精神的ダメージの後に長期に渡って続く心身の不調のことです。かなり広い概念です。



暴力をふるっている人自身がPTSDになることはないのです。暴力をふるわれている人、あるいはその暴力が起こっている現場を目撃した人にPTSDというような状態が起こってくるわけです。先ほどのビデオにありましたように、夫から妻への暴力があったときは、妻は当然のことながらPTSDになっているわけです。それを目撃した子どももやはり同じ状態になっている。

PTSDというのは例えばどんな症状があるのかといいますと、まず3つの状態があります。ひとつは過覚醒といいまして、非常に緊張が強い状態になっている。絶えず神経が張り詰めている状態です。こういう状態では、少しの物音にもビクビクする。背後から人が寄って来たのに対して非常に驚く。いつもおどおどしている状態、これを過覚醒といいます。当然のことながら、寝つけないとかイライラするというようなことが起こってきます。

それから侵入性の症状といいまして、勝手に昔のことがよみがえってくる。例えば、どこかの場所で大声を聞くと、とたんに自分が夫にののしられていたり、殴られていたシーン、あるいはそのときの恐怖感が勝手によみがえってくる。あるいはあたかも自分がその場所にいるかのように、今まさに殴られているかのような状態になってしまったり立ちすくんでしまう、というようなことが起こる。

それから麻痺というような状態。これは感情鈍磨で、自分自身の感情が麻痺してしまっている。だから悲しみとか

恐れとかというようなものを感じなくなっている。ある意味では非常に無防備に見えたりもする。

そういうような状態が基本的な症状なのです。これら3つがほとんどいっしょになって現れ、精神科に、眠れない、憂うつだ、イライラする、集中力がなくなったというようなことで来るわけです。そのような訴えをして来た人に家族背景を聞くと、家の中での暴力が大体発見できたりするわけです。

なぜ逃げられないか

先ほどのビデオで、なぜそのような暴力を加えられもて逃げられないのかという話をしていましたけれども、ビデオに付け加えると、暴力が1回や2回ならまだ何とかなのです。しかし長い間繰り返し暴力を受けていると、降伏した状態、サレンダー(surrender)の状態になるのです。どのような状態かという、思い起こしていただきたいのは、新潟の女の子監禁事件です。長年の間、なぜあの子は逃げなかったのかというように言われるのですが、あれはとても怖くて、逃げるという意味すらもつことができなくなった状態であり、だれでもあのような状態になり得るわけです。それは、そのような恐怖に見舞われなるとなかなか理解できないことなのですが、そのような状態に彼女らが陥っている、だから逃げられないということを加える必要があると思います。

それからもうひとつ、先ほど非常にやさしいときと暴力的なときがあるというようなことが出ていましたが、暴力をふるう人というのは、やさしいときは非常に善良なのです。善良なるが故にそれなりに社会でも適応しているのです。暴力をふるってそのことを後悔している人を見捨てるというようなことが、人間的に失格なのではないか、そんな人を見捨てる私はだめなのではないかという罪悪感が手伝って、その場から離れられない。そのあたりが逃げられない背後にある心理でもあるのです。

子どもへの影響

子どもについてですが、皆さんが子どものときに両親がけんかをしていた、そういう場面を思い起こしていただくと一番わかりやすいと思います。まずおっかないです。暴力が目の前で展開されると、小さい子どもはとても恐怖におびえます。そういった暴力を防げないことに対して、非常に無力感を感じます。自分が無力であることを非常に痛感します。それから、暴力をふるう父親に対して怒りを感

じます。父親の暴力を誘発してしまった母親、その母親に対しても怒りを感じます。安心と安全の場を彼から奪ってしまった両親に対する怒りと、そこから逃れられないことに対する悲しみを感じるのです。

夜、夫婦げんかをしているとき、自分の部屋に行きます。でも全身を耳にして、両親のけんかがどうなっているか探っているのです。それで不安なまま眠るというようなことが子どもに起こるわけです。

大体親が夫婦げんかをしたとき、子どもをフォローするようなことはしないのです。夫婦同士のことで精一杯で、子どもは寝てる、と子どもに関心を向ける余裕がない。その中で育っているわけです。展開されているけんかが、けんかとはいえず、一方的な暴力のとき、このとき子どもはたとえお父さんがお母さんに暴力をふるわない日があっても、いつ始まるか、ずっと緊張しているのです。ですから、月に1度でもそのようなことがあれば、他の29日、30日はいつ起こるかという警戒の日々なのです。

結果的に、その子には危機に対して備える能力が驚くほど発達するのです。有名な人ではクリントン大統領がいます。この人のお母さんが再婚した相手というのは酒乱で、酔っぱらうとライフルを持ち出して、お母さんを狙い撃ちするのです。中学生になるかならないかのクリントンは、そのお母さんを守るべく逃げ道を手配したり、幼い弟や妹を守るべく身を挺してがんばってきた。それが、クリントン大統領の子ども時代なのです。

彼はたまたま大統領になりましたが、そこでは何が起きているかといいますと、子どもが子どもとして親から認められていない。要するに子どもが親の役をやっている。本来ならば関心を向けて、いたわってやらなければならない子どもが、子どもとして認知されていないということになっているのです。そういうのを「忘れられた子ども」、フォアゴトン・チャイルド(Forgotten Child)と呼ぶこともあります。

その忘れられた子どもは、忘れられたくてそのようなことをやっているのではなく、一生懸命この家に安全をもたらそうと思って、平和をもたらそうと思ってがんばっているのです。ですから親に心配をかけることもしない。率先して危機を回避していくというようなことをやっているのです。でも彼の中には絶えず、自分に関心を向けてほしい、という切なる願いが実はあるのです。それを抱えながら成長していくのです。

そういうようなことをずっとやり遂げるというのは、相

当意志が強くないとできません。そこまでのパワーがない場合は、小さいうちに様々な症状を起こしてきます。幼稚園とか小学校で落ち着きがない。チックや爪かみが出る。夜尿が起これるか、学校へ行けなくなるとか、不潔恐怖になってやたらに手を洗う。それから、心臓がドキドキして死んでしまうという不安発作に見舞われる。これらはすべてそれ以外の状況でも起きますが、背後にそういったDVがあるということを疑ってかかる必要があります。

DVがあると、このようなサインを出してきます。そこで見逃すと、後々たいへんなことになるわけです。そのような症状を抱えて精神科や小児科に来て、そこでDVが見つかって、第三者が家族の中に介入できていくと、その後の様々な問題を回避できる可能性が少し出てくるのです。ここでも引っかけからなかったときは、子どもがさらに大きな問題を抱えて相談機関を訪れるしかなくなってくるのです。

彼は、生きるのが難しいという非常に難しい問題を抱えて相談機関を訪れます。自分は死んでも別に構わない、全然命など惜しくない、生きるのがとってもつらいということでやって来るわけです。彼の話聞いてみると、絶えず危機を回避するように生きていますから、安心して自分の欲求とか感情を親に訴えたり表現したりということをしていないのです。それをずっと小さいうちからやっている。ですから彼は、現在ではなくちょっと先の未来を生きているのです。ちょっと先の未来を生きるときというのは、してはいけないこと、しなければならぬことで頭がいっぱいです。ですから当然のことながら、自分が何が好きで何が嫌いかということがよくわからない、というようなことが起こってくるわけです。そこから、生きるのがつらい、生きるのが非常に困難だという話になってくるのです。

さらに対人関係についてはどうか。自分を信じるためには自分が存在している意味を無条件で承認されるということが必要なのですが、うちの中がそういう状態だと親がとてに関心を向けることができない。したがって承認されるという機会を逸している可能性があるのです。承認されているということがあって初めて自分が信じられるし、社会にも出ていけるのですが、彼の場合はすべて自前でやってきている。まわりの人が自分をどう見ているか、ここでどうふるまったら受け入れられるかを考えながら生きています。ですから、絶えず人の目を気にしながら生きています。気にしながらというよりは、自分の目で周りを見ることができない。100人いたら100人の目を意識しな

がら生きている、というようなことが起こるわけです。

八方美人という言葉がありますけれども、そんな生易しいものではなくて、非常に絶望的な対人関係を結んでいるのです。本人自身がどれだけそれを自覚しているかはともかく、非常に苦しい、緊張した対人関係を結んでいるわけです。そのような世界観、対人関係をもって社会に出ているとき、何らかのきっかけで本人自身が絶望的になったり、もうこれでおれは生きていけないと思ったりするのは、当たり前過ぎることなのです。

彼らに特徴的なのは、人の目を気にすることだといいましたが、他の言い方でいうと、自分がないということです。自分が好きだとか、この人と付き合いたいとか、仲良くなりたいというのがありませんから、出会った人すべてに同一化してしまい、一心同体になってしまうのです。彼に出会った人は、非常に居心地がいいです。彼はこちら側のしてほしいこと、感じていることすべてをくみ取ってくれるからです。こんなにいっしょにいて居心地のいい人はいません。でも、それは彼に自分がないということなのです。そういうことを100人いたら100人にやるわけです。これにはたいへんなパワーが必要です。

暴力の再生

そのようにして、やっと安心できる家族というものを設けることができたとき、自分の妻を殴ってしまう人になってしまう場合があるわけです。先ほどのビデオのケースで、子どもが生まれたとたんに妻に暴力を加えるようになったという商社マンの話が出ていましたが、自分は外部の人間とは一心同体になっていて、その人にすごく尽くす。だから有能な人間とか善良な人とか、この人に相談すれば間違いないというような評価が得られたりするのですが、うちへ帰って来ると今度は自分がそれをされたい。妻にすべてをわかってもらいたい。最初は恋愛などの関係の中で自分にだけ関心が向いているような感じがして、そこで何とかその感情がごまかされているのですが、子どもが生まれる。女の人に子どもが生まれると、急に妻が母になってしまうのです。そうすると関心がすべて子どもに向きます。夫はとたんに自分から関心をなく奪われた感じがするのです。そこで見捨てられた感じ、ちょうど子どものときに味わった感じが猛烈によみがえってくるのです。そのときにいろいろな選択肢があるのですが、暴力を選択してしまう人がいるのです。暴力を選択することによって相手を支配する、相手にこちらを向かせる、無視されるよりは

憎まれたほうがいい、関心をもたれないよりはこういう形でコミュニケーションできたほうがいい、というのが深層に隠れている。ですから、場合によっては子どもに対して暴力が及ぶこともあります。

話は殴る人の方へ移りましたが、殴られる女性のことはバタード・ウーマン (Battered Woman) といいます。バタードというのは殴るということで、殴る人のことはバタラー (Batterer) といいます。殴る人というのはどういう人か。一つは、先ほど挙げたような経緯をたどってきて、非常に自尊感情が低い、つまり自分自身を愛するというようなことが非常に困難な人である場合が非常に多いのです。そのような人は人格異常だとしてしまいがちですが、人格異常と呼んでしまえば、それはラベリングしただけで何の解決にもなりません。

殴る人たちというのは、殴らない人たちとも地続きになっていて、その間はなだらかに連続しているということを認識する必要があります。殴る人の典型的なタイプは、先ほどのトライアングルにありましたように、善良さと残酷さが交代して現れる人です。先ほど言ったように、外部の人に対して非常に警戒して取り繕わざるを得ない、そういうような生き方をしてきた。だから内部の人間に対しては同じことを要求する。すべて自分の思い通りにしてほしいという気持ちを、内部の人間に対してもつというような人が、殴る人に非常に多いパターンです。

まずは安全の確保を

1回殴って、殴られた奥さんはそれでこの人とはもう終わりだと逃げて行けば、その人は反省して殴るという選択肢を選ばなくなるかもしれませんが、しかし、殴られても、女の人はその場にどまっていたり、あるいは1回実家に帰ってもまた戻って来たりする。そこで絶対殴らないという約束をとりつける。大体そういうパターンになります。何回か回数が増えると、今度は親戚を呼んだりして念書をとったりするのですが、また殴る。今度殴ったら離婚だよという念書もとる。でもまた殴る。暴力が家の中で繰り返される典型的なパターンの一つは、言葉が言葉として用を成していないということです。殴ったら離婚するというように言葉でちゃんと伝えているのに、それが実行されないのです。それは、夫婦の間で言語的なコミュニケーションがもうない、とっていいわけです。

言葉で表現したことは必ず行動で置き換えるというようにことにしない限り、そういった悪循環は止まらないの



です。そういったことを殴られている人、殴る人に教えることが大事です。教えられてもなかなかできません。幸い私の所では、生命危機的な状況まで追い詰められた人は、今のところいないのですが、骨折などはあります。そういうときに精神科の医者は、やはり精神的にダメージを受けている妻、あるいはその子どもたちの精神的なケアをすることを求められるのですが、殴る人と一緒にいる限りは精神的なケアをしようにもできないのです。

ですから今強く求めるべきなのは、殴られている人の安全を確保するということです。シェルターとか保護所とかいろいろありますが、そういった所がまだまだ世を忍んでいたり、サービスが悪かったりと、様々な問題があります。安全を確保できる、さらに経済的な問題を当座は何とかできるような支援があって初めて、精神的な援助、心理的な援助が可能になってくると思うのです。

日本はまだとてもそこまでいっていません。これまで、おそらく離婚うんぬんの訴訟のときには必ずこの問題はあったと思うのですが、われわれ精神科の医者がこんなにひどいのかということがわかったのは、つい最近のことなのです。精神科というのは、医学界の中でも極めてマイナーな科で、極めて力のないグループなので、われわれもがらばるのは大事なのですが、それ以上に、法律や行政に明るい人、それから市民の草の根運動的なパワーで、そういうようなものを確立していく必要があるのではないかと考えています。

このように言うと怒られますが、暴力にあっているお母さんは自分で選んでいる。1回目殴られたのは、それは事故だと思えます。でも2回目殴られたら、これは冷たい言い方ですが、その人が選んでいるということだから、逃げるという選択肢があるというようなことを、やはり周りの人が教えてあげる必要があるし、本人の中にそういう選択肢を作り上げてあげる必要があります。子どもには罪がな

いです。子どもがそういった親の暴力にさらされるのは、極めて理不尽なことです。ですからそういった子どもたちが自分と同じような苦痛を味わわないようにしていく努力が必要なかなと思っています。

そういう状態は、薬で治るわけではありません。われわれ精神科医にできることは、そういう苦しみをもって来た人につきあっていくことなのだと思います。それ以外に、われわれにできることはない。彼らにはものすごくたいへんな時期をくり抜けてきたパワーがあるのです。そういうのをナチュラル・ヒーリング・プロセス（Natural Healing Process）と呼んでいます。自然治癒過程というように訳すのでしょうか。ですから精神科の医者であっても、そういった相談を受けた人であっても、できることは、彼らが自然に回復していくのを邪魔しないで見ていてあげること、見守ってあげることしかないのかなと思っています。

パネルディスカッション

コーディネーター
パネリスト

南雲 聡樹（映像プロデューサー）
後藤 裕（精神科医）
友田 尋子（大阪市立看護短期大学部助教授）
佐々木宏司（宮城県婦人相談所次長）

【南雲】気仙沼の皆さん、土曜日の午後にもかかわらずたくさんお集まりいただきましてありがとうございます。

今日、このお話が終わったときに「待てよ、うちの家庭もドメスティック・バイオレンス（以下DVと略す）大丈夫かな。子どもたちは、孫たちは大丈夫かな」ということを皆さんに思っていただけかどうかが。2時間弱の中で、皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。どうぞ、よろしく願いいたします。

それでは、友田尋子さん、そして佐々木宏司さんに15分ぐらいを目安に、それぞれの立場で、本日のテーマについて感じていること、ご意見についてお伺いしたいと思います。まず友田さん、よろしく願いいたします。

【友田】はじめまして。今日は、気仙沼に來させていただきまして本当にありがとうございます。

私は以前看護婦をしていまして、その中で家族の問題に出会いました。小児看護を専門にしてきましたので、先天性の疾患、奇形、死を迎える子ども、慢性疾患の子どもたちと過ごしてきました。家族を援助する中で見えてきたことのひとつが、子どもの虐待問題と家族の問題です。

もう15年ほど子どもの虐待問題や暴力問題など、家族の問題に取り組み、気がつく、子どもの虐待とDVに携わっていました。

私のいただいたお題は、子どもの虐待を10年以上研究してきた中から見えてきたDVについてです。DVと子どもの問題がどのようにリンクしているのか、また、DVによる子どもへの影響はあるのかということが最近問われ始めてきましたので、その辺りをということです。

つい最近まで、DVは男女の問題であって子どもの問題ではないといわれてきました。アメリカでも、子どもの問題とDVの問題を関係づけた研究は始まったばかりで、見えていない部分がたくさんあります。ただ、暴力の多くは連鎖するということが認知されています。そのため、暴力のある映像や映画を幼い子どもたちに、テレビだったらアメリカではチップ(V-Chip)映画だったら年齢制限をし、



暴力シーンを見せないようにしています。DVの家庭にさらされている子どもは、映像で見るよりももっと生々しい暴力を見ているのです。映像で見る暴力が影響があるというならば、家庭の中で生々しい血のおいみですのような暴力を見続けている子どもたちに影響がないなどということは考えられない、ともう想像がつかうのです。それなのに、なぜかDVの問題は夫婦・男女の問題で、子どもには関係ないと、今なおその事実を隠蔽しているのが事実です。

フランスの思想家のルソーは『エミール』の中で、まずは腕白小僧をつくらなければ良い人間はつくれない、と述べています。つまり、生き生きとした子ども時代を過ごした者が、心ゆくまで自然の中で遊んで心身を鍛えた者が、やがて大人になって社会や文化の担い手に成長する、と言うのです。ポルトマンも『人間はどこまで動物か』の中で、人間は一年早生児、と言っています。人間というのは、動物の中で最も未熟な状態の脳で生まれて、環境と触れ合いながら発達していくと述べているのです。未熟なので環境に依存する必要が私たちにはある。だからこそ複雑な情緒とか言語が発達して、そして芸術だとか思想だとか様々なものが生まれたと思います。さまざまな環境に左右される生きものであり、暴力の影響も同様なのです。

関連性・連鎖の研究のひとつで、脳からの伝達というのがあります。アメリカのロビン・カーモースたちによって、子どもの初期の脳の発達と、のちに起こる、衝動行動や暴

力の繰り返しとの関連について報告されたものがあります。最近ではキレる子どもたちとよく言われていますが、その関連性はまだ明確にはなっていません。ロビン・カーモースらの研究で明らかになったことは、暴力犯罪に向かう遺伝子というのではないということです。そのような遺伝子を私たちはもっていないということなのです。ただ、脳の機能は経験を媒介として発達するということが明らかになったことによって、私たち人間としての最初の、つまりは2~3歳までの発達の重要な時期に、身体や情緒などに受けたほんの少しの損傷が影響するということがこの研究で明らかになりました。

その損傷が、子どもが大人になって衝動行動を生み出すのではないかということなのです。その損傷を及ぼす環境の一つに、胎内にいるときにお酒や麻薬にさらされていることがあります。このときに遺伝子に何らかの障害を起こし、その影響で胎児の遺伝子組織が何らかの変化を起こし、それがその子どもが成長したときに暴力的になってしまうようなダメージを与えるのではないかということです。

損傷を及ぼす環境で妊娠している母親が暴力を受け続けることのストレスもあります。半世紀前の医学研究で明らかになったものがあるのですが、夫からつきまとわれている母親とそのおなかの中にある胎児の振動と呼吸の動きを測定したところ、おなかの中にある胎児が母親とまったく同様な状態で動揺していた。つまり母親のストレスがそのまま胎児に影響を与えているということなのです。そのストレスというのは、この研究では母親が夫からつきまとわれたことの恐怖ですが、家の中でももしも妊娠中に母親が夫から暴力を受けていた場合は、胎児にとっては同じストレスだと考えたらよいと思います。

胎内の子どもは、直接暴力は受けていなくとも、母親の影響をそのまま受けているということです。そしてアメリカのロビン・カーモースらは、それが子どもの脳に損傷を及ぼす影響のひとつなのだと言っています。つまり、胎内で作られるホルモンが胎児の大脳側頭葉の内側にある部分にマイナスの作用をし、その後の子どものストレス反応に影響を及ぼすのではないかと考えているのです。

その後、ストレスを受けた子どもとそうでない子どもとの比較の研究をしたところ、胎内で母親のストレスを受け続けてきた子どもは、将来犯罪を犯す人が、優位に高かったということが明らかになってきました。脳の損傷というのは、そう大きなものではなくて、微細損傷であっても、

脳の発達を阻害し、多動、衝動性、注意欠損などの神経精神病的な障害を起こすといわれています。それらは成長するに従って学習に集中できなくなったり、基本的な対人関係がとれなかったり、または不足したり、暴力の伝染的な広がりを見せるのではないだろうか、ということがこの脳の研究から明らかになってきています。

これは胎内にいるときだけで、出生後もまた同様なことがいえます。夫から暴力を受けてストレスの高い状態の母親の、暗い気持ちとか緊張した声のトーンというのは、そのまま子どもに受け継がれていきます。それは乳幼児であればあるほどその影響は強く、測り知れません。さらにその子ども自身が同様に虐待を受けたり、ネグレクト(育児放棄)という放置されたりした場合は、それ以上の損傷を受けたことになり、衝動の抑制、現実への対応をつかさどる部分の損なわれ方はひどく、共感力、他人への行動や意図を正確に解釈する能力に障害を受けやすくなるのです。

脳に損傷を受けて、その損傷のために暴力を繰り返してしまうということが明らかになったと同時に、もうひとつ明らかになったのは、社会化です。アメリカの心理学者で、DVの研究の先駆的な役割を担ったといわれているレノア・E・ウォーカーの『バタード・ウーマン(虐待される妻たち)』という本がありますが、その中でレノア・E・ウォーカーが述べているのは、父親の暴力を目撃したり、または自分自身が暴力をふるわれた経験のある子どもは、大人になったときにDVの加害者になる傾向が高いということです。父親が、女性や子どもの人権を軽視するような考えをもってそれを家族に押し付けている場合も、同じようにその子どもたちはDVの加害者になる傾向が高いということを示しています。

つまり、子どもは社会化の過程で性役割を学習することに関係するということです。それを学習することによって、成人した後に暴力を加えることを良いことまたは悪いことではない、と学ぶということなのです。性差別する大人の態度から、男の子は女の子よりも強く、そして男の子には最上のもので与えられるべきであるということ、毎日暴力をし続けている家庭の中で育った子どもは学んでいくのです。

私たち人間の社会は、次の世代に価値ある文化を伝えながら発展していきます。そして習慣や文化、伝統、技術など、世代から世代へと受け継がれて伝承されていく。同様に情緒の世界も、家庭というひとつの環境の中で、親を介して子どもたちに伝達されていきます。

ヒッチコックは、社会的学習という視点から、世代間で身体的暴力は受け継がれていくのだと言っています。文化の伝達として親から受け継がれた行動パターン等を模倣する。つまり父親が暴力をふるう。母親が暴力を受けて何も逆らえない状態というのを何度も何度も見続けることによって、その行動パターンを子どもは模倣するということです。家族以外の対人関係にもその方法を繰り返し、暴力の行為を自分の中に取り込んでいく、自我へと形成していくわけです。子どもは暴力的な行動と人間関係を学習し、暴力を自己の一部として形成していくということがいわれています。このように親自身の受けた子育て体験が子育てに影響し、子どもに影響を与えるのです。愛着理論で有名なボウルビーの研究では、厳しく育てられたりまたは放置したような、突き放すような子育てをされた子どもたちは、大人になったときに子どもを厳しくしかったりまたは突き放したり、虐待をするような子育てをしてしまうことを明らかにしています。これは愛着パターンの世代間伝達といわれ、この伝達は3歳までの乳幼児期までに伝えられるとしています。

子どもの虐待研究者の第一人者、ケンブ博士は、子どもの虐待(Child Abuse:チャイルド・アブユース)という言葉で医学用語として定着させた人です。1961年に叩打される症候群(The battered child syndrome:ザ・バタード・チャイルド・シンドローム)に関する研究報告を全米小児科学会で行い、その中で、虐待の連鎖(Cycle of Abuse:サイクル・オブ・アブユース)を医学的・疫学的所見から明らかにしています。

30~50%、3人に1人または2人に1人が虐待を繰り返す、他の研究では、80%とも90%ともいわれています。ただ、虐待を受けた人は虐待を繰り返すということも事実ならば、その半数の人は虐待を受けたにもかかわらず虐待をしないことも事実です。その人の生き方に何らかの別の影響があって、その人は虐待を繰り返さなかったのではないかと思います。

その人たちがどのように生き延び、そしてどのような人生を生きてきたのかということ、その人たちから学ぶことで、私たちは虐待を繰り返さないためにどうしたらいいのかということを考えているわけです。脳が微細損傷を受けたからといって、すべての人が暴力的な成人になるかというと、そうではない。暴力の行動パターンが刷り込まれ、社会や家庭の規範を受け継ぎますが、しかしそうではないものも受け継がれていく。暴力的なものが伝承されて

いきながらも、とどまることもあり得るということです。

環境のさまざまな出来事などが複雑にからみあって、その人なりとして行動が暴力的になるのではないかと。つまり、微細損傷のような内的な要因もあるのだろうが、環境の改善が暴力の伝承を食い止めることも可能といえます。例えば、暴力的な家族から早期に援助されて児童相談所や里親によって、きちんとした愛情をかけられ、暴力でない関係づくりの行動モデルが示され、その子どもが自己の発達に取り組んだときに、暴力的な人格を形成しないのではないかとということが考えられます。

暴力的なパーソナリティを形成するには、内的な問題だけでも環境だけでもなく、それらが複雑に絡んだときに、暴力構造にはまっていくのです。しかし、暴力を受けた人というのは、後藤さんが言われたように相手に合わせていく人ですから、似た者同士が会ってしまうわけです。そしてそのパートナーとの関係の中で暴力的な素地を作ってしまうといわれていますので、そんなに簡単に鎖は切れないということも確かなのだらうと思います。

他に、もうひとつ暴力の連鎖に関して、ケステインバーグらの、ナチスのユダヤ人迫害を逃れて生き延びた人たちの研究があります。ナチスのユダヤ人の迫害を逃れて生き延びてきた人々の子どもたちや孫たちは、実際にはナチスのユダヤ人迫害の経験はないわけです。経験していないはずの人たちが様々な心理的な障害をもっていることを明らかにしました。

これが葛藤の世代間・伝達です。子どもに虐待を体験したり、またナチスのユダヤ人迫害という危機状態を体験し続けた家族の葛藤の中で暮らしてきた子どもの多くは、大人になって自分の子どもにも葛藤の伝達をします。自分自身が受けた心の傷や親子関係の葛藤がだれにも理解されないまま、心に深く抑圧し続けるとき、何気ない瞬間に思わず、無意識に子どもに伝わるのです。そして外傷体験を受けていないはずの子どもがまるでそれを受けたかのように、親の体験に似た無力感や怒り、絶望にさいなまれるのということです。

私は、「子どもの虐待ホットライン」で電話相談を長くしてきました。その中で、自分は虐待の体験をしていないのに無力的な状態になっていて、母親の憂うつなため息にすぐく緊張してきたと相談される方がおられます。それがこの葛藤の世代間伝達ということで語れるのかなと私は思います。

DV の家庭で、暴力を次世代へ伝達する環境となるとい

えます。いくつかの調査から、DV 家庭の 50~70%は、夫は子どもにも暴力をしているということが明らかになっています。目撃も子どもの虐待の定義に加えれば、ほとんどの子どもが虐待されているといえます。夫のみならず、DV 被害者である女性が子どもに虐待をするケースもまた多いです。「子どもの虐待ホットライン」に電話するお母さんたちの多くが、子どもに虐待をしている加害者なのだけれども、その人の話を聞いていくと、実は夫から暴力を受けている被害者だったというケースが数多くあるのです。苦しみながらも子どもに虐待をしてしまう、強いストレスを抱えた状態にあるということがよくわかります。

ですから DV というのは、男女の間に起こる男女だけの問題ではないことを強調したい。DV の問題は、広義には、子どもの虐待の問題です。そして次世代に暴力が受け継がれる我々の問題ではないでしょうか。

【南雲】ありがとうございました。友田さんには後ほど、またいろいろと語っていただきます。それでは佐々木さん、よろしくをお願いします。

【佐々木】婦人相談所の佐々木宏司です。どうぞよろしくをお願いします。

話を始める前に、皆さん、婦人相談所というのを知っているかどうか。県税事務所とか土木事務所とか保健所とか福祉事務所、これはたぶん皆さんご存知ではないかと思いますが、婦人相談所を知っていた方、手を挙げてみてくれませんか。

はい、どうも。10 人くらいです。市長さんと助役さんは知っておられましたので安心しました。(笑)

このように、婦人相談所はまだ名前が売れていないというか、知られていないのです。それは実際、県の職員の間でもまったくその通りですので、別に驚くことではないのです。もともと婦人相談所は、売春防止法という法律によってできて、売春をする婦人の方々を保護・更生するところだったのです。それが昭和 30 年代、40 年代まででしょうか。50 年代、60 年代になってから、普通の婦人の方々の相談も引き受けるようになったということで、売春関係は、今は大体相談件数の約 1 割ほどになりました。皆さんご存知の通り、援助交際とかテレフォンクラブ、デートクラブ、ソープランドといった風俗関係、性的な買売春の問題はずっと残っていると思っています。売春の相談にももちろん応じているわけですがけれども、それ以上に一般の女性の方々からの相談を引き受けるようになりました。

ここに「相談所のしおり」をもって来ました。この中で婦人相談所の定義としては、女性の抱える様々な相談に応じる県の機関、ということになっています。「たとえばこんなとき」というところで「DV で悩んでいるとき」というように、トップに DV の問題を入れております。婦人相談所では、電話で受ける電話相談、相談所に来てもらって面接する面接相談、それからこれが一番本命なのですが、駆け込み寺的な一時保護機能、この 3 つをやっています。このように婦人相談所は 3 つのことをやっているのですが、最近はずごく件数が伸びています。これはまさに、DV という言葉が追い風になっているという感じで、全国的な現象です。宮城県だけではなく、全国のいわゆる公的な売春防止法によって設置された婦人相談所は、DV を中心とした女性の相談する場になっています。

宮城県における一時保護の保護件数は、平成 7 年は 25 件でした。平成 8 年は 24 件。昭和 30 年代からずっと一時保護をしているわけですが、最初の年は売春防止法関係で 50 件くらいあったのですが、平成になってからは大体年間 20 件くらいの一時保護をしていました。それが平成 9 年、ちょうどたまたま私が福祉事務所から婦人相談所へ変わった年なのですが、ここから一気に 40 件、平成 10 年には 48 件、平成 11 年には 71 件というように、一時保護件数は平成 7 年から比べると大体 2.5 倍になっています。

一時保護所は婦人相談所の近くにあるのですが、一応シェルターということで公開はしておりません。場所はここにありますが皆さんに教えられないのです。婦人相談所の場所は公開しているのですが、夫のほうから追いかけて来ることが相当あり、そういうことから守るために場所を教えていないのです。一時保護になるケースは、DV だけではありません。例えば、生活に困ってどこにも行くところがない、アパートを出されてしまったという方々やホームレスのような方々、それから 50 歳、60 歳で子どもからの暴力のために行くところがなくなったという方の相談も受けています。このように一時保護の中身も多様になってきているのですが、今日はその中のひとつの事例を皆様にご紹介したいと思います。

K 子さんの事例ですが、これは実際の事例そのままではなくて、いろいろ脚色して特定されないように加えております。ですが、基本的にはこういうケースです。K 子さんは、29 歳で子どもが 2 人いて、夫が 32 歳です。結婚したのが結構早く、高校卒業してまもなくです。高校時代の友達の知り合いで結婚しました。

この夫は結婚した当時から暴力的なこと、例えば言葉の暴力とか小突いたりするようなことがあったようなのです。22歳～23歳のころからお酒も結構飲むということで、最初から非常に不安なスタートだったわけです。それでも妊娠して子どもが生まれれば何とかなるのではないかとというような期待をかけたのですが、ところが、先ほども友田さんのお話にあったように、妊娠中におなかをけるなど、大の大人が、自分の夫婦関係よりも子どもに対してやきもちを焼くというか、つまり妻を子どもに取られるという感覚、嫉妬というのでしょうか、これは暴力をされる方はいろいろな形で出てくるのですが、この事例の人はそういうことでした。

長男が生まれても暴力はなおらなかつたということで、離婚を考えたそうです。そのとき親戚や親兄弟もある程度いたのですが相談する相手もいなくて、周りの人たちが「もう少し我慢したら」と言うので我慢したのです。後で、そのとき離婚していればという話も少し出ました。それから長女が生まれてきました。長女が生まれれば何とかまだ良くなるのではないかと期待をかけます。それでもだめだったということです。

この夫は、仕事を転々としてなかなか長続きしなかつた。生活はほとんどK子さんの収入で成り立っていたわけです。ただこの夫も、暴力もふるうのですがすごくやさしいところもあって、子どもを育てたり、買い物につきあったりするときもあるわけです。しかし、とうとう暴力がひどくなったということで市の保健婦さん、そして福祉事務所の方のアドバイスによって婦人相談所に相談に来て、一時保護をました。

その中で私たちにわかったことは、K子さん自身のお父さんお母さんの仲が悪くて、お父さんはおとなしくてあまり仕事をしなかつた。そして早くに亡くなっています。お父さんが早くに亡くなってお母さんに育てられたという感じなのですが、お母さんにはお父さんの他に親しい男性がいたということです。そういうことでK子さんとお母さんとの仲も当然ギクシャクしていたのです。

それから夫のほうは、子どもに養子縁組で養子になってきたという経緯があったのです。養子になってきたわけですから、そのうちの実子とのいろいろ摩擦があるし、なぜ養子になって育てられたのかということも夫にとって問題になっていたと思うのです。それが周りからはっきりさせられないままに育ててきて、うまく成長できなかったという夫の成育歴そのものも、悲惨というかある意味

ではかわいそうなことだということです。

そういう問題のある2人が結ばれるというケースはすごく多いのです。暴力をふるう夫で成育歴に問題のあった人、その人を好きになる女性側も同じように問題を抱えている、その2人がペアになる確率が結構高いです。先ほど友田さんの方から詳しくお話があったと思うのですが、具体的な事例の中でも、生き方がたいへんだった人たちだということがあるのです。

私たちはK子さんといろいろ相談をして、離婚をどうするのかということや、その後どういうふうに住んでいくのか、ということで民間アパートを借りるための母子世帯への貸付金を借りるのにはどうすればいいのかとか、K子さんの働きが安定するまで生活保護をもらったかどうか、そういうことをいろいろ考えて民間のアパートへ移ってもらったのです。それでよかったなと思っていたら、3か月すると前の夫とまた一緒に生活していたということがわかりました。これは非常にびっくりしたのですが、残念ながらよくあることなのです。私たちとしては残念なのですが、深い問題がK子さんと夫との間にあって夫と同居した。ところが、それから2、3か月も過ぎないうちにまた同じような暴力が繰り返された。そういうことでまた、一時保護所へ来ました。これで2回来たことになります。そこで同じようにいろいろ話し合っ、今度こそ絶対に夫と連絡取れない所で独立しましょうということで、宮城県から他の県へ行って、それから5か月。向こうの県の婦人相談所や福祉事務所の援助をもらいながら、順調に生活をしています。

このK子さんの事例は、保健婦さんとか福祉事務所などの関係機関、それからアパートの関係者などのいろいろな協力があって、結果的に今のところうまくいったなと思います。ただ、これで本当に自立生活しているかどうかは、後やはり2～3年くらいは経過を見てからになるのかなということです。大体のケースで、また元に戻ったりすることがあります。

今のは一時保護の一つの事例なのですが、最近の事例としては10代の人から60代、70代まで幅広いです。統計的には20代、30代の方が相談ケースも一時保護のケースも一番多いのですが、50代、60代の方々もすごく多くなっています。例えばこちら気仙沼の関係でいえば、船乗りの方々の奥さんからの相談などもあります。やはり船乗りの方は、結局単身赴任したような形でほとんど別居というか、家事も子どもの育児も全然別の生活をしているわけで

す。その中で男性の考え方もいろいろあるでしょうが、たまに帰って来て、お酒を飲まなくてもちょっとしたことで暴力に走るというような船乗りの方のケースも少しずつ相談にのっています。

今まで相談そのものをなかなかしづらかったのが、やはり DV という言葉と共にどんどん増えてきているのではないかと思っています。どうぞ皆さんも何かあれば相談所に電話していただければと思っております。

【南雲】ありがとうございます。

ここで皆さんに私のほうから少しお尋ねをしたいのですが、ドメスティック・バイオレンス（以下 DV と略す）という言葉について、今日ここに来て初めて聞いた、初めてわかったという方、正直にちょっと手を挙げていただけますか。

なるほど、ありがとうございます。

言葉の定義だけ少し言わせてください。DV とどうして横文字を使うのか。直訳すると「家庭内暴力」となるそうなのです。家庭内暴力となると、例のちょっと前にはやった金属バットで子どもがお母さんを殴ってしまう、お父さんを殴ってしまう、あの事件と連動してしまうので、日本の場合については特にこの家庭内暴力と区別して、広い意味では虐待という言葉と一緒に言葉になってくるのですが、あえてこの横文字の DV という言葉を使っているということをご理解いただきたいのです。

【友田】追加です。DV の支援のはじまりは、アメリカの 70 年代の女性運動家たちによるもので、レイプや女性が受ける暴力被害の支援活動をする中で、DV 被害を受けた女性たちへの救済としてのシェルター活動だといわれています。ドメスティックとは家庭内、親しき関係、密な関係、内なる関係などと訳せます。そして、DV の定義は、一般的には男性から女性への暴力とし、男性が女性に対して暴力を用いて権力や支配力を行使することが多く、女性が被害者になる場合のことで定義づけられています。家族内の暴力を、ファミリー・バイオレンス(Family Violence)と表現し、チャイルド・アブユース(Child Abuse)や DV、そして、老人虐待、障害者虐待も含めています。

【南雲】はい、ありがとうございます。チャイルド・アブユースという言葉が出てきましたが、いわゆる子どもへの虐待、児童虐待と言われているものです。

そこで、先ほど佐々木さんの話の K 子さんの例で、K 子さんがまた夫のところに戻ってしまって、というところで皆さんがうなずきました。たぶんたくさんそのようなことを見ていらっしゃる、また相談にのっていらっしゃるでしょう。今日は民生委員さんや人権擁護委員さんもいらっしゃると思うのですが、あるあるというような言葉が聞こえてきそうでした。

役所の方が DV に対して理解がなく、言葉も事例も率直に言うとうわらないため、相談に行ったときに「あんた逃げればいいじゃない、あんた離婚すればいいじゃない」と言われて傷ついてしまうというケースをとともよく聞くのですが、このことに対して、佐々木さん、一般的な役所の方の対応のまずさについて少しお話いただけますか。

【佐々木】私は 4 年目なので、やっとうこういう言葉に慣れてきて対応しているわけですが、確かにいわれてみれば、相談されていることに対して、「それはあなたががんばったらいいの」と言うことはやはりあります。よく最近聞くのは、警察の窓口などに最初に相談に行ったときに、窓口の方に「もう少しあなたががんばればいい」というようなことを言われたとか、家庭裁判所の調停委員の方から言われたということです。それからわれわれ行政です。福祉事務所やケースワーカーの方が簡単に「がんばればいいの」とか「がまんしたらいいの」と言って、暴力を受けた苦しみや悩みをとらえなかったというのは、たぶんあちこちでいっぱいあったのではないかとと思っています。今もあるかもしれません。ですから私たちから直していかなければならないということにも感じています。

【南雲】別に佐々木さんのところがそうだというのではないのですが、今日は役所の方も来ていらっしゃると思いますので、そういったところの理解がないと、もう二度と相談なんかに行かない、家庭の中に閉じこもってしまう、孤立してしまうというようなことを思いました。

そこでもう一度友田さんに伺いたいのですが、虐待と DV、それは話の中では一緒だということになります。ただしよく世間で言われるのは、おれが女房を殴るのはしつげなのだ、ということです。それから父親あるいは母親が、子どもに対して殴ったり手をたたいたりおしりをたたいたりするのを、これはしつげなのだというように言います。このことに対して、友田さんは、そうなのかそうでないのか、どういうふうにお考えですか。



【友田】しつけではないです。子どもの虐待の場合もよく議論されますが、しつけなのか虐待なのかの境界線が難しいということです。虐待でないとするれば、しつけで子どもをたたいてはいけないのかということになるのです。そうではないですが、しかし、相手を思って相手に何かを注意したいとき、たたく必要はなくなるのです。相手に社会のルールや危険を教えるとき、たたかなくてはいけないことがありますか。言葉がある、説明することができる、たたかなくても相手に伝えることはできます。自分より立場が上の人や強い人に対して、「それやっちゃいけないでしょ！」とたたきますか。たたかないですね。

それが自分が支配できると思った人に対しては、たたいてしまう。その怒りの感情の表れ方の問題だと思うのです。本当に危ないとき、例えば、目の前に車がやってきて「あぶないっ」とつきとばしたり、たたいてしまうのとは違うと思うのです。ミルクをこぼした、「ほらミルクがこぼれて汚いでしょ」と言いながら拭くことを教えることができます。こぼしたことでたたく必要はないのです。しかし、それをしつけという名目で、たたいた事実を自分の中でしつけと納得しようとしているだけなのです。「子どもの虐待ホットライン」の相談に、子どもが自分の顔をジーンと見た、それがすごく挑戦的に感じた、イライラしてきた、泣いて「ごめんなさいお母さん」と言えば許したのに、言わなかったから許せなかった、だから、しつけとしてたたいたという内容が赤裸々に語られています。

ゆっくりとそのときの状況、子どもとの関係を見つめていくと、そこに発生した自分の感情は、ある意味で怒りの爆発でしかなかったということに気づいていけます。そ

れは、男の人が女の人に暴力をふるうときと似ているのではないのでしょうか。

【南雲】ありがとうございます。

先ほど、友田さんのお話に、おなかの中に子どもがいるときにいわゆるDVを受けると、産まれてくる乳幼児にも影響するということがありました。そこで後藤さん、よく、0歳、1歳、2歳の子どもはまだ言葉がわからないから、そこでDVがあっても、夫婦げんかも不安定ということで該当するかもしれない、別に大丈夫ではないかといわれるのですが、こういう意見に対して後藤さんはどのようにお考えになりますか。

【後藤】言葉が発達する前の子どもこそ、自分の感受性を全開にして周囲の状況を把握しようとしているのです。例えばおっぱいが欲しいときに泣く。そのときお母さんがすぐおっぱいをあげる。もしもそのお母さんが気づかないときには、子どものほうがタイミングをずらしてくれるというか、お母さんに合わせるというか、そのようなことを子どもはちゃんとやっているのです。自分自身の言葉がほとんどないですから、もちろん意識もありませんけれども、周りでどんなことが起こっているかを鋭く感じているのです。ですからそこで怒りの感情とか恨みの感情がその空間を占めているとき、子どもはいち早く反応する。感情というのは、皆さんおわかりのように、必ず相手の共感を求めているというか、相手を揺さぶっているのです。

まだ実証されていないのですが、例えば魚。魚が群れて泳いでいるとき、そのうちの1匹が方向を変えると、たちどころに他の魚も方向を変えます。どうしてあれができるのか、だれもわかっていません。しかしあれと同じようなことというのは、ごく普通にわれわれもやっているのです。ある人が怒りを感じたときに、それが周りに伝わっていく。それはもう動物に先天的に備わっているものです。ですから子どももその場で起こっている状況、感情、雰囲気、それを全身で受け止めているわけです。危機的な状況であれば、鋭く子どもは反応しているし、そのときに体の中の内分泌の変化も当然起こっていると考えられます。

お母さんが悲しいとか、あるいはドキドキしているというときは体全体がアドレナージックになっています。要するにノルアドレナリンという、けんかしたり逃げたりするときに出てくるホルモンがあるのですが、それが体中をめぐるって、当然胎児にも影響を与えるわけです。胎児の脳の

大脳辺縁系という、脳の奥のほうに感情や記憶をつかさどる場所があるのですけれども、そこに影響を与えるのです。

子どもというのは、大脳辺縁系の中のそういう感情をつかさどる場所が非常に慈しまれて育てば、順調に育つ。そうでないときはそこに相当なダメージを受けたり、あるいは場合によっては、萎縮するというようなことがある。出生後もそういうような状況になれば、同じようなホルモンの変化が起こり、当然脳に影響を与えていくということです。ですから、言語が出てくる前こそ、とくに3歳とか2歳、あるいは7歳以前というのは非常に重要な時期であると考えています。

【南雲】ありがとうございます。

佐々木さん、DVで女性が殴られて婦人相談所に入ってくる。子どもがいる場合については当然、お子さんも一緒に入ってくることもあります。そのときにお母さんが子どもに対して暴力をふるっている、つまりこの場合でいうと虐待という言葉を使ったほうが適当なのかもしれませんが、こういったことが見受けられる場合というのはありますか。またあるのであれば、その背景などをお聞きしたいのですが。

【佐々木】子どものタイプというのはかなり複雑です。非常に人なつこいとか、逆に機嫌をとるとか。親や大人の顔、表情を見て、言い寄ってきたりします。それから、全然無関心で静かにおとなしくしている子。後はうんと騒いだり乱暴な子がいます。最近入って来た子どもも、今6歳くらいで「てめえ、ぶっ殺すぞ」と言うのです。それは自分のお父さんの言葉をまねて言っているのだと思います。

お母さんが子どもの面倒を見ない人もいます。ネグレクト（育児放棄）です。それはもちろん虐待だと思います。そうするとおかしなことに、他にもお母さんが入っているのです。そのお母さんがせつせと世話をしているということがあります。そういうことはなるべくしないようにしますが、実際は、そういうケースも見受けられます。

あと、パーセント的には少ないと思いますが、実際陰で殴っているということも聞いております。もちろんわれわれが見ているから、していないのかもしれないです。子どももわれわれがいるときはすごくまじめな顔をしていますが、家族だけになるといろいろ摩擦があるというケースもたくさんあるようです。



【南雲】先ほど冒頭で、暴力が、DVが連鎖をしてしまうという表現がありました。友田さんには特にそのことを中心にお話をいただいたのですが、後藤さん、連鎖するということの事例などはありますか。

【後藤】連鎖していくケースというのは、本当に枚挙にいとまがないくらいです。また一方で、続いていかないというような人もちゃんといます。つながっていく人の場合、来た人は拒まないで大体診察するというようにしています。それで相性が合わなければ追わないというようにしています。

さっき挙げましたけれども不安発作という、心臓がドキドキして呼吸がしにくい、空気が吸えない感じで死ぬのではないか、ということで病院にやって来た青年がいました。診察室に入る前の待合室で待っている段階で具合が悪くなっていて、全身がしびれ、顔面蒼白になって、手が硬直している状態。その人には何を言ってもとてもその状態を回避できませんので、注射をするのです。点滴をするのですが、今度は点滴が怖いと言いつつです。ルートを取っているのですが、「管から空気が入ってくるのではないかと、看護婦さん、空気が血管から入ってくる。怖い怖い」と騒いで、パニックになるのです。薬は非常によく効いて嘘のようによくなりましたが。

その彼は20代の男性でしたが、中学生のころからそういうことをたびたび起こしていました。ずっと話を聞いていきますと、お父さんがとにかく大酒飲みで話にならない。おじいちゃんおばあちゃんがいるのですが、お父さんが酔っぱらうとお母さんを何やかやと責め立てる。お母さんは仕事をしているのですが、うちに帰りたくない。その青年が小さいとき、何か失敗をしてくると、とにかくお母さんがものすごい形相でにらみつけて、あるいはぶん殴るというようなことをしていた。お父さんに追い詰められたお母

さんは家にいるのがつらくて、家の中で子どもが何か失敗をしでかすとおじいちゃんおばあちゃんの目があってまた居づらくなって、それで弱い子どもに自分の憂さを晴らすというようなことをずっとやってきたのです。

もう少し話を聞いていくと、実はおじいちゃんも親父さんに劣らず大酒飲みで、お父さんお母さんが仕事で家にいない昼間から飲んでる。そしてある量を超えると、うちにおいてある日本刀をもってきて、ばあちゃんを追い掛け回すというのです。それでその子は必死でおじいちゃんとおばあちゃんの間立って、暴力を回避しようと努力する。そのようなことをやっているとつらさははらしているの、例えば小学校で与えられた宿題なんかをやる暇がない。そのことをお母さんにとがめられて、怒られてぶん殴られる。お前なんか本当に役立たずのどうしようもないやつだから、黄色い救急車であそこの脳病院へ連れて行かなければならない、と小さいころからずっと言われて育ってきた。そういう青年だったのです。

ですから暴力、恐怖、そういうものが日常的にあった。そういう青年です。おじいちゃんがそうやって暴力をふるうというのは、お父さんも子どものころ見ている。お父さんは、殴りこそしないけれどもお母さんを精神的にどんどん追い詰めていく。しかも夫婦として子どもを育てていくときに、全く役に立たない。そのお父さんは、家の中では、父親という役目を全然果たしていない。一番下のどうしようもない息子の役割しかやっていない。病院へ来た彼は、言ってみればお母さんにぶん殴られているけれども、お母さんがその家でがんばっていくための戦友みたいな状態でずっときていたのです。

彼は、非常にハンサムないい男でスポーツ万能なのです。だから女の子にもてるのです。すぐ同棲をするのですが、同棲すると大体「酒買って来い」が始まるのです。酒買って来いが始まって言うことをきかないと、殴り始める。そして女の子が、最初は一緒にいたのだけど逃げ出す。逃げ出すのだけど、ストーカー的に追いかけていく。ですから女の子は、どこへ行ったかわからないようにして逃げ出すしかなかった。それがしばらくすると、また違う女の子が現れる。今度もまた、同じことを繰り返す。

その彼の場合には、何とか暴力やアルコールがおさまり、自分の世界観、人生観をもう一回考え直して、自分がこういう状況になった必然性を自分でそれなりに納得しました。今は、直に会って謝罪はしないですけども、自分がこれまで迷惑をかけた人たちに対して謝罪しながら、一つ

ひとつ反省をしています。

しかも失ってしまった子ども時代を取り戻すために、自分の好きなこと探しをしています。さっきも言いましたが、子ども時代に子どもがやれなかった人というのは好きなものがないのです。一生懸命好きなことをやろうとする。彼らは、寂しいということが根底にあって、寂しくてしょうがないから酒を飲んだり、暴力の相手を見つけてきたりしてしまうのです。自分の好きなこと探しをすることで、何とか寂しさと向き合っていくという努力を、彼は今ががんばっているのです。

結局、おじいさんと親父とその青年と、少なくとも3代に渡ってつながっているというケースです。これはあまりにたくさんあるケースの中のひとつです。

【南雲】今日は、PTAにも後援をいただいています。年代的には自分のお子さんが、小学生や中学生、高校生という方がたくさんいると思うのですが、今社会問題化しているひきこもり、不登校、あるいは少年犯罪、殺人、自殺など、非常に心配なことがたくさんあるわけです。その問題とこのDVとの関係、あるいは虐待との関係について、何かあればお話しいただきたいのですが。

【後藤】少年犯罪に関しては、「酒鬼薔薇（サカキバラ）」から始まってバスジャック事件などがありますが、非常に不可解な事件です。ずっとさかのぼれば、あの「宮崎勉事件」もあります。あのような事件は、最初は、先天性の人格障害か、あるいは分裂病の発病前の非常に殺人衝動が強くなる状態か、本人を診ていないのでわからないのですが、そのようなものかなとしか見ることができなかったのです。

実際に、多重人格ではないのですが、自分の中にもうひとりの自分を作り上げて、そこに全部憎しみとか怒りを任せてしまって、あたかも二人の人物が自分の中にいるように会話をしたりしていくというような現象があるのです。それは従来のオーソドックスな精神医学の中では、ほとんど注目されていなかった。昔はなかったのか、あるいは注目していなかったのか、それはわからないのですけれども、そのような現象があるのです。

内側の怒りとか憎しみを託された自分というものが出てきたとき、こちらが殺されるのではないかとというくらいに恐ろしい状態になります。普段は非常におとなしくておどおどしている。ところがその自分が出てくると、ものす

ごく凶暴な暴れ方をするのです。家族は最初、その二重性というものを認めないのですが、ついに矛先が親に向くようになってやっと認めるのです。

そういう子の症状の軽いタイプというのは以前からあった。でもそこまで激しいのは、私も初めての経験でした。それと同時に宮崎勉のルポであるとか精神鑑定書とかを見ていくと、共通している陳述が随所に見られるのです。ですから極めて近い心性が共有されているということです。

育てている親自身は、子どもがそういう状況になっているということに絶対に気づいていないのです。親はこの子はいい子だと思って育てている。子どもも最初は自分はこれでいいのだと思っている。しかしそれは、さっきの感情の共感というのと同じなのですが、言葉にしないけれども伝わるといことです。先ほどの友田さんのため息をすることで子どもに伝わるとい話のように、自分では決して意識はしていないのだけれども、自分の現存在、体全体に染み付いている怒りであるとか悲しみであるとか、あるいは子どもに向けた猛烈な思いというものの、そのようなものが子どもに伝わっていく。親としては全然伝えている気はないのです。

でも子どものほうは、「ああしなさい、こうしなさい」「こうでないとお前は世間で認められないよ」とか「このうちの子としては認められないよ」というようなメッセージを、身体的交流の中で感じていくというようなことがあるのです。最初は、そのようなものに応えている。ところがどこかでそれに応えきれなくなったときに、親に対する怒りのようなものが自分の中のもうひとりの自分という形で作り上げられていって、それがあるときに爆発する。それがおそらく少年犯罪にも関係ある心性なのかなと考えています。

しかし、それは非常にまれです。私が20年近く臨床をやってきて、そういうような人に出会ったことは初めてです。それ以外のひきこもりのケースはたくさんあります。それは千差万別です。よい子の息切れのような状態や、非常にシンプルな分離不安、お母さんから離れられないというようなものから、非常に病的なものまでなだらかに移行しているのです。

ひきこもりという言葉でくくってしまっていますがけれども、そこの中には分離不安から何から様々なものが入っています。病気も入っていますしノイローゼも入っています。あと、DVが実際にあって、それに対する異議申し立

てとしてひきこもりなり不登校というようなことをやる場合があります。でもこれは彼らが意識してやっているのではなく、自分が問題行動を起こすことによって家の中で起こっているサイクルの歯止めになっているように、はたからは見えます。自分ではそういう意識は毛頭ないのですが、ひきこもりをやることによって、父親と母親の間に起こっている暴力が緩和されたり、あるいは自分に関心が向くことによって、家の中が一見停戦状態になったりというようなことが起こるのです。

DVがあつて、ひきこもりになっているのはどのくらいあるのかはわかりませんが、DVがひきこもりなり不登校なりの背景を構築したケースはたくさんあると思っています。

DVは、強い者が弱い者に有無を言わせず従わせ、支配と隷従という構造を暴力を使って強行していくというものです。支配と隷従の構造は、別に暴力を使わなくても起こるわけで、家の中をそのような構造が支配していれば、DVの結果起こってきた様々な障害と同じようなことが起こりうるということです。

【南雲】いろいろとお話を聞いてきたわけですが、ひきこもりとか不登校ということになってくると、うちの家庭は大丈夫か、孫は大丈夫かということも含めて、そんなに遠い存在の話ではないということになると思います。もっとわかりやすく考えると、ちょっとこの前までのテレビドラマ。テレビで一番わかりやすいのは「巨人の星」です。ちゃぶ台をひっくり返して「飛馬よ」とやっていましたが、星飛馬は本当に野球が好きだったのでしょか。(笑)

しかしああいう形で親がお前は野球選手になるのだ、巨人の星になるのだと言っていますが、どうして気仙沼の星ではいけなかったのかと思うのです。親がずっと同じことを言い続ければ、別に暴力ではなくても、同じような場面が少なからずあるのではないか。この間いろいろな所を取材して、また事前の後藤さんなり友田さんなり、いろいろとお話を伺う中でそのようなことを思いました。

友田さん、DVを予防する道、ここのところを気をつけてというようなことはありますか。

【友田】また難しい問題ですね。皆さんからお聞きしたほうがいろいろな方法が見つかるのではないかと、私はこのように回避したという100人の声を集めればいい方法が見つかるのではないかとと思いますが、いろいろな方法がある

と思います。

予防というよりは、暴力を受けないために逃げるのが子どもの被害を回避できることも予防のひとつでしょう。ノーという気持ちを相手にきちんと伝えることも一つです。それはアサーティブ・トレーニングとよばれるもので相手に伝えるトレーニングですが、そういうトレーニングをすることもひとつでしょう。暴力を受けたときに人に相談するなど、具体的に何か起こったときにどうするかということを理解する、方法論を知っているということも予防のひとつだと思います。

もっと広い意味で言いますと、人が生命に対して畏敬の念を抱き、生命を尊重すれば、自分の感情の爆発で簡単に相手に危害を加えたり、相手を支配するということに対して、どこかでコントロールすることができるのではないだろうかと思うのです。相手に対して畏敬する気持ちが生まれるような関係を形成することができたならば、このような構造に陥ることはないかもしれない。ひとりひとりの生命の重さを知り、慈しむためにどうするのかということをもう一度見直すことの必要性があると思います。

アメリカでは、幼稚園児へも、暴力はいけないこと、相手を尊重するにはどのようにするのか、いやだと言えらるための具体的な教育を始めています。そのような社会教育を行っていくことから暴力の防止が始まるのかなと思います。

【南雲】友田さん、もっとわかりやすくしましょう。アメリカだと殴った男性はどういう処置をされるんでしょうか。

【友田】アメリカではDVの法律があります。アメリカでは、子どもの虐待も同様ですが相手に危害を加えた場合、たった1回であっても発見された場合、または通告された場合、または訴えられた場合は、加害者は逮捕されます。首にちょっと傷がついただけでも発見されると逮捕されます。それがいいか悪いかという是非は置いておいて、彼らはDV専門の裁判所で、刑務所に行くか、それともメンズ・リソースセンターと呼ばれるところでDVトレーニングを受けるか選択させられます。多くの男性は刑務所に入ると仕事を失うため、お金を支払ってそのトレーニングを受けます。そして、1年間かけて再教育を受けるわけです。暴力とは何か、DVとは何か、また暴力を相手に向けてしまうときのその人の感情を振り返らせたり、そのときどの

ようなコミュニケーションが必要か、それをどう感じたかなど、一年後には自分の怒りのコントロール方法や暴力をしない人間へ変わるためのカウンセリングを受けるのです。

暴力の再発率は50%だと言われています。50%は多いように見えますが、逮捕者には2人の関係では暴力をしたつもりではなくても逮捕された者から、ピストルで相手を脅した者までさまざまです。つまり、誤って首に傷をつけた人は、次からはしないということなのです。規制された法律など無視するような人たちというのは、トレーニングを受けてもほとんど回復しないと言われています。アメリカでは、そういう成人にお金を費やすよりは子どもの教育に費やす方が効果的だと言われています。

【南雲】皆さん、どうもありがとうございました。

開会あいさつ

旭川市助役 藤澤貞二

皆さん、こんばんは。

最近、新聞紙上であるとか、私どもに回ってくる文書の中にも、いわゆる DV という省略した名称が出てきますが、新しいオーディオ機器の一種かと思ったくらい、DV というものについての認識が実はなかったわけでございます。

去年の9月だったでしょうか、男女共同参画審議会から答申が出され、その中にも「女性に対する暴力」についての記載がありました。男女共同参画社会の実現を阻害するような非常に大きな要因であるという記載があり、その中にはいろいろな対応策といいますが、これから取り組まなければならない施策についても触れてありました。

それから、インターネットで北海道のホームページを調べてみると、道が実施した「女性に対する暴力」の実態調査というのが出ていました。男性に対して、叩くなどの暴力を奥さんまたはパートナーにした経験がありますかという問いがあり、「ある」と答えた人が 18.8%いました。ですから6人に1人くらいの勘定になるのでしょうか、そういう経験があるということです。私はそのような経験はありませんでしたが、この中にも何人かいらっしゃるのではないかと思います。その中には、継続的に無視をする、ずっと長い間無視をされるということが1割くらいあるという結果も出ていました。

本市においても、女性団体の自主的な活動で民間シェル

ターがいち早く設置されました。昨年の10月には女性による模擬市議会があり、中でもこのDVに対する提言、質問がなされるなど、民間の活動が先行して非常に活発に行われており、心から敬意を表したいと思います。

行政としても、先般、市内の女性団体の代表の方からいろいろ申し入れを受けまして、それを13年度の予算なり事業なりに反映をさせていただこうと、13年度の予算を編成しました。今年は「全国のシェルターシンポジウム in 旭川 2001」が当地で開催されるというたいへん貴重な年ですから、私どもとしても、新年度から男女共同参画を推進する条例の制定に向けた取り組みを積極的に進めていきます。それから、いろいろな分野で女性の意見なり考え方を施策に反映していくため、行政の施策や事業に対して助言なり提言をしていただく女性の方を、市の職員とは別な立場で置いていこうという動きを進めているところでございます。

今日はアジア女性基金の皆様方のご努力によりまして、このようなシンポジウムを開催できますことをまず心からお礼を申し上げますとともに、たいへんお忙しい中、熱心にご参加をいただきました市民の方々、そして女性団体をはじめとする関係団体の皆様方に心からお礼を申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきたいと思いません。ありがとうございました。



精神科医になった理由

こんばんは。皆さん啓発ビデオはいかがだったでしょうか？

先ほどの啓発ビデオに登場したA子さんの話には、これから長い夜が来るのです。そのA子さんが、例えば役所にドメスティック・バイオレンス(以下DVと略す)相談窓口などというものができて相談に来たとします。相談に来た方に、「いいですか、DVは増えていますよ。あなただけではない。こんなに数がすごい」と数のことをいくら力説してもおそらくそのまま彼女はお帰りになるでしょうね。つまり人間というものはいくら数字を並べたてても動くことができないのです。人間が動けるときというのはその人の感情に訴えられたときです。その人の感情に添うことができないとうまくいきません。

彼女が今相談にやってきたとしたら、まず私は数字のことは言わないだろうと思います。あなたがどんな気持ちでいるのかということを知りたい、それから今はとても安全でない状況だから、とりあえず安全な場所を確保したいですかと聞くかもしれません。安全になりたいという気持ちがあるなら、そのためにはどういう方法があるのか考えていきましょうという具合に進んでいこうと思います。

さて、どうして私が精神科医になったのかという話をしたいと思います。

ある日お腹の大きな女の子がやってきました。女の子は妊娠していて、何となくわけありだったのです。10代の妊娠というのはわけが多いのですが、最初に相談にのったのは福祉事務所の相談員の人でした。何となくポツンポツンと話すので、もしかするとこれは精神科の病気があるのかなと思ったのか、相談員の方は「先生、今こういう相談がきているのだけど」と保健所の私を呼びました。生活保護の申請を受けたいと福祉事務所に来たけれど、先生にも話を聞いてもらった方がいいよと呼んでくれたのです。

ポツンポツンと話すその子のお話を聞きながら、「ところで、そのお腹の赤ちゃんのお父さんに当たる人は誰？」と聞いたのです。実はこの質問は私にとってはとても怖いものでした。頭の中に、もしかするとという思いがありまし

たが、それは大当たりでした。彼女は黙って私の目をじっと見つめながら、「殴らない？」と聞いたのです。そのとたんに私は「ああ殴られていたのだ、この子」と思って、「そんなことはしないよ」と言ったら、次は「信じてくれる？」と言うのです。「うん、あなたの言うことは信じるよ」と言ったら、その後重い口を開いて、お腹の赤ちゃんの父親に当たるのは自分の実の父親だと言いました。つまり実父からレイプをされて妊娠をしてしまったのです。どうすることもできなくて親元から命からがら逃げてきた子でした。

私はそれまで、性虐待や児童虐待など、いろいろなことを勉強していましたが、目の前に本当にそういう子が現れたということは初めてでした。どうしていいかわかりませんでした。すぐに頭の中に浮かんだのは、研修会の講師だった先生のところに頼もうということです。こういうことは専門家に任せるのが一番と思い、紹介状を書いて、パッと簡単に済めばいいと思ったのです。「でもそれはいいけれど、この子は今日どこに泊まるの？」と思い、頭の中にシェルターという文字が浮かびました。

なぜその時点で私がシェルターを知っていたかということ、実は私の勤めていたところは在日の外国人女性の相談が数多くあるところで、健康保険証をもたないで病気になってしまう方や、半ば売春を強要されて性病やエイズの心配がある方の相談を受けていました。そうするとエイズの相談だけではなく、いつの間にか逃げたいという相談になってしまうのです。保健所に逃げたいという相談をされても、単独ではうまくいきません。そこで近くに日本のシェルターがいくつかあるので、電話をかけて、「今逃げたいと言っている人が目の前にいるのだけど」などというやりとりをしました。そのように、シェルターとやりとりをすることがすでに私の仕事の中にあつたのです。

そこで、今日この子をシェルターで泊めてもらえないかなと思いました。もちろん児童相談所というも頭にありました。子どもの安全を保護するのは児童相談所という役所だから、そこにもお願いに行つたのですが、とてもたいへんなのです。下駄判を押していかなければならない。そうすると明日になってしまいそうなのです。役所は今晚泊まる場所を用意できないわけです。自分が役所に勤めて

いるのに、「どうして役所はこんなに役に立たないのだろう」と思いながらシェルターに電話をすると、どこのシェルターも「いいわよ、泊めてあげる」と言ってくれるのです。実はシェルターはボランティアが運営していて、予算的に厳しいことを私はよく知っています。しかし、「わけありでいろいろ聞けそうにもない状態なのだけれど、何も聞かずに泊めてくれる？」と言うと、「いいわよ」と言ってくれたのです。いくつかのシェルターが全部「いいわよ」と言ってくれました。紹介状を書いて専門家の意見を聞くことも大事ですが、今私が仕事をすべきだと気がつき、とても勇気がわきました。

それから端を発して弁護士さんと相談をし、東京都にある児童虐待防止団体の専門の相談員とネットワークの会議を開き、裁判をしました。そこで親権の剥奪ということをしました。つまり親子の縁を切ったのです。親戚のおじさんとおばさんがその子をひきとってくれることになり、名字を変えて新しい生活をするようになりました。そういうことを私は経験させていただきました。

この仕事をしていると、今日は家庭裁判所、明日は法律事務所という具合にあちこちに行きますから、役所のいすが温まりません。「この仕事を一人でやるのはしんどいな、でもやらなければ」と思いながら仕事をしていました。その中で、いやというほど自分の力不足を味わいました。一生懸命勉強をしても、まだ勉強が足りないと思いました。それで、もう少し心の勉強しなければと思い、役所を辞めて精神科の医者になろうと思ったのです。ですから、虐待のことがなければ私は精神科の医者にならなかつたらうと、変な話ですが虐待にとっても感謝しているのです。

自分の中の「神話」

弁護士さんと一緒に仕事をするが増えると、レイプを受けたという女性からの相談を受けるようになります。レイプを暗い夜道で見知らぬ人から受けるのではなくて、よく見知った相手からよく見知った場所で受けるのです。例えばよく見知った男性の家に遊びに行き、部屋まであがり、そこで意に沿わぬ性暴力を受けるわけです。何でそんなところに行ったのだろうとか、そんなに嫌なセックスの相手だったらとっとと別れてしまえばいいのにといいながらも、とにかくカウンセリングの原則は聞くことだと言われているため「うん、うん」と聞いているので、とても苦しいのです。

何か腑に落ちないまま聞いているのはすごく苦しかっ

たのですが、いよいよ勉強すると、実は私の中にいくつかの神話がいつの間にか作り上げられていることに気がつく。例えばレイプは暗い夜道で見知らぬ人から受けるなどというのは神話です。レイプの相談を受けるまでは、本当の実態はよく見知った相手から見知ったところで受けるのだということを勉強するまでは、「そんなことはないのだ。暗い夜道で見知らぬ男から受けるのだ」と思い込んでいました。いつの間にか私に神話が染み込んでいたのです。

実はこういうことは医学部では一つも教えてもらいません。相談のたびに、自分の中にあるいつの間にかできてしまった神話が一つずつ打ち砕かれていくような状況になりました。

そうすると自分の中に、嫌なものは嫌と言っていいのだという気持ちが生まれてきました。実は私は頼まれるとなかなか断れない性格なのです。これはとても悪い性格で、どんなに忙しくても仕事を入れてしまうのです。去年は六十回ほど講演をしましたが、病院に4日勤めていますから、一体いつ休んだのだろうと思いながら今日も旭川にいるような状況になってしまうのです。それまでどうして自分が嫌なものを嫌だと言えなかったのだろうということがだんだんわかってくるようになるし、嫌なものは嫌だと言えるようになるという自信がついてくる。そうすると自分自身に自信がついてくるのです。

女性への影響

いよいよ精神科医になりました。どういう方がいらっしゃるかというと、今子どもを虐待しているというお母さんが来ます。夫の暴力が恒常的に続いていて、もうこれは命が危ないと思ったので、シェルターに入り、そして母子寮に入っています。とても怖くて仕方がないので実名は使えません。もちろん夫は離婚に賛成してくれません。

どのくらい怖いと言えば、最初に話した子もそうでしたが、いくら逃げても親がいつ追いかけてくるかわからない、怖くて街を歩けないと言うのです。だから私は自分の名刺を渡して、「いい？あなたの父親が追いかけてきて自分を連れ戻そうとしたら、交番に逃げ込んで、この先生が全部言ってくれるからと私の名刺を出しなさい。あなたは何も話さなくてもいいから、名刺をもっていて」と言いました。そうしたら、「うん、そうする。これなら街を歩けそうかな」と言って、その後もずっと大事にもっていかれました。それくらい怖いのです。一度受けた暴力によって染み付いた怖さというのは、なかなかとれないのです。

子どもを虐待している女性の話に戻りますが、とても怖いので実名で診察を受けられないと言うのです。どうしようと思っていたら、近頃の役所は見上げたものです、なんと仮名で医療券を出しました。生活保護を受けていて、とりあえず医療を受けることに関して仮名で医療券を出してくれたので、仮名でカルテを作りました。

その方はさらに話を聞くと、彼女自身が育つ過程で竹箒の柄でずっと小突かれたり、ずいぶんひどい虐待を受けて育ったのですが、とても矛盾しているのです。自分が今育てている子どもを虐待している。子どもがちょっとした粗相をします。グラスをこぼしてテーブルを汚してしまったりする。するとそれだけで怒りがワーッと頭にのぼって、気絶するほど叩いてしまう状況になる。これはまずいと思って診療に来ているのですが、自分もそれと同じことをされながら、自分は虐待されていないかと言うのです。不思議な感じでしょう。

いろいろ聞いてみると話が食い違ってきます。カルテに書くと、あれ、前回の話と違うということになります。これは決して彼女がうそを言っているわけではなく、PTSD（心的外傷後ストレス障害）という病気の典型的な症状が出ているのです。昔の私だったら、このうそつきと思ったでしょうが、今は「うーん」と言いながら聞いています。安全を確認しながら話を聞いていますが、安全な場合であれば、年数が経てば経つほど話がまとまってきます。落ち着くのには年数がかかるのです。繰り返し、繰り返し聞いていくとだんだん話がまとまってくるのです。

話がまとまってきたところで、改めて振り返っていただきます。話しが食い違うのは、フラッシュ・バック（再体験症状）が起きているからです。家にいても、またあの夫がやってきて殴るという夢のようなものを見る。突然そういうイメージが頭に浮かんでくる。それから、今はお腹を蹴られていなくても、お腹が痛いと言います。いくらX線写真を撮っても、超音波でエコーを調べても何も異常はありません。本当に痛みまでよみがえるというフラッシュ・バックが起きる。

そして、怖いから電気を消して眠れない。母子寮の人に怒られるのだそうですが、夫の暴力から逃れるためには常に戦闘体制にいないといけないわけです。常に過覚醒です。常に緊張を強いられていますから、ちょっとしたことで爆発します。そして非常に強い不眠があって、私たちがかなり強い精神科の薬を出しても眠れないという状況が続くのです。

こういう病気を PTSD（心的外傷後ストレス障害）といいます。とてもひどい出来事があって、心に大きな傷を負ったときに起きる病気です。この病気そのものは、日本では阪神・淡路大震災やサリン事件の後にとっても有名になりましたが、最初にこのことが言われたのはベトナム戦争です。戦争帰りの兵士たちにこういった症状が見られました。平和な、戦争のないアメリカに帰ってきたのだけでも、アメリカにいてもまるで戦場にいるような光景の中に自分が置かれている。あの戦争中の恐怖を思い出すという症状が起きました。自分たちに起きている症状をいろいろ話し合っているところから、PTSD という病気の研究が進みました。

『ランボー』という映画をご存知ですか。PTSD のことを勉強するには『ランボー2』がいちばんいいと思います。その冒頭の15分を見ればPTSDは理解できます。ヘリコプターがランボーの家にやってくると、その音を聞いただけで、ベトナムの戦場にいるかのようなフラッシュ・バックが起き、家の中が反転してベトナムの戦場になります。『ランボー2』が売り出されているときには、すでにアメリカではPTSDについて一生懸命取り組まれていたのだらうということがわかります。私はこれはPTSDだと診断しながら観ていました。

PTSDに限らず、心に傷を受けるような出来事、児童虐待やDVというのは様々な病気を引き起こします。うつ病や摂食障害、また境界性人格障害といった病気も起こします。実は精神科のほとんどの病気は、心に受けた外傷体験によると思われるほどとても多いのです。今まで自分自身が行った精神科の臨床を思い起こしてみると、あの子どもこの人も暴力を受けていたという状況なのです。

何でこんなに多いのだらうと思いつつ、はっと気がついて反省をするのですが、今まで私たちは聞いてこなかったのです。医者は問診をしますが、痛いですが、どうですかという問診の中でさえも、それを認識していなかったため、あなたは今まで虐待を受けたことがあるかなどと聞いてこなかったのです。それすらも取り上げてこなかったのです。それは私たちの責任です。

子どもへの影響

直接暴力を受けなくても、見ているだけでもとても心に傷を負うこととなります。親がDVを受けている状況の中で、子どもがどうなるか、どんなふうになるか。子どもは両親は仲良くしてほしいと思います。仲良くするためには

自分がいい子でいることが一番ではないかと、子ども心に考えます。いい成績を取ろう、なるべく気を遣ってお母さんの肩を自分であげよう、お父さんの気持ちをイライラさせないようにいい子でいよう、早く寝よう、おもちゃのおねだりはやめよう。とってもいい子になるのです。そうすると自分自身の本当にあれをしたい、これをしたいという気持ち、感情を出すことがなかなかできなくなるのです。

先ほどの虐待をしているというお母さんは、「自分の子どもを愛するということがわからないのよ、先生」と言うのです。愛するとはどういうことかと聞かれてしまうのです。「今まで、シェルターなどいろいろなところで女性相談員さんやいろいろな人に会いましたが、会おう人すべてに自分のことを誉めてあげなさいと言われてきました。でも、それがよくわからないのです。自分を誉めるということがどういうことか、よくわからない」と言うのです。なぜか。彼女は自分が誉められたことがないということに気づきました。父が母を殴っている家だった。彼女は子ども心に、離婚したくても私がいるからお母さんは離婚できないのだなと思っていたそうです。「二人のことで精一杯なのだから、とても私のことなんてきっと気が回らなかったのだと思うわ」と彼女は今言うのです。

意識してかしないかで、自分とこの母とは離れていた方がいいなと彼女は思い、そして結婚した相手が、実は殴る夫だった。関係性をつくっていくことにおいて、やはり人間は学習したようにしかできません。お母さんとお父さんとの関係性、暴力という形のコミュニケーションは学んでも、それ以外のコミュニケーションを学ぶことは結局できなかった。結果として自分の夫との間は暴力というコミュニケーションで結ばれたものになってしまったわけです。

自分の子どもとの間柄も、自分は母から愛されているということがよくわからなかった。今どうやってわが子を愛すればいいのかが分からない状況なのです。避けていたお母さんのところにこの間電話をしたら、お母さんは「私はお前を愛することをしなかつたの、ごめんね」と言って、泣かれたそうです。それを聞いたときに彼女は「ああ、そうだったのだ」と思った。「でも先生、これはすごく悲しい話のはずなのだけど、泣けないのよね」と言う。失感情症、要するに感情を感じることができない状況です。「本当はすごくしんどい話だよ、先生」と言うのです。「きっとそうだね」と私はただ聞いていました。

子どもを殴ってしまうなんて、そんなにひどいことは普

通できないとみんな思うでしょう。「何であんなにひどいことをするのだ。人の悲しみや痛みが分かっていたら、そんなことをするはずはない。なんてひどい母親だ」という言い方をするのはいいですか。しかし、彼女はそれを頭ではわかっている、心ではわからないのです。彼女は、「もし悲しいという感情を自分自身が感じられるようになったら、きっとそのあまりのひどさのために子どもに手をあげることに歯止めがかかると思う」と言い出しました。つまり、彼女は今悲しみを抱える強さを持ち始めたのです。そこまでの過程が長く、子どもは児童相談所に入ったり、四苦八苦しています。その都度、児童相談所の人と電話でやりとりをしながら治療が進んでいくのです。

DV があると、コミュニケーションの手段が学べないという状況が起きます。また、いい子でいるように努めようとしますから、自分自身を抑圧します。だから必要なところで必要なだけ言うということができません。そして、虐待の場合も DV の場合も、誰かに相談することができないのです。自分の母が誰にも相談せずにじっと耐えている状況を見ているから、これは相談してはいけないことなのだ子どもは学びます。外に相談してはいけないと思うから、子ども自身も誰かに相談することができません。虐待を受けた子ども、DV を見てきた子どもが、さらに自分の子どもに対する行為の相談など、とてもできるはずがない。いつまでも「密室」が続いていくのです。「悩みを相談しても良い」ということすら思いつかないのです。

また、家の恥という考え方があるので、外に漏らしてはいけないと思込まされている。そしてこれを強く言いたいのですが、例えば民事不介入という言葉があって、少し前までは、あまり夫がひどく殴るので相談に行っても、「いやあ、夫婦げんかのことには警察は口を出さないから」と言われていました。どこに行っても家庭のことには口出ししません。学校もそうでしょう。先生がこの子は虐待を受けているのではと思っても、家庭のことにまでは入り込めませんでした。

そういう習慣があっても、もうそれから目をそらしてはいけません。なぜこんなに 17 歳のことが吹き荒れたのですか。なぜこんなことになってしまったのか。私たちが今まで家庭のことだからといってずっと臭いものに蓋をしていたつけが、今出てきているのです。もう蓋をしてはいけません。目をそらさずに、何が起きているかをまず認めることです。

2001年3月31日発行

発行者 / 財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル

本報告書の無断転載はお断りします。

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、1)元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め心からの償いを示す事業、2)国としての率直なお詫びと反省の表明、3)政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業については、一刻も早く日本の道義的責任を具体的に表したいという気持ちで進めています。

同時に、ドメスティック・バイオレンス(夫や恋人からの暴力)や人身売買など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、今日的な女性の人権の問題にかかわることによって、過去だけでなくすべての女性に対する暴力のない社会を目指して、その問題の解決のために、以下のような活動に取り組んでいます。

- 女性が現在直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発など
- 女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動

基金の事業や活動についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になれます。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル4階

TEL : 03-3583-9322/9346 FAX : 03-3583-9321/9347

Home Page : <http://www.awf.or.jp> e-mail : dignity@awf.or.jp

「認める」勇氣

病気が治るきっかけは、「すべてを認めること」が大事だと言えます。要するに、「自分には起きていない」と否認することから脱することです。最初に話した性虐待の彼女にしても、子どもを殴っているお母さんにしても、自分にこんなことが起きたなんて本当に信じられないし、なかったと言ってしまふ。裁判の最中になかったと言ったりする場合もあります。

認めるということとはとてもたいへんなことです。何が起きているのかをまず認める、見つめる、直面するということです。何が起きているかを認める勇氣を私たちは持たなければなりません。「まさかうちの子が」「まさかうちは違うわ」とか、それがもう少し広がると、「旭川ではそんなことはありません」などと言い出すのです。学校に講演会に行くと、「うちの学校はそんなことはありません」と言われることがあります。いじめもそうでしょう。セクハラもそうです。セクハラ講演会に行くと、すごくひどいことを言われます。「うちの会社はセクハラなどありません。だってセクハラするような年齢の女子社員はいないから」。それはあなたがセクハラだと言ってあげたい。だから、まず認めることがとても大事です。

どんなふうに回復していくのかを少しお話ししましょう。しんどいことを認めるまではとてもたいへんです。例えばシェルターに行けばいいなどと言いますが、シェルターに逃げ込んでくるまで、相談の窓口にたどり着くまでがどれだけたいへんか。だから、相談にたどり着いたとき、そこまで背負ってきたものがどれだけ大きいかということです。そこまであったドラマの大きさをよく考えながら話を聞かなくてはなりません。

「打ち明ける」勇氣

まず、人に何が起きているかを打ち明けるところから始まりますが、打ち明けるということとはとても怖いことです。DVがあるのは自分が悪いからではないかという罪悪感があるわけでしょう。殴られている妻は、自分が何か至らないからだと思わされてしまっている。殴られている子どもは、自分がいけない子だからだと思ってしまう。罪悪感をもっているため、もしかすると叱られてしまうかもしれないと思いながら相談に来るわけです。

そこから第一歩が始まるのですが、いろいろな人が突然現れてくるから、さらに怖いと思ってしまう。女性相談員のところに行ったら、「シェルター」という知らない

カタカナが出てくる。そこに行くと安全だと言われてもそれは無理です。そこではお金がなくても暮らしていけると突然言われても、心配して行かないのが普通だと私は思います。

離婚だということになれば、弁護士さんも登場するかもしれない。次から次へと今まで接したことがない人が現れますから、乗り越えていくことはとてもたいへんなのです。「そんなにひどい夫だったら別れればいい」と言いますが、そんなに簡単なことではありません。世代連鎖とありますが、綿々と連なってきた暴力という関係性を断ち切って、新しい人間関係をつくりあげていくということは、すごい変化をきたすことです。人間にとって「変化」はとてもたいへんなことなのです。

そのため、それはゆっくりしたペースで進むことになります。ところが私たちはゆっくりしたペースに慣れていません。ついつい先を急いでしまいがちになる。どうも先を急ぐこと、合理的に物事を考えるのがいいことだという勉強ばかりをしてきたような気がします。

「受けとめる」という作業

さらに回復していくために、その人の心の中にどんなことが起きたのかを繰り返し聞くのですが、その中で、起きた出来事と、わいてくる感情を区別するという作業が必要になってきます。私たちは訓練を受けてきているから、起きた出来事をまとめることは非常によくできます。しかし、どんな気持ち、どんな感情だったかと言われても、なかなかまとめることができません。どんな気持ちかをまとめ、それを自分で受けとめるという作業をしなければなりません。

受けとめる作業というのは、悲しい、イライラする、つらい、もう死んでしまいたいという気持ちをすべてありのままに受けとめるということです。そうすると、自分がその気持ちに耐える力ができます。感情耐性、感情に耐える力をもつことは、衝動に走ることに對する予防の要因になります。暴力で解決をすることは癖になります。酒で憂さを晴らすという話がありますが、それも癖になってしまうのです。感情に耐えることができないと嗜癖に走りやすくなります。だから、感情に耐える力を身につけることが暴力をストップさせることにつながるのです。

「聞く」という作業

感情に耐える力を身につけるには何が必要かという、

聞くことです。聞く作業というのは、実は、痛みをともなう作業です。私自身の痛みもともないます。例えば、しんどい、死んでしまいたいという言葉聞いたときに、ああ私も思春期に死んでしまいたいと思った、と思い出させられてしまうのです。でも、ふっと考えると、思春期というのは100点で越えてきたものではありません。60点で越えてきたものです。満点で越えていれば痛みなど思い出しません。60点でぎりぎり越えてきたから、そのときに越えきれなかった部分が今痛みとなってよみがえってくる。それをさらによく考えてみると、別に満点でなくても人間というのは生きていけるのです。何だ、結構生きていけるじゃないかと思うようになります。心を白くして聞くことができたときに初めて、回復していく相手、トラウマを受け、傷を受け、生き抜いてきた人たちも、ああ自分は結構生き抜いているのだなと気がつき始めます。

「出会い」と回復

そしてさらに出会いがあります。自分は一人だと思っていたのが、トラウマを受けて生き抜いている人たちとの出会いがあります。その出会いが密接なものでもなくてもいいと思えるようになります。もしかすると一生に一度しか会えないかもしれない。例えば、皆さんには一生に一度しか会えないかもしれません。しかし、旭川でこのDVのことに取り組むという第一歩を踏み出した皆さんと私は、緩やかなネットワークでつながることができると思います。私たちの豊かな想像力を働かせて、一人ひとりの力はとても小さいけれどもこういう緩やかなネットワークで結びついていることがわかったときに、それぞれの場所でそれぞれが生き抜いていけるという力が自分の中にあることに気がついたときに、回復ということが見えてきます。

とてもひどい状況を見ると、絶望してもう何もできないと思うかもしれませんが、そんなことは決してありません。私は自分の医者ポリシーとして、「現実は一厳しいけれども、きっとよくなります」と言うことにしています。希望がとても大事だからです。私は希望はあると思います。今日、この寒い旭川で、こんなにもたくさんの方がこれだけここに熱心に集まるということは、とても希望があると思います。今日ここで話すことができるとてもよかったと思っています。

パネルディスカッション

コーディネーター 松田 瑞穂（アジア女性基金業務部長）
パネリスト 吉永 陽子（精神科医）
村田 恵子（ウイメンズネット旭川代表）
高本 美明（北海道立女性相談援助センター判定課長）

【松田】最初に村田恵子さんから、シェルターについて、ウイメンズネットの活動などを含めてご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

【村田】私たちの会は1996年11月に発足しました。性による差別をなくすためのあらゆる取り組みを行うという目標を掲げており、相談業務は、その中でも女性が直面している具体的な問題に向き合っていこうということで、発足と同時に会の大きな取り組みのひとつとして始めています。会の取り組みは5年目に入ったところです。

今でも非常にはっきりと記憶しているのですが、一番最初に受けた電話が、「私、殺される」という悲鳴に似たような訴えでした。夫から包丁を突きつけられて、今ようやく寝静まったところなので家中の刃物を全部かき集めて隠したところだとおっしゃるのです。殴られて耳の鼓膜を破られたとか、階段から突き落とされて肋骨が折れたことがある、顔にあざができて外に出られないということが何度もあった、子どもが小さいときには子どもの手を引いて駅で夜を明かしたこともあるなど、30年に及ぶ結婚生活の出来事を話されたわけです。私たちはそのときにはまだシェルターをもっていませんでしたので、協力いただける場所をお伝えして、いつでもそこに飛び込むようにと話しました。結局ご本人と会うということにはなりませんでした。

この方のように、命の危険に関わる暴力に日々さらされている方がたくさんいらっしゃるということが、日を追うごとにはっきりしてきました。女性と子どものための緊急避難所である駆け込みシェルターをもたないで、電話相談は続けられない。それが、私たち電話相談にあっている者の実感でした。

98年の3月に、旭川市をはじめたくさんの方々の協力をいただいて、駆け込みシェルターの開設にこぎつきました。ドメスティック・バイオレンス（以下DVと略す）に関わる相談数は年々5割増の勢いで増えています。昨年の4月から今までで約200件。もちろん他のいろいろな相談



もきていますが、DVの相談件数は非常に増えています。

DVの問題は、以前だったら離婚相談の中に隠れていました。離婚相談を受けているときに、例えばこちらから「暴力はありませんか」と聞くと、思い出したように「あります」と答える方が多かったのです。しかしここ1、2年は、私は夫から暴力をふるわれていますとか、隣の奥さんがどうも暴力をふるわれているというように、「暴力がある」と直接相談される方が非常に増えてきています。DVについての認識がようやく広まってきたのかなと感じさせられています。

DVというのは夫の年齢、職業、社会的地位、収入とはまったく関係なく発生しています。いわゆる問題のある家庭とか、貧困の家庭で発生すると思われがちですが、特別な家庭の問題ではないということです。

ご存知のように、1995年に北京で第4回世界女性会議が開かれ、女性に対する暴力は重大な人権侵害であるとともに、男女間の不平等な関係、不平等な社会構造を背景として起きる問題であり、解決すべき最重要課題として取り上げられました。また、昨年ニューヨークで開かれた国連の女性会議では、女性に対する暴力の根絶に向けて、国内法を整備するようということが具体的な目標として盛り込まれています。日本での法整備は非常に遅れていますが、ようやく今年の1月末に開かれている通常国会に、超党派の女性議員たちの手によって、DV防止法が上程されることまでできています。私どもはこの法案成立の行方を

現在見守っています。

先ほどの吉永さんのお話にもありましたように、女性と子どもが暴力的な日常生活から抜け出してくるということは本当に容易なことではありません。今日のテーマはDVが女性や子どもたちに与える影響についてですが、私は、女性と子どもたちの再出発の場面に立ち会っていると、ところから見えてくる、女性や子どもたちが抱える困難な状況について少し話をしたいと思います。

シェルター活動というのは、結局は女性や子どもたちの再出発を難しくしている事柄や、社会的な仕組みなどを当事者とともにつづつクリアして、変えていくということに尽きるだろうと感じています。

女性が暴力から逃れることを難しくさせている要因はいくつもあります。先ほどのビデオでは、DVにはサイクルがあってハネムーン期があると説明されていましたが、ハネムーン期の夫が本来の姿という女性の願望も含めて、なかなか暴力の日常生活から抜け出られない。また夫は、お前が殴らせるのだとか、お前に問題があるのだとか、お前は何もできないというように、日々暴力をふるう理由を女性の側の問題とし続けます。そうすると、女性は自信をなくして無気力になっていきます。ある方は、日常生活にも過酷といえるほどの細かい約束事を作られて、そのうちの一つを今日はいいかと緩められたとき、なんと優しい夫なのだろうと思ったと言うのです。そういう心理状態に追い込まれていく話を本当によく聞きます。

しかし子どもが相談を受けて感じているのは、被害にあっている女性たちの多くは、友人や家族に相談をしたり、家庭裁判所をはじめとする各行政相談窓口を訪れたり、実際に別居生活に踏み出したりという形で、何らかの行動を起こしている方がけっこう多いということです。これに対して、先ほどの話にも出ましたが、夫は、逃げたら殺すという言い方や、お前の身内や友人などもひどい目にあわせてやるという形で脅すことがよくあります。離婚に際しては絶対子どもは渡さない、お金は一銭たりとも渡さないということもよく言います。お前が出ていったらおれは自殺してしまうという形の脅しの文句も言うなど、妻をつなぎとめるためのあらゆる方策を講じます。家を出た際には本当に執拗に探し回ります。

そういうわけで、当事者にとっては、何よりも安全な住まいの確保と今後の経済的な見通し、離婚に関わる手続きの問題、それから子どもの学校の問題等、解決すべき問題が山積しているわけです。差し迫って本当に必要な情報と

手立てが十分に得られない現状にまだあるといえます。

私たちのサポート活動では、まず女性と子どもたちに本当に心身ともにゆっくり休んでもらうことが第一義的な課題です。安全性に留意しながら本人の意思を尊重しつつ、その中で新たな生活に踏み出すための必要な情報提供を行い、一緒にいろいろ考えながら、具体的な準備を進めていきます。

ケースに応じて様々ですが、例えばけがをしたり体調を崩されている方には、病院を紹介したり病院に同行したりすることもあります。離婚の手続きに関しては、弁護士さんを紹介したり、調停や裁判が始まったら家庭裁判所に同行するようなことも行っています。例えば、夫が捜索願を出すなど執拗な動きをする場合は、警察との連絡、子どもさんへの虐待の問題が出てきた場合には、児童相談所と連絡をとるということも当然出てきます。生活保護をはじめとする各行政窓口、教育委員会等への同行もします。また、シェルターを出て新しい生活を始めるにあたっての住宅探しや引越し、場合によっては職探し等のお手伝いをすることもあります。

このようにサポートの内容は非常に多岐にわたります。そういう意味では、女性と子どもが安全に新たなスタートを切っていくには、こういった各関係機関との非常に綿密な連携と協力体制がなければ到底無理と言わざるを得ないと思います。

女性や子どもたちは、繰り返される暴力的な日常生活の中で自信をなくしたり、自分を大切にする自尊感情を奪われたりしていることが多くまた、夫に対する恐怖感や不安感、私どもの想像を越えるほど強いものがあります。離婚が成立して数年経っていても、電話で夫の声を聞くだけで、まだ体の震えがくるとおっしゃる方もいらっしゃいます。

母親が暴力を受けている家庭では、かなり高い確率で子どもたちにも暴力がふるわれていることははっきりしています。子どもに直接向けられる暴力はもちろんですが、母親に加えられる暴力を見聞きしている子どもへの影響も非常に大きいと思われれます。突然大きな奇声を発すると夜泣きをする、うなされる、体中に湿疹が出る、脱毛症になる、言葉の発達が遅いなど、様々な身体症状が現れます。年齢の高い子の場合、先ほど「いい子にならなくて」という抑圧感があるという話がありました。暴力をふるう相手に対する怒りもないとは言えませんが、自分や自分の母が受けた暴力に対してきちんと立ち向かえなかったと

いう、自分に対する怒りや自責の念、無力感にとられることもよくあるようです。

緊張感を解きほぐし、新たに一緒に住む家族としていたわり支え合い、関係を確かめ合っていくためには長期的なカウンセリングが必要です。吉永さんのような方が旭川にいらっしゃって、すぐにつながるような形になれば本当にいいなと思います。

サポート活動の中で本当に痛切に感じていることは、暴力の被害にあっている当事者がなぜ逃げて身を隠すような形をとらなければならないかということです。身のまわりのわずかなものを携え、中には何一つ物をもたずに私たちの元へたどり着く方もいらっしゃいます。今までつきあってきた友人や生活していた地域、日常慣れ親しんで使っていた品物、そういうものすべてを捨てて生活を始めなければならない状態は、本当に不当だと思います。また、離婚成立まで非常に時間がかかる。夫がなかなか離婚に同意せず、いろいろ口出しをしてくることもあります。そこに多大なエネルギーを費やさなければならないことも考慮されるべき問題だと思います。

そして、何よりも暴力を受けた側が心身に受けるダメージの大きさに比べて、暴力を加えた側は自分の行った行為に対する自覚がまったくない。このギャップの大きさがDV問題の本質を表しているのではないかと思います。

結局先ほど吉永さんも話されたように、DVは暴力を長い間潜在化させて、容認してきたこの社会の問題だといえます。DV防止法の制定が近いうちに実現すると思いますが、この法律がDVの未然の防止につながり、当事者たちの抱えている問題解決に役立つものとなるよう、現場にいる人間として引き続き声を上げていきたいと思っています。

【松田】 どうもありがとうございました。

続きまして、北海道立女性相談援助センターの高本美明さんにお話しいただきます。

【高本】 近年、ドメスティック・バイオレンス（以下DVと略す）や子どもの虐待の問題がずいぶん報道されるようになり、皆さんの中にもずいぶん浸透してきたという感じがします。これは両方とも同じ家族、家庭という器の中で起きているものです。

私は元々は児童問題に携わっていて、2年前にセンターに赴任しましたが、実はDVは児童虐待と非常に密接にリンクしているのだと感じ始めました。子どもの虐待という

のは、大人から子どもへという上から下への方向性をもっている。DVというのは大人同士の抗争という暴力の方向性をもっている。それがかみ合い、三極でいろいろな問題が起きるのです。

女性相談援助センターは、売春防止法に基づいた婦人相談所と婦人保護施設を統合した建物です。売春に関わる相談が減ってきたため、平成7年に北海道は条例を改正し、広く女性の保護自立に関わる相談に応じることになりました。

昨年の相談の件数は2700件ほどです。この中にはDVだけでなく、暴力団からの追及があつて逃れたいという方や、浮浪している方の相談も含まれます。DVの関係でいうと、夫婦関係や離婚の相談という分類になりますが、平成10年度の数字で約1000件がそれにあたり、全体の4割程度になります。そのうち夫、恋人からの暴力の相談は643件でした。実際に家を追われて自分の身の安全を確保する場所がないということで、センターの一時保護所に入所された方、利用された方は、平成10年で225人。同伴されているお子さんが170名ほどいらっしゃいました。単純計算で1年間のうち、3日に1人の割合で女性が子どもを同伴して、うちのセンターに入所しており、今年は1月現在でほぼ去年の数字を超えてしまっているという状況です。

職員は毎日その相談に応じています。たいへん重たい相談ですから、職員自体も相当の疲労感があります。先ほど吉永さんがおっしゃったように、自分の過去の体験と重なり合ったり、過去のケースと重なり合ったりということをずいぶん繰り返します。

それでは事例をご紹介します。夫の暴力を受け、警察のアドバイスで緊急保護したという事例です。殴る、蹴るの暴力を受け、話しかけることも許されなくて家を締め出されたという方です。人当たりのいいご主人と一年ほどつきあい、妊娠して結婚しました。結婚後、週に1回くらいの割合で殴る、蹴るの身体的暴力を受けるようになりました。ご本人が理由を尋ねると、気に食わない言い方をしたからだと言われ、自分にも悪いところがあるのかとずいぶん悩まれたそうです。妊娠中にお腹を蹴られることもありました。これはけっこう、頻繁に起きている出来事です。ここにいらっしゃる男性は「そんなことはあるわけない」思われるかもしれませんが、妊娠したとたんに暴力を振るうという事例は相当あります。ここのご家庭にはお姑さんも同居されていますが、夫の暴力が始まると黙って見ているか、ひどくなってしまうと自分の部屋に入ってしまうよ

うです。この方は一度、家庭裁判所に離婚の調停の申し立てをしています。その調停の前に、ご主人からもう二度と暴力はふるわないので離婚しないでほしいと懇願されたそうです。その方はすでに仕事を辞めていたのでお金もなく、子どもの将来を考えると離婚はいつでもできると思い直して離婚調停をとり下げたそうです。離婚調停をとり下げ、また同居を始めてからの1、2か月くらいは非常に優しく、この人は変わったのかなと感じた。しかし、それ以降また暴力が激しくなってきた。今度は殴る、蹴るだけではなく、週に1回、家から出て行けと怒鳴られて締め出されるようになった。子どもを抱いて朝まで公園や空き地で過ごしたそうです。通りがかりの人は非常に不審な目で見ていた。センターに入所する前夜に顔面を相当連打され、子どもを抱えたまま家から逃げ出した。近所の人が警察に通報し、警察が身柄の保護をしようと話をしてくれて、センターにつながったのです。「ご主人を訴えるのであれば事件化します。事件として取り上げてご主人を処分することができます」と、警察の方はそこまで言ってくれたのですが、ご本人はもう気が動転していて、警察に訴えると夫に何をされるかわからないのでできなかつたとおっしゃっていました。

道警は昨年以降、ずいぶん素早く対応して、センターに紹介していただき、それで入所される方がずいぶん増えています。以前の警察の対応とは違って、親身になって話を聞いてくれたり、身の安全を確保したりすることは、北海道においては浸透してきたのではないかと感じています。

ご本人の体調や精神状態、これから先の心配や不安などを伺うことも私の仕事の一つです。先ほどの方は、入所前は子どもと一緒に生活していくことに不安があったが、今はやっていけそうだと思っている。離婚調停を申し立てているけれども、待ち伏せされるのではないかという不安がある。他の人には理解されないかもしれないが、夫に友人がいるので外出しても不安で落ち着けない。体調の面では慢性的な腹痛や頭痛があって健康に自信がもてない。ドアが開くと夫が来るわけではないのに恐怖感がわく。吉永さんが言われていた過覚醒という状態です。これらが実際、女性の身に起きるのです。

子どもさんがいる家庭で虐待が一番激しく起きるサイクルが、レノア・ウォーカーが書いた『パタード・ウーマン（虐待される妻たち）』の中に出ています。初期は女性が妊娠している時期で、身体的虐待が増加するといわれています。二番目は幼児や小さな子どもが家にいる時期。子

どもの世話に追われる女性への嫉妬が引き金になるらしいとも言っています。三番目は子どもが思春期を迎えた時期。普通の家庭でも暴力的家庭と同様にストレスが高まると言っています。子どもは思春期になると、中立を守らないで母親を守るうとするか、虐待者と一緒になって母親を殴り始めると言っています。ずっと沈黙を守ってきた子どもの、どうしてこの状況を変えられないのかという最後の叫びが暴力行為になるか、それともお母さんを守る立場になって、「お母さん、ここからもう離れよう」と言うようになるか、思春期が境目になるようです。

私はお子さん同伴の面接もするので、その事例も紹介します。お母さんの話によると、言うことを聞かないで母親を脅す、怒られると危険な行為に出るという小学校一年生です。お母さんは夫の暴力を逃れて子どもを連れて一時保護を求めたという経緯があります。夫は子どもに対して、最初は甘やかすだけ甘やかして、その後スパルタになったようです。お尻やももにあざができることもあったという状態です。

子どもに心配なことは何かと聞くと、施設に行きたくないと言うのです。お母さんは以前、首都圏の婦人相談所に入り、児童相談所に子どもを一時預けたことがある。分離に対する不安が非常に強い。「お父さんに叩かれたことがある？」と私が尋ねると、「うん、嫌だった、痛かった」と言う。「お父さんはどんな人？」と聞くと、「怖い、嫌い。前は怒られても好きと言っていたけれど、本当は嫌いだった。嫌いと言うと怒られるから言わなかった。」「嫌なことは何かあるかな」と聞くと、「叩かれたり、迷子になったりすること。お母さんが逃げて、追いかけていくと迷子になってしまう。一番嫌なことは施設に入れられたりすること」と言うのです。

このお子さんの状態を見ると、知的には正常な発達をしていますが、お母さんに対する注意引きの行動、お母さんを引きとめようとする行動、また、頑固さや場当たり的なうそ、言い訳などが多く見られました。母子分離の不安が大きく、父親への嫌悪感、恐怖感を強く表現します。

このお子さんに絵を書いてもらいました。実がなっていて、サルがやってきて食べてしまった。ウキウキ。でもその下にハチがいて、お尻に手が伸びてつかまってしまった。グサッと刺している。カニがいて、鉄砲があって撃ったら二人とも吹っ飛んでしまったという話です。ウキウキしているサルというのは自分です。それが捕まってお尻にグサッとハチに刺されるのです。カニが何を表しているのかは

よく分かりませんが、撃ったら二人とも吹っ飛んでしまったというのは、自分も一緒に吹き飛ばされたということです。

お子さんの絵を見ながら話を聞いていると、鉄砲や大砲、怖い動物がよく出てきます。ヘビやライオン、毛虫、ハチという生き物が非常に多く登場することが特徴だと思えます。爆発している様子を描く子どももたくさんいます。反対にあまり表現ができなくて絵も描けない子どももいます。

最近いろいろな心理テストが一般的に知られるようになってきましたが、パウムテストというものをやると、真っ黒く塗りつぶしてしまう子どもがいたり、細かい葉っぱをちょうど樹冠の部分にいっぱい描いたりする子どもがいます。これは自分を包み隠していると一般的に言われます。自分の感情を覆い隠してやり過ごそうという状態が見られるのです。

これらの事例から、DVは確実に子どもに強い影響を与えていることがわかります。それがどの程度かを科学的に証明しなくてはならないと、北海道の環境生活部女性室が、DVの問題とあわせて子どもへの影響の調査をしたと新聞に出ていました。子どもへの強い影響があるということです。

北海道の調査は、アンケート調査と被害体験者の面接調査、関係機関の調査の3本立てです。アンケート調査では、子どもへの影響性について聴取しています。暴力行為を子どもが見ていたことがあるというのが31.1%、子どもが心配したり、おびえたりするようになったというのが約16%。その他子どもに悪い影響があったと思うというのが11%です。また、この面接調査で、子どもがいる26家族のうち23家族、つまりほぼ90%に父から子どもへの暴力が認められ、このうちの16家族、つまり70%に身体的暴力があります。

吉永さんのお話にもあったように、非常にリンクしているのです。子どもたちが成長するときに、自分の感情を押し殺し、なおかつ人との関わりややりとりを学習する場がないという状態が非常に大きな影響を与えます。どんな影響が現れるかも、この調査では聴取しています。

まず、身体的暴力と精神的暴力が複合しているケースでは、就寝が遅いとまだ寝ていないのかと蹴飛ばされる、言葉が話せなくなり、自律神経を病み通院したという事例。診断書には小さいころからの家庭環境の影響と書かれています。また、幼児期より食事中に頭を殴られ、ささいな

ことでうそをつく殴られ続けたこともある、心身症的で神経質、胃腸が弱い、父に対する恐怖心がある、小学校低学年のころから暴力が始まる、母親への暴力を止めに入って壁に突き飛ばされたことがある、小学校高学年から言葉が出ない、チック症状や登校拒否があったという事例。また、母への暴力を目撃しており、小学校時には身体的暴力を受けていたという子どもは「お母さん、二人でお父さんを殺そう」と言った。数年後、なぜお父さんと別れないのだと荒れだしたという事例があります。

暴力を見ているだけというのはどうかというと、母や年上の兄弟が暴力を受けているところを小さいころから目撃しており、父が帰宅すると足音を聞いただけで逃げる、布団に潜って目だけこちらを凝視している、人間関係を結ぶのがつらい、ものが食べられなかったり、吐いたりすることがあるという例があります。母への継続的な暴力を日常的に目撃した例では、母をかばうが登校拒否や人と話せなくなるなどの影響があった、思春期に素手あるいは物で殴る、蹴るが始まって、このままだと子どもが父親を殺してしまうと思って離婚した例があります。

これが、北海道が実施した調査結果のまとめです。非常に大きな影響を子どもに及ぼしていることがわかんと思います。

虐待の研究では、世代間連鎖が確かに高い確率であるはずいぶん言われていましたが、それがだんだん実証されてきたと感じています。吉永さんがおっしゃったように、こういう問題があるのだということを認識して、少しずつ周りのみんなと関係性を結んでいく。援助の和を広げていくことが何よりも大事なのだらうと感じています。今日いらっしゃった皆さんは関心のある方なので、今後のわれわれの力になるということも感じています。

実は今日JRで札幌から向かってきましたが、JRの広報誌に、北海道の作家で北海道新聞の元記者の小松山博さんが、「失われたもの」という文章を書いていました。

北海道では今、酪農の後継ぎの問題があり、フィリピンからの女性と結婚するということがあります。その取材のためフィリピンに行ったときの話です。路上生活者がフィリピンにはたくさんいる。通りかかると、路上生活者がご飯を差し出して食べると言ってくれる。子どもを抱えた女性でもそういうことを言ってくれて、非常にびっくりして考え込んだと書いています。それで、8歳のころ近所のおばさんのところに行くと、「おめえ、まんま食ったか」とよく言われたことを思い出した。人にもものを分け与えたり、

人の気持ちを考えて言葉をかける。これがこの 60 年の間に日本の中で失われてしまったことだということです。

非常に心に残っていて、物質が豊かになった反面、人のことを考えたり、相手の立場を考えて声をかけたりするという、ちょっとしたことが忘れられているのだらうと思っています。

【松田】 DV の子どもへの影響は、先ほど高本さんがおっしゃっていたように家庭の中で起こっていて外から見えにくい。力の強いものから弱いものに暴力がふるわれているのです。子どもの虐待の調査をみみると、実父からの暴力が 25%、そして実母からの暴力は 58%、あわせると 80%以上が自分の親からとなっています。暴力を受けている母親が子どもへ暴力をふるうというケースもあるわけで、子どもが思春期になると、今度は親に対して暴力をふるうような形で出てくる問題も報告されています。

そして、暴力は親から子へ、子からその次の世代へと連鎖していく調査結果が少しずつ出てきています。ただしこれは本人あるいは周りの人が自覚して対応することによって断ち切れる性質のものということもわかってきています。本日は見えない問題、少しずつわかってきた問題、将来調査結果によって対応しなければならない問題など、DV の女性と子どもへの影響について、さまざまな面からお話しいただきました。皆さん、どうもありがとうございました。